

令和7年度原子力規制委員会年度業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性（政策評価書）

| | | | | | | | |
|-------------|---------------------------|-----------|------------------------------------|-------|--|-------|-------|
| 施策名 | 1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実 | | 施策に関する内閣の重要政策 (施政方針・閣議等のうち主なもの) | | 原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2025 | | |
| 評価 | | | 目標設定の考え方・根拠 | | 原子力規制委員会第3期中期目標 令和7年度原子力規制委員会年度業務計画 | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| | 予算の 状況 (百万円) | 当初予算(a) | 2,818 | 2,612 | 2,540 | 2,661 | 2,827 |
| | | 補正予算(b) | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,090 |
| | | 繰越し等(c) | 39 | 60 | 0 | 0 | |
| | | 合計(a+b+c) | 2,857 | 2,672 | 2,540 | 2,661 | |
| 執行額(百万円) | | 2,330 | 2,287 | 2,160 | 2,404 | | |

■各施策の進捗等の評価

| 成果目標 | (1) 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓の伝承等を通じ、組織理念、原子力安全文化に関する宣言、核セキュリティ文化に関する行動指針に対する職員の理解を深め、活動原則等にとり業務を遂行する。 | | | | |
|--|--|---|----|---|---|
| 施策目標 | 原子力規制委員会年度業務計画 | 年度業務計画の進捗状況 (年度業務計画に基づく施策の取組状況について、評価の視点への対応を踏まえて記載する。) | 評価 | 評価結果の理由、要因の分析 | 次年度の取組の方向性等 |
| ①事故対応の経験者による研修や様々な階層におけるコミュニケーション等を通じ、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を、知識としてだけでなくその危機意識まで確実に次世代の職員に継承する。 | ・新規採用職員が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を学ぶための現地研修を継続的に実施する。また、新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省をもとに発足した原子力規制委員会の意義についての講話を実施する。(I) | <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員を対象に、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省をもとに発足した組織としてその経験と教訓を伝えるための研修を実施したか) ・新規及び中途採用職員向け研修において、幹部又は事故経験者の講話を組み込み、東京電力福島第一原子力発電所事故当時の対応から得た教訓や知識だけでなく、危機意識も共有する研修として実施したか) ・上記研修を基礎として、組織全体を対象とした組織理念の浸透に資する研修等を企画・検討したか) ・新規採用職員を対象とする東京電力福島第一原子力発電所における現地研修について関係機関と調整、準備を行い、計画通り11月に実施し、対象者全員が参加した。また、同研修へ新たな視察先を追加すべく、現地の視察を行う等、内容の充実化に向けた検討を開始した。 ・新規及び中途採用職員向け研修について、東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者による講話を研修に組み込み、4月に新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修を、10月に中途採用職員向け研修(第2回)をそれぞれ実施し、計74名が参加した。 ・他の組織における重大事故対応への経験や教訓の継承に関する研修手法を参考とするための見学会を下半期に実施した。また、5月に改正された「任用資格に係る教育訓練課程」において原子力規制委員会の中立性・公正性や組織理念の学習を義務化した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・各取組について、計画どおり、適切に研修を実施し、また新たな研修の検討を進めた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度に実施した各取組の結果を踏まえ、引き続き適切に準備を行う。 |
| | ・東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、職員が普段から留意しておくべき事項(原子力規制庁の職務倫理)をまとめ、それを研修等で使用し、事故の教訓や組織理念の浸透を図る。(II) | <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制庁の職務倫理の作成・研修を通じて、職員に事故の教訓や組織理念を浸透させることができたか) ・検討の結果、今後改定する人材育成の基本方針の内容に沿って取りまとめる必要があると判断した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・今後改定を予定している人材育成の基本方針の中の強化すべき人事施策の方向性として、組織全体としての一体感を高める取組や自らを省みる機会の創出が挙げられており、福島第一原子力発電所事故の教訓の職員への具体的な浸透のさせ方は、これらの取組に沿って検討する必要があると判断したため。 ・留意事項の取りまとめができなかったものの、人材育成の基本方針の改定後、相当の期間を要さずに作成が可能であると考えられる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成の基本方針の改定に合わせて、引き続き検討を進める。 |
| | ・部署を問わないコミュニケーション施策の実施など、組織横断的な安全文化の育成・維持に係る取組を実施する。(I) | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション施策等を実施する中で、東京電力福島第一原子力発電所事故の学びや経験を共有する機会を設けることができたか) ・原子力安全文化の育成・維持に係る取組に際して、東京電力福島第一原子力発電所事故とのつながりを意識できる取組を行ったか) ・令和6年度に引き続き、組織理念のより一層の浸透を目的に、民間企業等において企業理念の浸透に係る施策等に取り組んだ経験を持つ有識者の講演及び当該講演を踏まえた職員間での議論の場を設けることを計画・実施した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・有識者の講演等について、滞りなく準備を進め、実施した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の実施内容を踏まえ、課題等を整理して来年度も引き続き実施する。 |

| | | | | | |
|--|---|--|---|--|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度に実施した原子力安全文化に関するアンケート調査について、各課等における議論や業務の改善等に資するよう、課ごとのフィードバック結果をその活用方法等と併せて共有した。 管理職等に対するフィードバック結果の捉え方と活用の仕方に関するワークショップを5月29日及び6月3日に実施し、各課等のマネジメントに関する取組について、参加者間での意見交換等を実施した。 | | | |
| <p>②組織理念等が職員一人ひとりの働き方や振る舞いに浸透・定着するよう、組織の各階層の主体性を引き出しつつ、学習機会やコミュニケーション機会の定期的な設定、理解のための資料等の継続的な拡充・見直しなど、原子力安全文化や核セキュリティ文化の育成・維持に係る取組を行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度までに実施した安全文化の育成・維持に係る取組を踏まえた今後の取組の方向性を具体化するため、令和7年度以降の行動計画を策定する。(Ⅲ) | <ul style="list-style-type: none"> (・安全文化の育成・維持において目標とするものを明確化することができたか) (・令和6年度までの取組の結果を踏まえ課題を整理することができたか。その際、組織全体・課等・職員個人など対象ごとの課題として整理できたか) (・整理した課題への対応策を、実行性を念頭に検討し、第3期中期目標期間中に効果の発現を見込める行動計画を策定することができたか) <ul style="list-style-type: none"> これまでに実施してきた原子力安全文化の育成・維持活動と第3期中期目標を比較するため、不足している施策、課題点等の整理を行い、来年度以降の行動計画の策定に向けて、その進め方について検討を行った。 | B | <ul style="list-style-type: none"> 室内の業務量や体制の状況からこれまでの取組を踏まえた課題の整理等や、安全文化の取組の方向性について検討すべき課題が複雑かつ多様であり、また安全文化だけでなく、組織文化として原子力規制委員会がどうあるべきかの位置づけについても考慮するべきではないかという議論があり、検討に時間を要したため、行動計画の策定を来年度以降に行うこととした。 | <ul style="list-style-type: none"> 課題点等を明確化し、行動計画案を検討する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 組織理念や原子力安全文化宣言の行動指針が職員一人ひとりの振る舞いに定着するよう、特にバックオフィス系職員の安全文化に係る理解度向上に向けた取組を中心に、学習機会の創出や資料の拡充といった理解度向上のための施策を実施する。(Ⅱ) | <ul style="list-style-type: none"> (・組織理念や原子力安全文化宣言の行動指針が職員一人ひとりの振る舞いに浸透する上でのネックとなっている課題を検討・整理することができたか) (・組織理念等に対する職員の理解度を部署ごとに整理し、理解度が不足する要因を明確にした上で、理解度向上のために取り組むべき課題を検討できたか) (・理解度向上のために、どのような情報を伝えることが必要であるかを検討することができたか) (・理解度向上のための施策について、職員が関心を持ち、前向きな参加につながるような工夫をすることができたか) (・上記取組を踏まえ、安全文化の理解度向上につながる学習機会の拡充や創出について検討することができたか) <ul style="list-style-type: none"> 各職員に「私の原子力安全文化・核セキュリティ文化に関する宣言カード」を配布した。また、組織理念や原子力安全文化宣言等を記載したポスターを見直し、各課等に配布した。 各職員の組織理念・安全文化に係る理解度の向上のため、新規採用職員及び中途採用職員向けの研修において必要な教育を行っている。 組織全体への安全文化の理解度向上に資する学習機会の創出に係る検討のため、他の組織における重大事故対応への経験や教訓の継承に関する研修手法を参考とするための見学会を実施した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 適宜安全文化宣言カードの配布を行い、研修等も予定どおり対応した。 計画どおり適切に実施した。 | <ul style="list-style-type: none"> カードの配布等は引き続き実施する。 アンケートによる調査等を踏まえ、部署ごとの、特にバックオフィス系の職員の理解促進のための更なる取組を検討する。 さらなる学習機会の拡充や創出のために関係課室において検討していく。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 部署を問わないコミュニケーション施策の実施など、組織横断的な安全文化の育成・維持に係る取組を実施する【再掲】ほか、良好事例の共有などにより課室毎の主体的な安全文化育成・維持に向けた取組の支援を行う。(Ⅰ) | <ul style="list-style-type: none"> (・コミュニケーション施策へ部署を越えた幅広い層の職員が参加したか。) (・安全文化の育成・維持に係る各課等における良好事例を抽出し、整理・共有することができたか。) (・各課等が安全文化の育成・維持活動へ主体的に取り組むように工夫できたか。) <ul style="list-style-type: none"> 部署を問わないコミュニケーション施策として、「原子力規制庁職場参観日」を実施した。 令和6年度に引き続き、組織理念のより一層の浸透を目的に、民間企業等において企業理念の浸透に係る施策等に取り組んだ経験を持つ有識者の講演及び当該講演を踏まえた職員間での意見交換会を開催した。 各課室への支援として、令和6年度及び令和7年度に実施した原子力安全文化に関するアンケート調査について、各課等における議論や業務の改善等に資するよう、課ごとのフィードバック結果をその活用方法等と併せて共有した。また、管理職等に対するフィードバック結果の捉え方と活用の仕方に関するワークショップを5月29日及び6月3日に実施し、各課等のマネジメントに関する取組について、参加者間での意見交換等を促した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 想定どおり進捗した。 | <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度の実施内容を踏まえ、課題等を整理していく。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 核セキュリティ文化醸成に向けた研修を職員に対して着実に実施する。(Ⅰ) | <ul style="list-style-type: none"> (・職員を対象とした核セキュリティ文化醸成に係る研修を令和7年度上期までに計画的に実施したか。) (・核セキュリティ文化醸成に係る研修の中で、核セキュリティ文化の意義や必要性について気づきが得られるための工夫ができたか。) (・研修内容等を検討するに当たって、安全文化アンケート調査の結果を分析し活用できたか。) <ul style="list-style-type: none"> 原子力安全人材育成センター主催の、新規採用職員向け研修、原子力検査官基礎研修等にて核セキュリティ文化に係る講義を実施した。 原子力安全人材育成センター主催の、新規採用職員向け研修、原子力検査官基礎研修等にて核セキュリティ文化に係る講義を実施するに当たり、新規採用職員向け研修では核セキュリティ文化とは何かについて平易な言葉で説明し、原子力検査官基礎研修では事業者における核セキュリティ文化醸成が有効な核物質防護体制を確 | A | <ul style="list-style-type: none"> 想定どおり進捗した。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き核セキュリティ文化醸成に係る研修を実施する。 |

| | | | | | |
|---|--|---|---|--|--|
| | | <p>保・維持するために重要であることを、より具体的事例やフリーディスカッションを交えて説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力安全人材育成センター主催の原子力検査官基礎研修等で核セキュリティ文化に係る講義を実施するに当たり、令和6年度安全文化アンケート調査の結果を分析・活用し、受講者が思う核セキュリティ文化の特性や核セキュリティの有効性を確保するために重要だと考えることなどを書き出してもらい、核セキュリティ文化に関する認識を具体化してもらう取組を行った。 | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 核セキュリティ文化に対する職員の理解度向上のための学習機会の創出や資料の拡充を行う。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・安全文化アンケート結果の分析結果等を活用し、核セキュリティ文化の職員理解を向上させるために必要となる施策や拡充すべき資料を検討することができたか。) (・原子力安全文化の育成・維持のための施策と連携して実施することができたか。) 安全文化アンケート結果の分析結果等を活用し、原子力検査官基礎研修で行った核セキュリティ文化に係る講義における核セキュリティ文化に関する認識を具体化する取り組みに反映させた。 原子力安全文化の育成・維持のための施策と連携するため、安全文化アンケートの項目に核セキュリティ文化に関する項目を入れたほか、適宜検討を行った。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 想定どおり進捗した。 | <ul style="list-style-type: none"> 核セキュリティ文化の醸成に資する取組について検討する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 核物質防護における国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を継続的に実施する。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・核物質防護における検査での気付き事項等の国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を職員間で定期的に実施したか。) 核物質防護における検査での気付き事項はGaroon等を利用して必要な職員間で情報共有・議論されており、令和7年度は13件共有した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 想定どおり進捗した。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き職員間で情報共有及び議論を実施する。 |
| ③組織を構成する各部署・各職員の取組や考え等について組織内部で柔軟にコミュニケーションができる環境を整備し、運用する。 | <ul style="list-style-type: none"> 組織の垣根を越えた職員間の交流が、継続的に機能するようにさらなる活性化を図る。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・職員間の様々な交流の活動状況を踏まえ、それらの活動の活性化を図るための企画をしたか。) 各課等が実施している取組を整理した「情報共有・意見交換等の取組状況スペース」等について、庁内に周知するとともに、新規採用者・中途採用者向け研修資料においてそれらの活動を紹介する等の周知活動を行った。また、出張同行者募集の仕組みの改善し、出張同行ポータルサイトを新設・試運用を開始した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 想定どおり進捗した。 | <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度も引き続き研修等での周知活動を行うとともに、出張同行者募集の仕組みについては、新ポータルサイトの試運用のフィードバックも踏まえて運用していく。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 所属部署を問わず職員が自由闊達にコミュニケーションできる場を維持・改善し、より活用されるような取組を行う。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・コミュニケーションの場において、職員間で自由闊達なコミュニケーションが図られているかを確認し、必要な工夫・改善をすることができたか。) (・コミュニケーションができる場の存在や活用方法を組織内に周知するなど、より多くの職員が認知できるような取組を行えたか。) これまでの内部監査で抽出した良好事例の取りまとめ及び職員からの写真の募集を行い、8月8日に開催した参観日に合わせてギャラリースペースの展示内容を更新した。 出張コーヒープレークを月に1～2度実施し、効果や感想を庁内に共有した。継続的な改善に向けてアンケート調査を実施した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 特に、出張コーヒープレークはアンケート結果を基に改善を実施している。 | <ul style="list-style-type: none"> 来年度も引き続き実施する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 各課等が実施する情報共有や意見交換等の取組を整理し、これらの取組の活性化に向けた支援を行う(II) | <ul style="list-style-type: none"> (・各課等が実施する情報共有や意見交換等の取組を網羅的に把握することができたか。) (・これらの取組の組織内への共有や統廃合といった合理化等を通じ、認知度の向上や参加者の拡大といった活性化につながる支援ができたか。) 各課等が実施している取組を整理した「情報共有・意見交換等の取組状況スペース」の閲覧性向上のための改善を行い、庁内に周知した。また、関係課と連携し、直近では実施されていない取組について、現状に則した形とすることを提案し、具体的には、妊娠、出産、育児等との両立を話題とした職員での座談会等を開催した。また、課室長間の意見交換について支援を行った。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 想定どおり進捗した。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「情報共有・意見交換等の取組状況スペース」の改善を継続し、関係課との調整を基に情報共有等の取組の活性化の支援を行う。 |
| ④組織全体の原子力安全文化や核セキュリティ文化について、適切な評価手法をもって定期的に評価を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> 組織全体の原子力安全文化及び核セキュリティ文化について、客観的な評価も視野に入れた適切な評価手法の検討を行う。(III) | <ul style="list-style-type: none"> (・組織文化の評価手法について、効果的な実例を収集・把握することができたか。) (・安全文化の育成・維持において目標とするものを検討し【再掲】、目標実現につながる評価のあり方を検討することができたか。) (・核セキュリティ文化の醸成・維持において目標とするものを検討し、目標実現につながる評価のあり方を検討することができたか。) (・評価のあり方を踏まえ、自己評価に留まらない客観的で、規制委員会において実行可能な評価手法を検討することができたか。) 他組織における組織文化の評価及びその手法の事例を調査するため、令和7年度に行う作業の方針やスケジュールの検討を行った。 上記の調査結果を参考に新たな評価手法を実装するための段取りとして、令和8年度以降に行う作業の方針及び長期的なスケジュールを取りまとめた。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 今後の具体的な業務進捗の取組について、想定される業務内容を踏まえて検討した。 想定どおり進捗した。 | <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度に調査結果の分析を行い、令和9年度に新たな評価手法に基づく調査を実施する予定。 今後は、核セキュリティ部門ではなく、全庁的な取り組みとして取り扱うこととしたい。 |

| | | | | |
|--|--------------------------------------|---|---|--|
| | | ・核セキュリティ文化の醸成・維持に係る検討を行った結果、全庁的な検討が必要との結論となった。 | | |
| | ・組織全体の原子力安全文化の育成・維持の状況を適切に自己評価する。(I) | (・前年度調査の結果等を踏まえ、調査手法の見直しを検討したか。) (・自己評価により、原子力安全文化の育成・維持に係る取組等の改善につながる結果を得ることができたか。) (・他組織による職員の意識調査結果と比較するなど、自己評価の結果を客観的に分析することができたか。) ・安全文化アンケートを実施し、結果をマネジメントレビューに報告した。 | A | ・想定どおり進捗した。 ・今年度の実施内容を踏まえ、課題等を整理して来年度も引き続き実施する。 |

| 成果目標 (2) 原子力規制委員会マネジメントシステムに基づく組織の運営管理の下で、行政機関としての役割を法令等に基づき着実に実施するとともに、組織内部の知見等も活用しながら、業務をその存廃を含めて継続的に改善する。 | | | | | |
|--|--|---|----|---|--|
| 施策目標 | 原子力規制委員会年度業務計画 | 年度業務計画の進捗状況 (年度業務計画に基づく施策の取組状況について、評価の視点への対応を踏まえて記載する。) | 評価 | 評価結果の理由、要因の分析 | 次年度の取組の方向性等 |
| ①原子力規制委員会マネジメントシステムに対する組織全体の理解を深め、業務のプロセス管理や業務計画の策定・評価改善等の実効性を向上させながら、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく政策評価プロセスと一体で原子力規制委員会のマネジメントシステムを着実に運用する。 | ・政策評価法に基づく政策評価プロセスと連携して原子力規制委員会全体の業務の評価・改善を実施するなど、マネジメントシステムを確実に運用する。(I) | (・原子力規制委員会マネジメント規程に基づく業務を漏れなくかつ遅滞なく実施し、業務改善に資する結果を得られたか。) (・中間評価において、業務の進捗を踏まえた計画の適切な見直しをすることができたか。) (・原子力規制委員会年度業務計画等をより適切な根拠等の下で評価し次年度以降の取組につなげられるよう、評価の視点を中間及び年度末評価等へ適切に活用できたか。) (・各課等における主体的な業務管理・業務の見直しを促進するような取組を行ったか。) ・原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、課等年度業務計画を作成した。 ・原子力規制委員会年度業務計画及び課等年度業務計画について、原子力規制庁マネジメント委員会による中間評価を踏まえ、令和7年度原子力規制委員会年度業務計画の変更を行った。 ・原子力規制委員会年度業務計画及び課等年度業務計画について、年度末評価及びマネジメントレビューを行った。 ・第3期中期目標を意識して評価を実施できるよう、また、年度業務計画そのものを評価できるよう、評価様式の見直しを行った。 | A | ・今後の改善につながるような、より適切な評価を行うため、様式の見直しを行った。 | ・来年度も引き続き実施する。 |
| | ・政策評価法に基づく業務を着実に実施する。(I) | (・マネジメントシステムとの連携の観点から、政策評価に係る取組や業務の効率化等の改善・工夫を行ったか。) (・総務省の政策評価ガイドラインを踏まえて、効果的・効率的な評価を実施することができたか。) ・令和6年度マネジメントレビューにおける政策評価書を基に令和6年度政策評価書案を作成し、令和7年度第1回原子力規制委員会政策評価懇談会(令和7年8月21日実施)の結果等を踏まえ、令和7年度第27回原子力規制委員会(令和7年8月27日)で令和6年度実施施策及び規制の事後評価の政策評価書を決定し、総務大臣への通知、原子力規制委員会HPでの公表を行った。 ・令和6年度第71回原子力規制委員会(令和7年3月26日)において決定した令和7年度原子力規制委員会政策評価実施計画について、令和7年度に事後評価の対象にする必要がある規制に漏れがあったため、令和7年度第1回原子力規制委員会(令和7年4月2日)において修正した。 ・令和7年度第47回原子力規制委員会(令和7年12月10日)において原子力規制委員会政策評価基本計画及び令和7年度原子力規制委員会政策評価実施計画を変更し、事後評価を政策の見直しに反映させることでPDCAサイクルに沿ったものとする見直しを行った。これを受けて、令和7年度実施施策の事後評価を令和7年度中に実施し、令和7年度マネジメントレビューと一体となって、令和8年度原子力規制委員会年度業務計画の策定に反映した。 | A | ・規制の事後評価書案の作成に当たっては規制の所管課との調整を丁寧に実施した。 ・政評懇の意見を踏まえ、政策評価法の趣旨をより適切に反映するため総務省と相談の上で、事後評価プロセスの見直し検討を行った。また、政策評価とマネジメントシステムの連携を図ることで、政策評価の作業による負担増にならないように配慮した。 | ・見直しを行った政策事後評価プロセスに基づいて、政策評価のPDCAサイクルを回していく。 |
| | ・資料の作成や研修の実施など、職員個人がマネジメントシステムに対する理解を深めるための施策を実施する。(II) | (・職員個人のマネジメントシステムへの理解における課題を整理することができたか。) (・理解に係る課題を踏まえ、マネジメントシステムの有効性や重要性などを伝えられる資料を作成することができたか。) ・研修資料の拡充を行い、新規採用職員及び、中途採用職員研修を実施した。 ・ポータルサイトにマネジメントシステムに関する情報を集約・掲載し、各職員のマネジメントシステムへの理解が深まるよう継続的に更新・周知を行った。 | A | ・想定どおり進捗した。 | ・アンケート調査を通じて、マネジメントシステムに対する職員の理解度を分析し、課題を明確化する予定 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|--|--|
| ②マネジメントレビューにおける評価等を踏まえ、中期目標の進捗の評価、無駄の多い業務や効果の薄い業務プロセスを特定し効率化・廃止するための仕組みや職員の気付き事項を広範に収集し適切に業務改善に反映するための仕組みを創設するなど、マネジメントシステムそのものを継続的に改善する。 | ・非効率や無駄な業務等に係る職員の気付き事項を広範に収集し適切に業務改善に反映するための仕組みを検討する。(Ⅰ) | (・職員の気付き事項を広範に収集し業務改善に反映するための仕組みを、運用のための体制も含めて構築できたか。) (・令和7年度内に試験的に運用を開始し、改善点などを抽出・整理することができたか。) | A | ・業務改革推進チームの働き方改革WGが主体となって実施している。 | ・引き続き実施する。 |
| | ・無駄の多い業務や効果の薄い業務プロセスの特定と効率化・廃止に各課等が主体的に取り組むための仕組みについて、令和8年度内の運用開始を目標に、原子力規制委員会のマネジメントシステムにおける在り方を検討する。(Ⅱ) | (・他組織における業務効率化等に係る仕組みを調査し、効果的な事例等を収集・把握することができたか。) (・業務の効率化や廃止に向けた各課等の自主的な取組を促進するための仕組みを、課等年度業務計画の活用など、原子力規制委員会マネジメントシステム上で検討することができたか。) | A | ・課等年度業務計画を活用した仕組みについて検討を行った。 | ・課等年度業務計画の全課室共通で設定を行う欄に「業務見直し(不要と判断する業務の削減を含む)」という項目を追加する。 ・令和8年度は、マネジメントシステムにおける業務削減の位置付けについて検討する。 |
| | ・令和5年度に取りまとめた見直しの方向性や、IRRSに向けた対応等を踏まえ、令和8年度以降の原子力規制委員会マネジメント規程見直しに向けた検討を進める。(Ⅱ) | (・IAEAの基準やISO等の規格と照らして、原子力規制委員会のマネジメントシステムについて見直すべき事項を特定できたか。) (・規制委員会全体・各課室・職員といった各階層が業務の遂行・改善に主体的に取り組むようにする観点から、見直すべき事項の特定や見直しの方向性について検討できたか。) | A | ・想定どおり進捗している。 | ・検討した方針に従い、具体的な対応を進める。 |
| | ・第3期中期目標に対する進捗評価の在り方を検討する。(Ⅱ) | (・原子力規制委員会年度業務計画の評価等と連携した第3期中期目標の成果目標の評価の在り方について検討することができたか。) (・令和7年度のマネジメントレビューにおいて試行できるよう検討を進めることができたか。) | A | ・想定どおり進捗している。 | ・引き続き検討を進める。 |
| ③公文書管理、情報公開、個人情報保護、会計手続、国立研究開発法人の業績評価や国家資格試験の実施等の法令等に基づいて実施すべき業務を着実に実施するとともに、規程やマニュアル類の見直しや情報システムの活用等の内部支援の拡充等により、業務プロセスの継続的な改善を進める。 | ・行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め、行政文書の適切な管理を実現する。(Ⅰ) | (・行政文書管理体系の理解を促進し、重要性の認識を深めるための研修等を実施したか。) (・適切な文書管理を実現するため、周知等を行ったか。) | A | ・想定どおり進捗している。 | ・来年度も引き続き、全職員向けのeラーニングによる研修を実施する。また、内閣及び国立公文書館の講師を招へいし、新規着任の文書管理者等向けの研修を行う。さらに、四半期に一度行政文書の整理推進の庁内周知を継続して行う。 |
| | ・近い将来の庁舎移転における文書管理上のトラブル回避のための計画を策定する。(Ⅱ) | (・庁舎移転における文書管理上の論点や課題を特定し、それを踏まえた行動計画を策定したか。) | A | ・想定どおり進捗している。 | ・行動計画に基づき進めつつ、適宜見直しを行う。 |
| | ・情報公開法に基づく開示請求について、開示期限内に適切に情報開示を実施するとともに、必要に応じてマニュアル等の見直しを行う。(Ⅱ) | (・情報公開法に基づく開示請求について、関係部署間で連携を図り、審査基準等に基づき開示対象文書・不開示情報を特定し、開示期限内に情報開示を実施できたか。) (・開示請求の事務手続に関する共有すべき事項について、共有方法を検討した上で、必要に応じてマニュアル等に適切に反映することができたか。) | A | ・関係部署間での連携や審査基準等に基づいた審査が、着実に行われたため。 ・開示請求の事務作業に当たり、適宜、マニュアルの見直しや記述の適正化を行ったため。 | ・引き続き、関係部署間で適宜、連携することで、開示期限を超過することなく、審査基準等に基づいた審査により、開示請求への対応を実施する。 ・引き続き、開示請求の事務手続に関する共有すべき事項について、適宜、共有やマニュアル等の見直しを行う。 |

| | | | | |
|---|--|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会が保有する個人情報の適切な管理のため、注意喚起等を行うとともに、管理状況の確認を実施する。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・保有個人情報等の適切な管理について、的確な注意喚起や情報提供を行うことができたか。また、監査・点検による確認を実施できたか。) (・保有個人情報等の漏えい等の事案が発生しなかったか。発生した場合は、関係法令等に基づき、必要な対応を行ったか。) <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度の個人情報の管理及び利用の状況に関する監査及び点検を実施した。当該監査・点検の結果等を踏まえ、保有個人情報の適切な管理のための注意喚起や情報提供を行った。 個人情報の漏えいのおそれを含む情報セキュリティインシデントに該当する事案が発生したものの、関係部署間で連携し、法令に基づく対応を行うとともに、注意喚起及び類似事案への対応方法についての周知を繰り返した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 関係部署間で速やかに情報共有を行うとともに、必要な対応を連携して行ったため。 監査・点検を年度内に実施し、完了したため。 関係部署間で連携し、個人情報保護法に基づく報告等の必要な対応を、確実に行ったため。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、個人情報を含む情報セキュリティインシデントが発生した際には、注意喚起や情報提供を行う。 引き続き、個人情報の漏えいのおそれを含む情報セキュリティインシデントが発生した際には、関係部署間で連携し、関係法令等に基づき、必要な対応を行う。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 会計法令に基づき会計業務を着実に遂行するとともに、規程類やマニュアルの整備・改正を行い庁内への適切な情報提供を行う。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・会計法令に基づき、給与・共済・旅費・契約・国有財産管理等の会計業務について、各課室と適切に調整し、期限内に誤りなく執行・管理したか。) (・法令の改正等に併せ、規程類やマニュアルの整備・改正を遅滞なくかつ漏れなく行い、会計部門イントラや庁内掲示版を通じ適切な情報提供を行ったか。) <ul style="list-style-type: none"> 各課室に対して各会計業務の担当窓口を示し、余裕を持って調整をすることで、期限内に誤りなく執行した。課室の手続がトラブル等により遅滞している状況を発見した際には、速やかに、助言・対応案を示し、着実な執行につなげた。 改正旅費法の運用状況を踏まえた FAQ の新たな整備や、少額随意契約の基準額の変更等を受けた入札・契約マニュアルの改正など、法令の改正等に合わせ、規程類の整備・改正を遅滞なく実施した。これら情報については、会計部門イントラや掲示板において庁内周知を徹底した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 想定どおり進捗した。手続の遅滞が発見された際、直接担当する課室外の関係者とも綿密に連携し対処することで、早期の問題解決を図ることができた。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き着実に遂行する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 国立研究開発法人の中長期目標達成に向け、JAEA及びQSTの業務の実績に関する評価を着実に実施する。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・規制行政及び原子力防災に対する適切な技術支援、研究開発成果の最大化等に向けて、次年度以降の業務運営の改善等に資する評価を定められた期日内に実施できたか。) <ul style="list-style-type: none"> JAEAの共管部分について、第24回(令和7年7月24日)及び第25回(令和7年7月31日～8月1日)JAEA部会における意見を踏まえ、令和6年度における業務の実績に関する評価の案を取りまとめ、令和7年度第25回原子力規制委員会(令和7年8月20日)において、決定した。その後、速やかに文科省及び経産省とともにJAEAに対して評価結果を通知しており、計画通り今年度における評価の実施が完了した。 QSTの共管部分について、第21回(7月8日)及び第22回(7月29日)QST部会による議決をもって、令和7年度第25回原子力規制委員会(令和7年8月20日)において、令和6年度業務実績評価を決定した。その後、速やかに文科省とともにQSTに対して評価結果を通知しており、計画通り今年度における評価の実施が完了した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 想定どおりに実施できた。 | <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度は、JAEAの令和7年度業務評価と中長期計画の中間評価を着実に実施する。 令和8年度も同様の取組を進めていく。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 原子炉主任技術者試験及び核燃料取扱主任者試験に係る業務について、法令に基づき着実に実施する。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・原子炉主任技術者試験及び核燃料取扱主任者試験に係る業務を着実に実施するため、試験委員会の開催、試験問題の作成及び試験の実施等を適切に行ったか。) <ul style="list-style-type: none"> 原子炉主任技術者試験及び核燃料取扱主任者試験に係る業務を着実に実施するためスケジュール管理を徹底し関係者と協力しながら必要なプロセスを着実に実行し、例年どおり9月に炉主任口頭試験、3月に炉主任筆記試験、核取試験を実施した。 国家試験の受験申込等の電子申請を可能とするために、デジタル庁に協力して、番号法、住基法の改正作業を行った結果、令和7年5月に改正法が成立・公布された。また、関係規則の改正について案を作成し、意見公募手続を経て令和8年3月に改正された。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 想定どおりに実施できた。 | <ul style="list-style-type: none"> 試験問題作成業務など試験実施に向け、更に関係者と協力しながらスケジュール管理を徹底して業務を遂行する。また、出題ミスなどのトラブルの未然防止に努める。 国家試験の受験申込み等の電子申請を可能とするための取組を引き続き実施していく。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 放射線取扱主任者試験の実施及び合格者発表に係る業務を適切に行う。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・登録試験機関の試験実施業務を適切に監督することで試験の問題誤りの再発を防止し、合格者の発表に係る官報掲載及び合格証の印刷業務について、登録試験機関から共有される「試験業務スケジュール」を参照し遅滞なく業務を遂行したか。) <ul style="list-style-type: none"> 試験問題作成後に印刷用原稿の体裁を整える過程でミスが生じたため、今年度も試験問題に誤りが発生した。令和7年度第31回原子力規制委員会(令和7年9月17日)において、誤り発生後の登録試験機関の対応を含め報告を受けるとともに、当該登録試験機関に対し、原因の究明及び再発防止策の検討を求める指導文書を原子力規制庁から発出する旨の報告を受けた。さらに、令和7年度第51回原子力規制委員会(令和8年1月14日)にて、登録試験機関から提出された再発防止策の内容及びその再発防止策が適切なものと原子力規制庁は評価した旨の報告を受けた。 合格者の発表に係る官報掲載や合格証の印刷業務といった後続のスケジュールへの影響はなく、登録試験機関 | A | <ul style="list-style-type: none"> 評価の視点を踏まえておおむね実施していると評価できる。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、放射線取扱主任者試験の実施及び合格者発表に係る業務を適切に行う。また、登録試験機関における今年度の試験問題の誤りに対する再発防止策について、引き続き、複数回の立入検査を実施し、再発防止策の履行状況を確認する。 |

| | | | | |
|---|--|---|---|--|
| | | から共有されている「試験業務スケジュール」に基づき、業務は遅滞なく遂行された。 | | |
| | ・重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の施行に係る体制を整備する。(I) | (・重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の施行に係る関係規程類の整備等ができたか。) ・5月の重要経済安保情報保護活用法の施行に間に合うように重要経済安保情報保護規程の制定及び文書管理要領等の内規の改正を行った。 | S | ・重要安保法は新法であり、また、類似の特秘法とは異なり実業務が発生することから、その意味で確かな前例となるものがない中で、内閣府を始めとする関係省庁と綿密な準備・調整をして、法施行に間に合うようタイトなスケジュールでの内規整備を完了させ、各種窓口の新設等体制整備を行った。また、前例がない中内閣府と調整しながら円滑な施行に向けて適性評価の実施手続等を進めることができています。 |
| | ・原子力施設の安全情報等に関する申告(原子炉等規制法第66条に規定する申告及び公益通報者保護法に規定する公益通報)に対して法令等に則り迅速に対応し、施設の安全向上につなげる。(I) | (・申告に係る情報提供があった場合に、原子力施設安全情報申告制度運用要領に基づき、安全規制上の重要性を適切に判断するとともに、安全確保に関する重要な問題を発見する端緒ととらえて、迅速に事実関係の調査を行い、結果に基づいて必要な対応を行ったか。) (・申告に係る情報提供への対応過程において、寄せられた情報に関する秘密保持及び申告に係る情報提供者の個人情報保護に最大限の配慮を行ったか。) ・今年度は、従来とほぼ同等の提供ペースで新規の情報が提供されていたが、中部電力自身が不正行為について公表した後は、新規の情報提供が増加し、それらの法令違反の可能性や原子力施設・RI施設の安全性の問題の可能性の有無の観点から情報内容を精査し、必要な調査を実施した。その結果、本年度は、申告案件として受理したものが2件となった。 また、中部電力浜岡原子力発電所の不正行為に係る申告事案の調査においては、令和7年2月に申告制度に基づく情報提供を受けた後、情報提供者の保護を最優先にしつつ、迅速に調査を行った結果、令和8年1月5日に中部電力自身が不正行為について公表した。 ・調査委員会を計8回開催した。調査に当たっては、情報に関する秘密保持及び情報提供者の個人情報保護に最大限の配慮を図りつつ、必要な調査を行った。 ・職員が申告を受けた際に適切な対応がとれるように、申告制度に関する新規採用職員向け研修、個人・グループ演習を中心とした半日研修等を実施した。加えて、特定の部署の事例に特化した研修や、検査官会議において申告案件について注意喚起を行うなどの取組を行った。 | S | ・中部電力浜岡原子力発電所の不正行為に係る申告事案の調査において、情報提供者の保護を最優先にしつつ、情報提供を受けた内容の裏付けを慎重かつ着実に実施できた。 ・申告に係る研修制度については、当初予定されていた研修に加えて、特定の部署に特化したオーダーメイドの追加の研修を行うとともに、研修の未履修者がいる事務所に対して、直接研修を促し受講者増につなげるなどの取組を強化した。 |
| | ・年次報告の誤りを防止するため作成過程を改善するとともに、構成・内容をよりわかりやすいものとなるように見直す。(II) | (・作成作業時の誤りの再発防止策を効果的に実施することができたか。) (・3.11報告及び年次報告の構成や内容をわかりやすく、また作業をしやすいものに見直すことができたか。) ・令和7年度第48回原子力規制委員会(令和7年12月17日)において、3.11報告及び年次報告の作成方針の見直しについて了承し、「原子力規制委員会年次報告の作成方針について」の変更を決定した。また、年次報告の作成過程の見直しを踏まえて令和7年度年次報告の作成を進めた。 | A | ・3.11報告と年次報告について現状を踏まえてそれらの位置づけを整理した上で、わかりやすいものとするに配慮してそれらの作成方針の見直しを行った。 ・年次報告の誤りを防止するために、作成作業の改善を図るとともに、構成や内容についても誤りを防ぐ工夫を行った。 |
| ④所管する法令類の適切な整備、法曹有資格者等による法令相談の活用等を通じて、適正に業務を遂行する。 | ・所管法令等の適切な整備を行うため、その改正等に当たりの確かな法令審査を実施する。また、円滑な法令等の立案に資するよう、必要に応じてマニュアル等の見直しを行う。(II) | (・各部署で適切な法令等の立案ができるよう、実現したい内容が法令等に適切に反映できているか等の観点から、的確な法令審査を行うことができたか。) (・法令立案業務に関して職員に共有すべき事項があった場合に、当該事項の共有方法を検討した上で、必要に応じて法令立案に係るマニュアル等に適切に反映することができたか。) ・法令の改正・制定に伴う審査を適切に実施した ・法令立案マニュアルの更新等を行った。 | A | ・法令の審査を通じて、法令の適切な立案のみならず、原子力規制行政があるべき方向性に進んでいるかどうかの観点も含め、適切に実施した。 ・法令立案マニュアルの更新等により、法令立案業務の効率化を図った。 |
| | ・法曹有資格者等による法令相談において的確な助言等を行う。(II) | (・各部署から寄せられた相談に対し、法曹有資格者等を中心として対応し、必要に応じて法務省等の協力を得ながら、相談者のニーズを踏まえた的確な助言等を行うことができたか。) (・他の部署から寄せられた法令等に関する相談について、所管法令等に従い適切に行政活動ができるよう、的確に助言を行うことができたか。) | A | ・相談者との綿密な打合せ及び幅広い調査検討に基づき、現在進行中のものを除き、相談者のニーズを踏まえた的確な助言等の対応ができた。 |
| | | | | ・令和8年度も引き続き、重要経済安保情報の指定に係る手続や庁内の保全教育を含め、必要な対応を行う。 ・安全確保に関する重要な問題を発見する端緒ととらえ、引き続き調査を継続する。 ・また、原子力規制庁内全体として申告者保護が確かなものとなるように、引き続き各種研修に取り組む。 ・変更した作成方針に沿って令和7年度年次報告を作成する。 |
| | | | | ・引き続き、法令審査を通じて、各部署で適切な法令等の立案ができるよう支援する。 ・引き続き、必要に応じて法令立案に係るマニュアル等の見直しを行う。 ・次年度も引き続き、寄せられた法令相談には、相談者のニーズを踏まえた対応をその都度行っていく。 |

| | | | | | |
|--|---|--|---|--|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制庁の各部署から寄せられた相談に対し、参事官（法務担当）の指導の下、法務部門に在籍する法曹有資格者等が中心となり、必要に応じて法務省の確認を得ながら対応した。 法令相談その他の法令に関する問合せに対する対応を通じ、関係部署が所管法令に基づく規制の実施等を適切に行えるよう支援した。 | | | <ul style="list-style-type: none"> 次年度も引き続き、法令相談を通じて、各部署で法令に従い適切に行政活動ができるよう的確に助言を行う。 |
| ⑤訟務案件（訴訟事務や不服申立て事務）について、関係機関や関係部署と連携しつつ、適切に対応する。 | <ul style="list-style-type: none"> 訴訟事務や不服申立て事務について、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に対応するとともに、訴訟や不服申立ての増加等の状況を踏まえ、必要に応じて、業務の遂行体制や事務作業の効率化・見直しを図っていく。（I） | <ul style="list-style-type: none"> （・訴訟案件において、期限の定め等による時間的制約の下、規制委員会が行った審査及びその合理性等について、関係機関や関係部署と連携しつつ、争点に即した充実した内容の準備書面を作成する等、適切に業務を遂行できたか。） （・訴訟事務や不服申立て事務について、必要に応じて、業務量の推移に応じて体制の見直しを行ったか。） 訴訟案件について、裁判所から指定された期限までに、関係機関や原子力規制庁の関係部署と連携しつつ、原子力規制委員会が行った審査及びその合理性等を争点に即した準備書面を作成する等、適切に遂行した。 訴訟事務や不服申立て事務について、業務量の推移を踏まえた体制で業務を遂行した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 各訴訟について、問題点を十分に掘り下げ、かつ、幅広い調査検討に基づき、説得力のある準備書面を作成・提出し、適切に遂行できた。 訴訟や不服申立て事務について、業務量の推移を踏まえ、柔軟に体制の見直しを行った。 | <ul style="list-style-type: none"> 次年度も引き続き、訴訟案件において、争点に即した充実した内容の準備書面を作成する等、適切に業務を遂行していく。 次年度も引き続き、訴訟や不服申立ての状況に応じて、業務量に配慮した体制で、業務を遂行していく。 |

| 成果目標 | | (3) 科学的・技術的見地に基づき意思決定を行い、原子力規制委員会の独立性・中立性を堅持する。 | | | |
|-------------------------------------|---|---|----|--|---|
| 施策目標 | 原子力規制委員会年度業務計画 | 年度業務計画の進捗状況 (年度業務計画に基づく施策の取組状況について、評価の視点への対応を踏まえて記載する。) | 評価 | 評価結果の理由、要因の分析 | 次年度の取組の方向性等 |
| ①最新の科学的・技術的知見や現場から得た情報を踏まえて意思決定を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 組織理念における「何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う」という活動原則の下、原子力規制委員会での議論を通じて、意思決定を行う。（I） | <ul style="list-style-type: none"> （・原子力規制委員会が科学的・技術的な見地から意思決定することを、原子力規制庁として必要な情報を用意するなどにより支援ができたか。） 組織理念のもと、原子力規制委員会において、科学的・技術的な見地から、徹底した議論のもとでの意思決定を行った。 原子力規制委員会における科学的・技術的な見地からの意思決定に資するため、国内外の原子力施設の事故・トラブルに係る情報や最新の科学的・技術的知見について、原子力規制庁で分析・スクリーニングを行った上で、2か月に1回程度開催される技術情報検討会（第72回（令和7年5月28日）、第73回（同年5月28日）、第74回（同年7月31日）、第75回（同年9月25日）、第76回（同年11月27日）、第77回（令和8年1月29日）及び第78回（同年3月26日））に報告するとともに、技術情報検討会の結果概要については、原子力規制委員会で報告を受けた。なお、本期間において、新たに規制対応が必要と判断されるものはなかった。 学識経験者を構成員とした公開での検討会合の開催や委託調査の実施を通じて、原子力規制委員会が科学的・技術的な知見に基づいた意思決定を行うための検討を進めることができています。 特重施設設置の経過措置の期限については、第22回CNO意見交換会（令和7年10月9日開催）において、特重施設設置に係る経過措置期間を3年延長してほしい旨の申出があり、第37回原子力規制委員会（令和7年10月22日開催）にて報告を受け、原子力規制庁に、事業者から追加情報を聴取するとともに、過去の議論の経緯を取りまとめて報告するよう指示した。第49回原子力規制委員会（令和7年12月24日開催）において事業者からの聴取内容及び原子力規制庁において整理した特重施設設置期限に関する過去の議論の経緯について報告を受け、委員間で討議を行った。その結果、原子力規制庁において、個別プラントで特重施設設置工事の遅れが他律的要因であるとする直接的な根拠が示せるか事業者へ聴取すること、及び、特重施設設置に係る経過措置規定見直しから10年間運用してきた実績を踏まえ、当該経過措置規定における課題や問題点を整理するよう指示した。第58回原子力規制委員会（令和8年2月18日開催）において事業者からの追加聴取結果及び約10年間の審査・検査の実績を整理した結果について報告を受け、事業者からの経過措置期間を3年延長してほしいという要望については、経過措置期間を見直すに足る理由はないとして認めないこととした。一方、当該施設の完成までに経過措置期間を超過している実用発電用原子炉がほとんどであったことから、規制の継続的改善の観点から、経過措置規定を見直すこととした。令和8年度第1回原子力規制委員会（令和8年4月1日）において、当該経過措置期間の起算点を本体施設の使用前確認日に変更する形で見直すことを了承し、規定の改正作業を進めることとした。 原子力規制庁において、第22回CNO意見交換会（令和7年10月9日開催）で、特定重大事故等対処施設の設置期限見直しの提案の他、SA時の特重施設積極活用、SA設備の運転上の制限見直し、廃止措置制度に関する改善点や提案などの課題を聴取した。特に、廃止措置制度に関しては、科学的・技術的な見地から、事業者の提案も踏まえ見直しの内容について検討し、IRRSのARMのアクションプランに盛り込んだ。今後の対応方針について、第41回及び第48回原子力規制委員会（令和7年11月19日、12月17日開催）において議論した。 第44回原子力規制委員会（令和7年11月26日）において、原子力施設付近における航空機の飛行を確認した | A | <ul style="list-style-type: none"> 活動原則を踏まえ、継続して科学的・技術的な見地の収集及びその活用が行うことができた。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き実施していく。 |

| | | | | | |
|--|---|--|---|-------------------------------|---|
| | | <p>際に関係省庁へ情報提供する取決めの運用状況及び航空法第 80 条に基づく飛行制限区域の設定に関する検討について報告を受け、原子力規制庁において原子力施設付近の飛行制限区域設定に向けて、関係省庁との意見交換を行う等、科学的・技術的な見地から設定に向けた具体的な内容の検討を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 核燃料施設等の審査進捗状況について、半期に一度、審査状況に伴った更新を随時適切に行い、正しい情報を反映した資料に基づく報告を受けた。 使用前事業者検査の実施について、社会的関心が高いガラス溶融炉(アクティブ試験報告書含む)に関して、委員会における過去の経緯、ガラス溶融炉に対する要求事項の変遷、高レベル廃液保有量の抑制管理等を専門検査部門と連携して整理し、幹部とも密に調整して対応方針を定めた上で、事業者とヒアリングや審査会合を実施し、当該実施状況の報告を受けた。 服務規律を遵守し、各審査に当たっては、ヒアリングにおける事実確認の内容を議事要旨等で公開するとともに、公開の審査会合において徹底した議論を行った上で基準への適合性等を確認した。 日本原燃再処理施設の新規制基準適合性に係る設計及び工事の計画の認可の審査においては、何ものにもとられず科学的・技術的な見地から審査を行っており、また、審査会合における審議結果を文書化する等、原子力規制庁及び事業者双方の認識を共有して効率的な審査が行えるよう工夫を講じた。 組織理念のもと、原子力規制委員会において、科学的・技術的な見地から、徹底した議論のもとでの意思決定を行った。 | | | |
| ②被規制者や原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係において、「原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範」に反する事案が生じなかったか。 | 「原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範」を遵守する。(I) | (「原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範」に反する事案が生じなかったか。) | A | 各委員それぞれが行動規範を遵守した行動を徹底した。 | 引き続き行動規範を遵守する。 |
| | 「外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等」を遵守する。(I) | (「外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等」に反する事案が生じなかったか。) | A | 規定類に基づき、独立性・中立性を担保した上で対応を行った。 | 引き続き、規定類を順守する。 引き続き検討会での議論及び資料を公開することで透明性・中立性の確保を図る。 |
| | | <p>(「外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等」に基づき、被規制者や原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政機関等との面談について、面談録等を公開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 規定類に違反する事案は生じなかった。 安全研究プロジェクトの事後評価及び事前評価において開催された各技術評価検討会の外部専門家18名に対して、電気事業者等との関係に関する自己申告を求め、任命後その情報を公開した。 耐震設計に係る日本電気協会の規格の技術評価に関する検討チームの外部専門家6名に対して、電気事業者等との関係に関する自己申告を求め、任命後その情報を公開した。 透明性・中立性を確保するための要件等を踏まえ適切に対応した。 炉安審・燃安審委員の任命に当たって、「外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等」の欠格要件を踏まえ、令和7年度第53回原子力規制委員会(令和8年1月27日)委員の選考方針について議論し、令和8年度第2回原子力規制委員会(令和8年4月1日)において委員の選考を行うなど、上記要件等を遵守しながら作業を進めた。 | | | |

| | | | | | | | | |
|--|--|--|-------|-------|-------|-------|---|--|
| 成果目標 | (4) 意思決定のプロセスを含めた原子力規制に係る情報の公開を徹底し、透明性を確保する。 | | | | | | | |
| 施策目標 | 原子力規制委員会年度業務計画 | 年度業務計画の進捗状況 (年度業務計画に基づく施策の取組状況について、評価の視点への対応を踏まえて記載する。) | | | | 評価 | 評価結果の理由、要因の分析 | 次年度の取組の方向性等 |
| ①「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」等の透明性を担保する規程類を遵守し、原子力規制委員会の意思決定プロセスや、被規制者や原子力利用を推進する行政組織との面談概要などの規制に関わる情報について、ホームページへの掲載等による適時・ | 「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」に基づき、被規制者や原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政機関等との面談について、面談の予約・実施状況及び面談録等の情報を公開する。(I) | (「同方針に則り、原子力規制委員会ホームページに面談の予約・実施状況を公開したか。また、N-ADRES で面談録を公開したか) | | | | A | ・正確な内容の面談予約・実施状況を順調にホームページに掲載した。 | ・引き続き各課にしっかりと確認・指導を行いつつ、ホームページ公開を行う。 |
| | | ・面談の予約・実施状況の記入様式について、不備と思われる部分を各課に照会し、十全な記載になったことを確認してから、ホームページへの掲載を行った。 | | | | | | |
| | 原子力規制委員会の中でインターネット配信を要する会議や会合を全て公開する。(I) | (「インターネット配信を要する会議や会合について、関係部署間で連携し、すべて公開することができたか。) | | | | A | ・公開会合等の撮影配信数 470 件(リアルタイム配信/録画問わず)のうち、記録映像音声の永久的な欠損件数 0 件であった。 ・インターネット配信に関わるエラー、ト | ・インターネット配信を要する会議や会合及びその他の催しについて、令和8年度も関係部署間で連携してすべて公開できるよう努める。 |
| | | 年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | | |
| 目標値 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | | |
| 実績値 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | | |

| | | | | | |
|---|--|--|----------|---|---|
| <p>適切な公開を徹底する。その際、英語での情報発信の充実に取り組む。</p> | <p>・情報セキュリティを確保しつつ、国民に必要な行政情報を高齢者・障害者等がわかりやすいように、ホームページ上で公開する。(I)</p> | <p>(・インターネット配信の品質を維持することにより、安定して公開することができたか) ・インターネット配信に関わるエラー、トラブル等の全件数は65件。そのうち対策済みが62件であり、3件は対策を検討している。</p> <p>(・総務省の提示する「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2024年版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標でもある高齢者・障害者等配慮設計指針JIS X 8341-3において、レベルA以上(※運営者が管理・制御できない第三者によるコンテンツを除く。)を達成できたか。) (・ホームページに情報を掲載するに当たって、情報セキュリティポリシーを担保できたか。)</p> <p>・ホームページに掲載しているコンテンツのウェブ・アクセシビリティについて、JIS X 8341-3 レベルA以上を達成した。 ・ホームページに情報を掲載する際は、情報セキュリティポリシーにのっとり、個人情報及び機密性に留意して掲載した。</p> | <p>A</p> | <p>ラブルについて、運用対応では解消が困難な改善点は生じていない。</p> <p>・システム移行前及び移行後のホームページにてウェブ・アクセシビリティ検証を実施し、基準を満たさない箇所について修正を行った。 ・システム移行前のホームページにて、JIS X 8341-3:2016 対応試験を実施し、試験結果を基に適宜レベルA以上を達成すべく必要な対応を行った。 ・情報セキュリティポリシーにのっとり、個人情報及び機密性に留意し、適切に作業を行った。</p> | <p>・ホームページに掲載しているコンテンツのウェブ・アクセシビリティについて、JIS X 8341-3 レベルA以上を維持する。維持する。 ・情報セキュリティを確保した上で、掲載作業を行う。</p> |
| | <p>・原子力規制や緊急時情報など様々な受け手が、それぞれ目的とする情報が受け取りやすいよう、掲載すべき情報の整理、一覧性・検索性の向上など利便性の向上を図る。(II)</p> | <p>(・メール配信サービスの対象施設に関する軽微な修正等があれば修正し、利便性の向上を実現できたか。) (・来年度に向けて掲載すべき情報の整理を行い、改修が必要な部分を把握することができたか。)</p> <p>・Nアラート、緊急時情報ホームページについて、掲載すべき情報の整理、一覧性・検索性の向上など利便性の向上を図った。</p> | <p>A</p> | <p>・Nアラート、緊急時情報ホームページについて、実動及び訓練を通して、随時改修が必要な箇所を検討し、改良を行った。</p> | <p>・修正の必要が生じた場合は、迅速に対応を行う。 ・引き続き改修が必要な箇所について、庁内関係課等と協議の上検討を行い、来年度仕様書に反映する必要があるものについて優先順位をつけて対応していく。</p> |
| | <p>・ホームページにおける情報の整理や検索性の向上を図り、適切に運用する。(II)</p> | <p>(・令和7年度に行うホームページシステム更改によって、N-ADRESとの連携を強化することで階層構造での情報管理を向上させることができたか。) (・N-ADRESに資料を登録する際、固有番号及びメタデータ等が適切に付与されていることを確認し公開作業をする等、適切に整理・運用できたか。) (・ホームページ、旧N-ADRESシステム及び国立国会図書館インターネット資料保存事業(WARP)からの移行データのうちメタデータが付与されていない資料に対しても、登録作業を行うことができたか。) (・N-ADRESに関して、閲覧性を向上させるために必要な機能を把握し、適切に改修することを検討できたか。)</p> <p>・次期ホームページシステムについて設計・構築を行い、N-ADRESとの連携についても改善を図った。 ・固有番号及びメタデータが適切に付与されていることを確認した上で、N-ADRESの資料公開を行った。</p> | <p>A</p> | <p>・システム移行後のホームページでは、N-ADRESとの連携を従前よりも強化している。 ・メタデータの付与がされていない移行データについては、該当資料を絞り込み適宜メタデータを付与した。 ・関係各所にヒアリングを実施し、整理が整った事項から順次改修を行った。 ・検索性向上のため、N-ADRES検索結果画面のシステム改修を行った。</p> | <p>・引き続き情報の検索性を向上させるため連携すべきデータを検討する。 ・引き続き、固有番号及びメタデータの登録状況を確認した上で、適切に資料公開を行う。 ・該当資料精査後、登録が必要なメタデータの種類について検討を行う。 ・今後も必要なシステム改修について検討し、順次対応を行う。</p> |
| | <p>・英語で発信すべき事項、方法および既存資料の活用について検討する。(II)</p> | <p>(・組織内外のニーズを確認した上で、英語で発信すべき事項および方法について検討できたか。) (・活用可能な既存資料について英語での発信につなげられたか。)</p> <p>・公表済み資料等の中から国外向け発信情報としての有用性が高い資料、情報を選定し、英語資料を作成した。また、当該資料を庁内関係課室が参照できるようにした。 ・原子力規制委員会委員の交代に伴い英語版組織紹介パンフレットを更改し、ホームページにて公表した。</p> | <p>A</p> | <p>・いずれも計画に沿って対応を進めた。</p> | <p>・当該資料等のホームページ等での外部への情報発信についても引き続き検討を進めていく。</p> |

| 成果目標 | (5) 積極的な分かりやすい情報発信や直接の対話などによる双方向でのコミュニケーションに戦略的に取り組み、原子力規制委員会に対する社会的な理解及び信頼を醸成する。 | | | | |
|--|--|---|----------|--|---------------------------------|
| 施策目標 | 原子力規制委員会年度業務計画 | 年度業務計画の進捗状況 (年度業務計画に基づく施策の取組状況について、評価の視点への対応を踏まえて記載する。) | 評価 | 評価結果の理由、要因の分析 | 次年度の取組の方向性等 |
| ①科学的根拠に基づく原子力規制委員会の議論の内容や意思決定の経緯等の理解に資するよう、分かりやすく、受け手に伝わるコンテンツを作成す | <p>・原子力規制委員会の議題について、内容の正確性を担保した上で、技術的・専門的な議論の内容が受け手に受け取りやすく、理解しやすいように、追加的・補完的コンテンツの作成に取り組む。(I)</p> | <p>(・追加的・補完的な説明資料について、内部職員やメディア関係者からのフィードバックを受けた工夫を行ったか。) (・追加的・補完的な説明資料について、紙資料に限らず、受け手が受け取りやすいようなコンテンツを用いて作成されているか。)</p> <p>・内部職員の知見や常駐記者を中心としたメディア関係者からの指摘を十分に反映した「分かりやすい資料」を作成し、イントラネット及びウェブサイト上に公開した。</p> | <p>A</p> | <p>・検索しやすいように、「分かりやすい資料」にキーワードをつけ、カテゴリ分けに留意して作成した。</p> | <p>・直接議論しながら、資料を作成する機会を増やす。</p> |

| | | | | | |
|---|---|---|----------|---|---|
| <p>る。</p> | <p>・作成したコンテンツの分類・整理(カテゴリ分け)、タグ(キーワード)付け、関係法令との関連付け等を進め、活用の利便性を向上させる。(Ⅱ)</p> | <p>(・作成済み資料の分類・整理(カテゴリ分け、タグ(キーワード))の骨格を作成し、体系化できたか。) (・活用の利便性向上のため、公開方法を検討し、実施できたか。)</p> <p>・作成済み資料のカテゴリ分け、タグ(キーワード)を工夫して行い、検索の利便性向上を図った。 ・利便性向上のため、ホームページでの検索性の向上等について、定期的に常駐記者と意見交換している。</p> | <p>A</p> | <p>・作成済み資料のカテゴリ分け、タグ(キーワード)を工夫して行った。</p> | <p>・時系列で通番を付けて公開している「分かりやすい資料」について、今後も検索の利便性をより高める。</p> |
| | <p>・受け手が受け取りやすく理解しやすいと感じられる情報発信に務める。(Ⅱ)</p> | <p>(・受け手が受け取りやすく理解しやすいホームページ作成に向けて、関係部署と連携して取り組むことができたか。)</p> <p>・受け手が受け取りやすく、理解しやすいものとなるよう、ホームページの設計を行った。</p> | <p>A</p> | <p>・ホームページへの掲載における修正等が発生した際は、適宜対応を実施した。また、令和8年1月に運用を開始したシステム移行後のホームページは、関係部署、行政事業レビュー及び国民の意見を反映し、グローバルメニューの構成見直しやページ構成の改良など、工夫して設計を行った。</p> | <p>・受け手の受け取りやすさ、理解しやすさを考慮しながら、引き続きホームページ作成を行う。</p> |
| <p>②ホームページにおける情報の整理や検索性の向上、SNSの活用など、ツールの特徴を踏まえた情報発信手段の改善を行う。</p> | <p>・原子力規制委員会の取組について、受け手に受け取りやすく理解しやすいコンテンツを作成し、公開する。(Ⅰ)</p> | <p>(・原子力規制委員会の内容をXでポストできたか。) (・現地調査等について、関係課室と協力し、受け手に受け取りやすく理解しやすいよう、平易な表現を用いて情報発信に努めることができたか。)</p> <p>・原子力規制委員会の議事のうち、重要性や社会的な関心が高い案件の概要をX(旧Twitter)でポストした。</p> | <p>A</p> | <p>・関係課室と協力し、現地調査等の目的などの内容が伝わりやすくなるように、現地調査等のプレスリリースを作成することができた。</p> | <p>・令和8年度も、重要性や社会的な関心が高い案件の概要をX(旧Twitter)でポストする。 ・令和8年度も、現地調査等を実施する際は、受け手が理解しやすいようにプレスリリースを作成する。</p> |
| | <p>・公開情報管理システムとの連携、ガバメントクラウドの利用等を踏まえた次期ホームページシステムの構築及び安定的な運用を行う。(Ⅱ)</p> | <p>(・次期ホームページシステムを構築し、ガバメントクラウドへの移行を確実に実施できたか。) (◎現行ホームページシステム及び次期ホームページシステムについては、並行稼働期間も含め、WEBサービスが99.9%、CMSサービスが99.0%の目標稼働率を維持することができたか。また、公開情報管理システムとのAPI連携を実装し、安定的な運用ができたか。)</p> <p>・新ホームページシステムへの移行を完了し、運用を開始した。 ・現行HPシステムについて、WEBサービス99.9%、CMSサービス99.0%の目標稼働率を維持した。</p> | <p>A</p> | <p>・当初スケジュールに沿ってホームページシステムの設計・構築を進めることができた。 ◎ホームページについて、目標稼働率を維持できた。また、公開情報管理システムとのAPI連携についても、実装を完了させることができた。</p> | <p>・引き続きクラウド側からの設定変更等の要請に適切に対応し、ガバメントクラウドの利用を維持する。 ◎引き続き目標稼働率の維持に努めるとともに、API連携の追加要望等については、実施効果を踏まえた上で適切に対応していく。</p> |
| <p>③地方自治体からの要請等を踏まえた規制判断についての分かりやすい説明を引き続き実施するとともに、双方向性を意識した対話に係る仕組み作りをより一層進めるなど、原子力規制委員会として主体的なコミュニケーションに戦略的に取り組む。</p> | <p>・地方自治体からの要請等を踏まえ、規制活動について、わかりやすい説明を実施するとともに、委員と地元関係者の意見交換を継続して実施する。(Ⅰ)</p> | <p>(・地方自治体からの要請等を踏まえ、一般の方々にも理解いただけるような説明対応や委員と地元関係者の意見交換を実施できたか。)</p> <p>・委員長及び委員と地元関係者(福井県)との意見交換を2回(7月29日福井県、2月14日鹿児島県)開催し、原子力規制委員会、地元自治体関係者双方の関心事項について理解を深めることができた。事後のアンケート調査において有意義であった旨の評価を得た。 ・自治体からの要望を受けて地元で開催される議会や住民説明会に職員を派遣した(計30回以上)。特に北海道における審査結果の説明においては、数週間にわたる休日に多くの管理職級職員を派遣した。 ・令和7年9月から10月にかけて開催された北海道主催の住民説明会(7会場)において、泊発電所3号炉の審査結果に関しては概要を分かりやすく表現した資料を用いながら丁寧な説明に努めるとともに、参加されている地域住民の方々からの質問にも丁寧かつ真摯に回答するよう努めた。 ・北海道知事、新潟県知事からの要請に長官が応答し、自治体からの要望を受け、発出文書でもって回答した。</p> | <p>A</p> | <p>・想定どおりに実施できた。</p> | <p>・自治体からの要請を踏まえ、適切に対応していく。</p> |
| | <p>・原子力規制委員会としての主体的なコミュニケーションの取り組みについて企画・立案する。(Ⅲ)</p> | <p>(・対話・コミュニケーションにより、規制判断についての分かりやすい説明を実施できたか。) (・国民との間の双方向性を意識した対話・コミュニケーションの実施について企画・立案することができたか。)</p> <p>・委員長と福島県内高校生の対話企画として、12月に安積高校との対話企画を実施した。 ・委員長と福井南高校学生との対話について、1F事故の内容を事前に説明する等の準備を実施している。 ・令和8年に実施予定の1F15周年イベントについて、OECD/NEA、NDF等の関係機関と連携を行い、企画作業を実施している。</p> | <p>A</p> | <p>・いずれも年度初頭に追加された案件であるが、順調に準備及び企画実施をしている。安積高校での講演については、資料及び映像を原子力規制委員会のHPに公開した。</p> | <p>・対話については、先方の高校等からのニーズをしっかりと聞き取り、適切に実施していく。 ・1F15周年イベントについては、企画事務局として、各組織を取りまとめていく。</p> |

| | | | | | |
|--|--|---|---|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・メディアとの意志疎通の充実と原子力規制委員会の業務内容への理解の深化につながる取組を行う。(Ⅱ) | <ul style="list-style-type: none"> (・メディアとの意思疎通の充実につながる取組を行ったか。) (・原子力規制委員会への理解を深化させるために必要な取組の方向性を検討できたか。) ・プレス幹部との懇談会を行い、メディアにおける原子力規制委員会の業務内容の理解を深めた。 ・検査官(柏崎刈羽原子力規制事務所所長)との同行取材を実施し、規制事務所における検査官の日常業務への理解を深めた。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・プレス幹部と委員長との懇談会は令和7年7月から2巡目に入り、より影響力があるメンバーとの意見交換を始めた。 ・委員長会見後等の機会を活用し、常駐記者の理解醸成を図った。 | <ul style="list-style-type: none"> ・デスク、部長に加え、編集委員、論説委員も対象範囲とし、原子力規制委員会の理解促進を図る。また、プレスへの講師を派遣し、勉強会開催を企画している。 ・引き続き記者とのコミュニケーションを通じて規制判断等の理解醸成を図る。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員長、委員、原子力規制庁職員の外部からの見える化につながるコミュニケーション手法を実践する。(Ⅱ) | <ul style="list-style-type: none"> (・新たな外部とのコミュニケーション機会を企画し、実施することができたか。) ・「原子力規制委員会としての主体的なコミュニケーションの取り組みについて企画・立案する。(Ⅲ)」と合わせて、福島県の高中生との対話企画を実施した。また、東京都、福井県の高中生との意見交換会を企画している。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・新たなコミュニケーション機会として高校生との意見交換会を企画・実施した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き福島県等の高校生との意見交換を実施する。 |

| 成果目標 | (6) 外部からの指摘やステークホルダーの声などを真摯に受け止めるとともに、事業者や学協会等と積極的かつ適切に意見交換を行い、原子力規制委員会の組織運営や規制の継続的な改善に活用する。 | | | | |
|---|---|--|----|--|--|
| 施策目標 | 原子力規制委員会年度業務計画 | 年度業務計画の進捗状況 (年度業務計画に基づく施策の取組状況について、評価の視点への対応を踏まえて記載する。) | 評価 | 評価結果の理由、要因の分析 | 次年度の取組の方向性等 |
| ①IRRS や IPPAS 等の国際的なレビューや国際アドバイザーとの意見交換等から得られた気付き等を踏まえ、規制制度や運用の改善に取り組む。 | <ul style="list-style-type: none"> ・IRRS について関係機関と連携しつつ準備を進め、ミッションを受け入れ、指摘を踏まえた規制制度や運用の改善に資する対応を検討する。(Ⅱ) | <ul style="list-style-type: none"> (・IAEA との調整を踏まえ公式準備会合を実施し、ミッションの範囲を決定することができたか。) (・事前参考資料 (ARM) を取りまとめるとともに、アクションプランの優先順位を整理することができたか。) (・ミッションの準備及び受入れにおいて、IAEA 側との認識に齟齬が起きないように調整を確実に進め、令和8年1月のミッション受入れを円滑に実施できたか。) (・ミッションにおいて、レビューアーに正確な情報を伝え、客観的事実に基づく指摘を受けるなど有益な議論を行うことができたか。) (・IAEA からの指摘を踏まえ、改善すべき課題を整理し、改善のための方針を検討したか。) (・IRRS チームとして国内の対応部署(他省庁含む)の協力・参加を十分に得ることができたか。) ・関係省庁との事前の調整を重ね、9月の準備会合でIRRS ミッションチームとミッションスコープを決定することができた。 ・9月の準備会合では、日本の原子力規制体系や事前提出資料の作成状況等について説明を行ったほか、ミッションの日程やスコープ等のIRRS ミッション実施に必要な事項の調整等を行った。 ・IAEA のガイドラインのほか、令和7年3月に実施したSARIS ワークショップや9月の準備会合で確認した点も踏まえ、IRRS ミッションの事前提出資料を作成し、11月25日にIAEA に提出した。原子力規制庁内で分析・支援グループを立ち上げ、庁幹部の打合せも実施しながらアクションプランを整理した上で、原子力規制委員会で委員間討議を行うなど、原子力規制委員会・原子力規制庁全体で確実に自己評価活動を行った。 ・また、レビューアーの理解が容易となるような資料の準備、職員のIAEA 安全基準の理解を深めるための勉強会の開催、綿密な会場準備、受入れ直前までIAEA と密にコミュニケーションを取るなどして、双方向のコミュニケーションが円滑かつ確実に行われるための準備をした。 ・ミッション中は、レビューアーと相互に現状の認識に齟齬がない状態で評価を受けることができた。 | S | <ul style="list-style-type: none"> ・全体としてミッションまでの準備期間が限られる中で、関係者との調整が必要な事項についてはあらかじめ余裕を持って丁寧にコミュニケーションを取ることによって作業の円滑化に努めたり、事前提出資料の作成に当たって積極的にAI等を利用し作業時間を短縮したりするなど、効率的に高い成果を得られるような工夫をした。 ・ミッション受入れに向けた自己評価活動をはじめとする準備においては、組織内で打合せや説明会及び勉強会を積極的に行ったことが、ミッション受入れ及び原子力安全、放射線安全の重要性への認識を高く維持し、委員会としての組織的な準備を着実に進めることにつながった。 ・ミッション中は、各モジュール担当職員及び課室を超えた職員同士の協力などにより、レビューアーの関心事項を早い段階から正確に把握し、それに対して組織的に対応を検討した。また、レビューアーが要望する追加のインタビュー実施や資料提供に対しても迅速に組織内外と調整の上対応に当たった。これらにより、相互に現状の認識に齟齬がない状態で評価を受けることができた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後も関係者との正確かつ共通の理解を図るための関係者との密接なコミュニケーションに重点を置きながら、ミッションで受けた勧告等を踏まえ、規制制度や運用の改善活動を確実に進める。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・IPPAS における勧告・助言について、原子力規制委員会に報告した対応の方向性を踏まえ、検討・対応する。(Ⅱ) | <ul style="list-style-type: none"> (・各勧告・助言の優先度及び重要度を踏まえた上で、対応計画を作成したか。) (・作成した対応計画に基づき、海外調査、制度的課題の精査、規制への取り入れ等の対応を実施したか。) ・各勧告・助言の優先度及び重要度を踏まえて対応計画を作成した。 ・諸外国の規制動向調査を実施するとともに、同計画に基づき課題の精査、IAEA 文書の分析、事業者との意見交換を実施するなど、必要な検討を行った。 ・同計画に基づいて事業者との意見交換をこれまでに8回実施し、現状の課題を整理した上で検討を進め、具体的対応方針を取りまとめた。また、令和7年度の規制の関与に係る事業者訓練(美浜、浜岡)での試行を計画どおり実施した。さらに、2026年1月の日米核セキュリティ作業グループ(NSWG)の場を活用して海外調査を行った。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・想定どおり進捗した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度以降も対応計画に基づき引き続き対応を実施する予定。 ・今後、令和7年度の事業者訓練の試行結果に基づき、来年度の事業者訓練を計画する。また、NSWG から得られた情報を整理し、対応内容への必要な取り入れを検討する。 ・引き続き、関係省庁等と連携し、IPPAS 助言事項への検討を続け |

| | | | | | |
|---|---|--|---|---|---|
| | | | | | る。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・規制委員会の問題意識に応えるような課題について国際アドバイザーから継続して助言を得るために国際アドバイザーとの関係を維持する。(I) | <p>(・規制委員会の問題意識に即した課題を設定し、国際アドバイザーとの真摯な議論を行い、規制の改善に向けて有益な情報を得ることができたか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初予定されていた11月会合開催に向けて、原子力規制委員会における直近の課題の抽出及びこれに基づく国際アドバイザーとの議題の調整をはじめとする準備を進めていた。 ・国際アドバイザー側の事由により、有効な議論を行うための出席者がそろわず、令和7年度開催を見送ることとなった。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・国際アドバイザー側の事由により本年度中の開催を見送らざるを得ない状況となったが、当初予定されていた11月会合開催に向け、国際アドバイザーとの議題調整を順調に進めていた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・適切な時期で次回会合を開催するべく、国際アドバイザーとの関係維持に努める。 |
| ②CEO や CNO との意見交換など事業者や産業界等との対話や意見交換を継続的にやり、安全性向上につながる共通理解の醸成を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全文化や安全性向上に関わる課題等の取組等について、CEO、CNO 等との意見交換を継続的にやり。(I) | <p>(・CEO、CNO 等との意見交換、原子力規制委員会委員による現場視察及び関係者との意見交換を通じて課題に対する認識の共有やその後の取組について議論できたか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CEO との意見交換を4回(日本原子力研究開発機構、北陸電力、電源開発、九州電力)実施し、社長が原子力安全にコミットする姿勢等を確認した。 ・第23回CNO意見交換会(2026年3月27日開催)において、中部電力の不正事案を踏まえた各社の受け止めや、原子力安全における「欠け」、事業者におけるコミュニケーションツールとしての安全性向上評価の発揚状況、ATENAの優先固い等について議論した。 ・第27回原子力規制委員会(2025年8月27日開催)において原子力エネルギー協議会(ATENA)の理事長らと意見交換を実施し、産業界の原子力安全に関する考え方や今後取り組む課題について確認した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・想定どおりに実施できた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施していく。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・CNO との意見交換等を通じ、事業者からの技術的な各種提案について、対応の必要性や優先順位等を議論し、対応を進める。(II) | <p>(・事業者からの技術的な各種提案(オンラインメンテナンスの導入、AOT・LCOの見直し等)について、対応の必要性等を議論し、安全上の重要性や対応の実現性などの観点から、具体的に進捗させるべき事項を検討・企画・実施できたか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CNO意見交換会を下期に2回(10月、3月)開催した。 <p>【一部再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第22回CNO意見交換会(2025年10月9日開催)において議論したことを踏まえ下記の取り組みを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 特重施設設置の経過措置の期限については、第22回CNO意見交換会(2025年10月9日開催)において、特重施設設置に係る経過措置期間を3年延長してほしい旨の申出があり、第37回原子力規制委員会(2025年10月22日開催)にて報告を受け、原子力規制庁に、事業者から追加情報を聴取するとともに、過去の議論の経緯を取りまとめて報告するよう指示した。第49回原子力規制委員会(2025年12月24日)において事業者からの聴取内容及び原子力規制庁において整理した特重施設設置期限に関する過去の議論の経緯について報告があり、委員間で討議を行った。その結果、原子力規制庁において、個別プラントで特重施設設置工事の遅れが他律的要因であるとする直接的な根拠が示せるか事業者へ聴取すること、及び、特重施設設置に係る経過措置規定見直しから10年間運用してきた実績を踏まえ、当該経過措置規定における課題や問題点を整理するよう指示した。第58回原子力規制委員会(令和8年2月18日開催)において、事業者からの追加聴取結果及び約10年間の審査・検査の実績を整理した結果について報告を受け、事業者からの経過措置期間を3年延長してほしいという要望については、経過措置期間を見直すに足る理由はないとして認めないこととした。一方、当該施設の完成までに経過措置期間を超過している実用発電用原子炉がほとんどであったことから、規制の継続的改善の観点から、経過措置規定を見直すこととした。令和8年度第1回原子力規制委員会(令和8年4月1日)において、当該経過措置期間の起算点を本体施設の使用前確認日に変更する形で見直すことを了承し、規定の改正作業を進めることとした。 ✓ 廃止措置に関する課題に関しては、事業者の提案も踏まえながら、事務局において今後中期目標に沿って安全上の重要度に応じた規制の在り方を検討する中で取り扱うこととなった。 ・運転中保全については、令和6年度第57回原子力規制委員会において、現場実証を了承している。これを受け、令和7年度は、伊方発電所において2回、大飯発電所において1回の現場実証を行うとともに、令和7年度第66回原子力規制委員会で現場実証の結果及びそれに関する検討結果の報告を受け、現行の保安規定に定められたAOTの範囲内において、運転中保全を計画的な保安作業として実施可能とすること、併せて、関連する内規類の改正について検討を開始するとして今後の対応方針を了承した。 ・リスク情報活用に関する議論については、令和6年度第57回原子力規制委員会において産業界と規制側が議論 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・想定どおりに実施できた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・特重施設等の課題に関しては議論を継続的に実施していく。 ・運転中保全については、関連する内規類の改正について検討を継続する。 ・リスク情報活用については、技術的意見交換会を通じ、運転中保全に続いて議論の対象となる活用対象を特定するなど、具体的な検討を継続する。 |

| | | | | | |
|--|---|--|---|------------------------|--|
| | | <p>する場の設置について了承した後、令和7年度にリスク情報活用に関する事業者との実務レベルの技術的意見交換会を4回開催し、確率論的リスク評価の基盤的課題や具体的なリスク情報の活用対象に関する議論を着実に進めた。また、令和7年度第49回原子力規制委員会において、これらの議論の状況について報告があった。</p> | | | |
| | <p>・事業者の継続的な改善を維持発展させるため、被規制者向け情報通知文書（NRA Information Notice (NIN)）を発出する。（I）</p> | <p>（・被規制者向け情報通知文書を、迅速かつ柔軟に発出できたか。）</p> <p>・第1四半期に1件のNIN（NIN-11）、第2四半期に2件のNIN（NIN-12、13）を発出した旨の報告を受けた（委員会報告時点でカウント）。</p> | A | <p>・想定どおりに実施できた。</p> | <p>・引き続き実施していく。</p> |
| ③学会等との意見交換や学協会活動への積極的な参加に努め、原子力規制委員会における研究活動への反映や規制の改善に役立つ情報の取得に努める。 | <p>・安全研究への反映や規制の改善に向けて、学会活動等への参加を通じ、継続的な情報の収集や原子力規制庁内への共有を行う。（I）</p> | <p>（・学会の部会やセミナーでの意見交換、学協会の基準策定委員会などに積極的に参加し、研究・技術的観点から自らの有する知見をもって提案を行う等、会議に貢献したか。）</p> <p>（・安全研究や規制に関連する最新情報を継続的に収集・分析し、定期的に原子力規制庁内に共有したか。）</p> <p>・海外主要規制情報（第534号から第582号まで）、海外主要規制情報解説（第131号から第142号まで）、核燃料サイクル施設関連情報（第134号から第145号まで）を定期的に発行した。</p> <p>・3学協会の規格策定委員会に14回参加するとともに、令和7年度より、各学協会において規格策定の検討を行う分科会や作業会等に原子力規制庁職員が参加し、より積極的に意見を述べるなど、会議に貢献した。</p> <p>・学会の部会や大会の企画セッションに参加し、積極的に意見出しや提案を行った。また、安全研究の成果は技術報告や論文として取りまとめ、外部に発表するとともに、原子力規制委員会HP等に掲載した。（公表済みのNRA技術報告2件、NRA技術ノート1件、論文21件、査読付きプロシーディングス7件、学会発表53件）</p> <p>・安全研究や国際会議等で得た最新知見はGaroonスペースを用いて原子力規制庁内に共有するとともに、規制に関連する情報は、必要に応じて技術情報検討会で報告した。</p> <p>・学協会における議論について、技術評価の対象とならない規格委員会への職員の参加の在り方を整理したものについて、了承した。</p> <p>・主にリスク情報活用に関する学会のセッションやシンポジウムに規制担当者として参加し、問題意識等について、産業界や学会と率直な意見交換を行った（運転中保全、地震PRA、リスク情報関連）。</p> | A | <p>・想定どおりに実施できた。</p> | <p>・引き続き、規制に関連する最新情報を継続的に収集・分析し、定期的に原子力規制庁内に共有する。</p> <p>・引き続き、3学協会の規格策定委員会に参加し、議論に貢献する。</p> <p>・引き続き、研究の質を向上させた上で研究成果の公表等を行う取組を継続する。</p> <p>・引き続き、確率論的リスク評価に関する規格委員会に順次参加登録し、議論及び情報収集を行い、継続的改善の一助とする。</p> |
| ④外部から得た新たな知見や社会経済環境の変化を捉えた長期的な視野から原子力規制に関わる課題の調査研究に取り組む。 | <p>・新たな知見、技術動向、社会経済環境の変化を敏感に捉えて原子力規制に関する課題を幅広く調査するとともに、継続的に対応できる仕組みの構築に取り組む。（III）</p> | <p>（・周囲の新しい動きを継続的かつ敏感に察知して原子力規制に関する情報収集を行う仕組みを構築したか。）</p> <p>（・関係課室等が連携協力して、新たな知見や社会経済環境の変化等を捉えて幅広く技術動向などの調査を行ったか。）</p> <p>（・調査結果について、原子力規制委員会や技術情報検討会等に報告を行い、情報の取り扱いについて検討を行ったか。）</p> <p>・令和7年7月1日付けで長官官房に「調査室」を新設し、担当の職員を配置した。</p> <p>・フュージョン装置の開発を進める事業者等との意見交換会を計6回開催し、現在開発が進められているフュージョン装置に係る規制上の論点を整理するため、フュージョン装置の研究開発を進める事業者から、開発状況や安全確保の考え方、今後の見通し等について聴取した。</p> <p>・令和7年度第48回原子力規制委員会（令和7年12月17日）及び令和7年度第67回原子力規制委員会（令和8年3月25日）において、意見交換会合の状況について2回の中間報告を受けた。</p> <p>・安全研究の結果及びIAEAやOECD/NEA等が発信する最新の技術開発情報等を幅広く収集するとともに、その中からGENERIC ISSUES タスクフォース（GITF）案件として令和7年度に11件の情報についてスクリーニングを行い当該情報の規制上の取扱いについて検討し、技術情報検討会等に報告した。</p> | A | <p>・想定どおりに実施できている。</p> | <p>・引き続き、原子力規制に関する課題について、職員が自発的に調査を行い、幅広く知見や情報を収集・共有する取組を試行する。また、試行の結果を踏まえ、今後の取組に必要な事項を検討する。</p> <p>・今後、フュージョン装置に係る規制の論点を整理して原子力規制委員会で議論するとともに、引き続き、事業者の開発の進捗に応じて意見交換を行う予定である。</p> |

| 成果目標 | (7) 新たな中長期の人事戦略を立案し、政策課題の解決と規制実務の運用ができる人材を継続的に確保し、組織目標を実現できる体制を維持する。 | | | | |
|---|--|--|----|--|--------------------------------------|
| 施策目標 | 原子力規制委員会年度業務計画 | 年度業務計画の進捗状況 (年度業務計画に基づく施策の取組状況について、評価の視点への対応を踏まえて記載する。) | 評価 | 評価結果の理由、要因の分析 | 次年度の取組の方向性等 |
| ①原子力規制委員会を取り巻く状況等を踏まえ、中長期的な視点から各職種の特性や各部署の状況等を踏 | <p>・中長期的な視点から組織構成及び人員配置等の資源配分の状況を踏まえた、機構・定員要求を実施する。（I）</p> | <p>（・組織の課題を適切に把握し、組織構成及び人員配置等の資源配分の改善に向けて機構・定員要求を実施したか。）</p> <p>・組織全体の中長期的な課題を、ヒアリングを通じて把握した上で、将来を見据えて必要となる組織構成・人員配置について検討の上、振替要求も活用した適切な機構・定員要求を行い、六ヶ所再処理施設等の稼働を見据え</p> | A | <p>・機構・定員について組織課題を整理して要求を実施し、必要な体制強化を実現した。</p> | <p>・庁内外の関係各所と密に連携し、機構・定員要求を継続する。</p> |

| | | | | |
|--|---|--|--|--|
| <p>まえた新たな人事戦略を作成する。</p> | <p>・技術系、事務系及び研究職ごとの特性や、各部署における専門人材の確保・育成状況等を踏まえ、新規採用や中途採用、人材育成などに関する中長期的な戦略を検討し、原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針を改定する。(Ⅱ)</p> | <p>た保障措置及び規制検査、フュージョンエネルギー等の新しい技術を用いた原子炉等の将来の規制に備えるための知見の収集の体制強化を実現した。</p> <p>(・顕在化した懸念の解決と中長期的に業務に必要な体制の確保に向け、関係部局とともに検討し、関係部局の意向も織り込んだ戦略を検討し、原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針を改定できたか。)</p> <p>(・改定された基本方針の実現に向け、学習・研修等への反映、機会確保のための検討に着手できたか。)</p> <p>・顕在化した懸念や中長期的に業務に必要な体制について、各部署からヒアリングを行い、人事戦略の検討に当たって考慮すべき課題・対応策の整理を行った。整理された課題・対応策(課題に対する検討の方向性)等について、原子力規制委員会において、委員間での討議を行った。委員会での討議の結果等を踏まえ、原子力規制庁において人材育成の基本方針の改定案に関する議論をするように指示した。なお、人材育成の基本方針の改定については、令和7年度内には実施できず、令和8年度上期に実施する予定である。</p> <p>・人材育成の基本方針の改定が行われなかったため、今後の改定に備え、人事課との情報交換を行った。</p> | <p>A</p> <p>・人材育成の基本方針を策定してから10年以上が経ち、原子力規制委員会を取り巻く環境が変化している。そのような状況において、原子力規制委員会内の人材「育成」だけではなく、世の中の原子力に関わる人材をどう増やすか、学生に原子力規制委員会への関心をどう持ってもらうか、シニア職員をどう活用するかなど、検討すべき範囲が拡大した。</p> <p>また、人事戦略の検討に当たって考慮すべき課題・対応策の整理をする中で、人事施策を通じて目指す組織像や強化すべき人事施策の方向性から検討し、議論する必要性が生じた。そのため、想定より時間を要してしまった。</p> <p>・人材育成の基本方針の改定に備えた情報共有等を適切に実施したため。</p> | <p>・令和7年度末までの取組結果を踏まえ、令和8年度上期に人材育成の基本方針の改定を行う予定である。</p> <p>・今後の改正に向けた状況を注視し、適切な対応を実施する。</p> |
| | <p>・多様化する研究業務及び規制支援業務を適切に管理するため、組織的かつ効率的な研究体制のあり方について検討する。(Ⅱ)</p> | <p>(・技術の開発動向を見据えた人材配置や管理職の実員増など、各研究部門の体制を強化する取組について方向性をまとめたか。)</p> <p>(・研究職が行う規制への技術支援のあり方についての検討を踏まえ、具体的な取組を進めたか。)</p> <p>(・より研究に資源を投入できるような業務の進め方を検討できたか。)</p> <p>・新たに取り組む計装制御に関するデジタル技術やフュージョン装置について、専門性を有する人材の確保・維持が必要なことから、本業務を担当する者の増員要求を支援し、計5名の増員が認められた。</p> <p>・新技術だけでなく、規制支援人材が不足する熱流動等の基礎分野について、人材育成の必要性を「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和8年度以降の安全研究に向けて)」に記載するとともに、人材確保戦略や体制の見直しについて検討を始めた。</p> | <p>A</p> <p>・想定どおり実施できている。</p> | <p>・引き続き令和7年度を取組を継続する。</p> |
| <p>②原子力規制を志す者を増やすため、原子力規制に関連する分野の学生を対象にした人材育成の取組を行う。</p> | <p>・原子力規制人材育成事業について、事業の周知(営業)や令和7年度の新規採択や、新たなニーズの掘り起こしなど事業継続に必要な取組を着実にしつつ、外部資金獲得や継続事業の評価のあり方などの課題を解決する。また、事業の実績を適切に把握する。(Ⅱ)</p> | <p>(・事業の周知(営業)を新規採択につなげることで、大学等で原子力規制を学び、原子力規制庁に興味を持った学生の増加につなげることができたか。)</p> <p>(・外部資金獲得や継続事業の評価のあり方などの課題を解決できたか。)</p> <p>(・現地の状況を含め、原子力規制委員会の関係者が事業の実績や効果を十分に把握できたか。)</p> <p>・令和6年度の応募件数は5件だったところ、事業の周知活動を実施したことにより、令和7年度に応募件数は19件となり、事業内容及び予算規模等を勘案し、令和7年度は7件の新規採択を行った。このうち、3件は継続事業区分として採択した。</p> <p>・大学等への講師派遣を32件、大学等からの学生訪問の受入れを25件実施したほか、原子力規制委員による講演を1件、学生との意見交換を2件実施した。</p> | <p>A</p> <p>・想定どおり実施できた。</p> | <p>・来年度以降の新規採択案件増加に向けた取組を継続し、関係学会や大学等への事業の周知・働きかけを引き続き実施する予定。</p> <p>・事業の評価の在り方や実績把握については、委託調査事業者である外部シンクタンクの協力も得ながら、検討する予定。</p> |
| <p>③中長期的な人事戦略を踏まえ、新卒者及び経験者を計画的に採用する。</p> | <p>・上記の中長期的な戦略を踏まえ、応募者の増加につながる各種取組を行ったうえで、新卒者・経験者を適切に選考し、確保する。(Ⅰ)</p> | <p>(・業務説明会や公募の周知方法の多様化などの各種取組を行うことで、十分な応募者数を得られたか。)</p> <p>(・定数に対する実員数、新卒採用者に対する女性割合に留意しつつ、新卒者、経験者を適切に選考し、計画した数の人材を確保できたか。)</p> <p>(○新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足することができたか。(定数に対する実員数の割合95%以上))</p> <p>(○男女共同参画社会の実現に向けて、「第5次男女共同参画基本計画」に定める政府全体の目標を踏まえ、女性新卒者を採用したか。(新卒採用者の女性割合35%以上))</p> <p>・以下の取組により、新卒採用、実務経験者採用ともに十分な数の応募者数を得て、新卒採用に関して計33名(令和6年度31名)の内定者数(女性割合39.4%)を確保したほか、実務経験者採用に関して2回の公募を行い、</p> | <p>A</p> <p>・想定どおり実施できた。</p> | <p>・引き続き採用活動を継続する。</p> |

| | | | | | |
|--|--|--|---|---|---|
| | | <p>計 25 名（令和 6 年度は 3 回の公募で計 23 名）の内定者数を確保した。さらに、任期付採用について、原子力規制庁内の要望に基づき、公募により 16 名の内定者を確保した。</p> <p>○新規採用に関して、各種説明会への積極的な参加に加え、理系学生向け就職支援サービスのキャリア情報誌及びキャリア情報サイトへの情報掲載や官庁訪問時期の Web パナー広告の掲載による認知度の向上、職場体験プログラム等を通じた業務及び組織に対する理解度の向上に係る取組を実施した。さらに、より効果的・効率的な採用活動の実現に向け、大学等への設置やイベントでの頒布を目的としたフライヤーの制作や令和 8 年度に向けた採用パンフレットの更新、原子力規制庁に興味を抱いた学生等へ継続的な採用広報を実施するための採用管理システム（マイページ）の導入などを行った。</p> <p>○実務経験者採用に関して、複数の転職サイト、学会等への求人募集の掲載を行うとともに、原子力施設立地地域の駅等でのポスター掲載及び新聞広告への求人掲載を実施した。</p> <p>○適切な選考のための取組として、新卒採用については、組織横断的に任命している新規採用支援チーム員が面接等の選考過程に加わり、様々な視点から人物を評価できるよう工夫したほか、実務経験者採用については、応募者が希望する業務の担当部署等職員も交え、多角的な視点から選考を行った。</p> | | | |
| | <p>・中長期的な視点からどのような研究分野の研究職員が必要かなど人事戦略の検討を行う。（Ⅱ）</p> | <p>（・研究分野の新卒者及び経験者について、どのような人材が求められ、その人材を獲得するために、どのような行動を行うべきかの戦略を取りまとめたか。）</p> <p>・新技術や次世代革新炉等の開発動向を踏まえ、基盤強化が必要な研究分野を確認するための仕組みを構築した。また、原子力規制庁における研究分野の新卒者及び経験者に求められる人材像の明確化について技術基盤グループ内での検討を開始した。</p> <p>・規制・技術課題レビュー会議において、中長期的な研究課題について議論を行う中で、将来的に課題解決を担う人材育成・確保の重要性を認識するとともに、熱流動など複数の技術分野での人材に係る課題を抽出し、組織内に共有した。今後は大学等の外部機関とも連携・協力し、将来的に必要な人材の確保が継続的に可能となる仕組みの構築を検討する。</p> | A | <p>・想定どおり実施できている。</p> | <p>・引き続き、令和 7 年度の取組を継続するとともに、新技術等に対応するための人材確保戦略や体制の見直しについて研究部門とともに検討する。</p> |
| | <p>・新卒者及び経験者の採用に向けて、安全研究に対する理解を深める活動を行う。（Ⅰ）</p> | <p>（・若手研究職等の確保のため、パンフレットの見直しや大学生へ説明、JAEA との安全研究成果に係る合同報告会等の活動を行ったか。）</p> <p>・研究職等を対象とした採用パンフレットの改訂を実施した。また、夏季体験プログラム及び春季体験プログラムでは、大学生に向けて原子力規制庁業務の説明等を行った。</p> <p>・原子力規制人材育成事業の一環として、原子力規制委員会が実施する安全研究を紹介する北海道大学のオープン教材実績となる講義資料の作成に協力した。</p> <p>・JAEA 原子力安全・防災研究所と連携して研究成果報告会の企画・調整を進め、11 月 13 日に JAEA 原子力安全・防災研究所との合同研究成果発表会を実施した。</p> | A | <p>・想定どおり実施できた。</p> | <p>・引き続き、現行の取組を継続する。</p> |
| ④各職員が国際機関への派遣や出向等に視野を広げることも含めて、その能力が中長期的に最大限発揮されるキャリアパスを意識しつつ、組織目標実現に向けて必要な部署に職員を配置する。 | <p>・キャリアコンサルティング体制を効果的に運用することにより、国際機関への派遣や出向等も含めた各職員の最適なキャリアパスについて、職員と人事当局が共通認識を持つ。（Ⅰ）</p> | <p>（・キャリアコンサルティング面談等を適切な時期に着実に実施できたか。）</p> <p>（・キャリアコンサルティング面談等を通じ、国際機関への派遣や出向等も含めた各職員の最適なキャリアパスについて職員と人事当局とで共通認識を持つことができたか）</p> <p>・8 月～10 月にかけてキャリアコンサルティング面談を実施した。</p> <p>・キャリアコンサルティング面談等の内容を踏まえ、国際機関への派遣や出向等も含めた各職員のキャリアパスに対する意向や認識を把握した。その上で、職員が異動する際に、キャリアパスも踏まえた異動趣旨について説明することで、職員と人事当局との間で共通認識を持つことができた。</p> | A | <p>・想定どおり実施できた。</p> | <p>・令和 8 年度も引き続き実施する。</p> |
| | <p>・職員のキャリアパス、職員間の業務の平準化に配慮しつつ、組織目標実現に向けて必要な部署に職員を配置する。（Ⅰ）</p> | <p>（・職員の希望や関係部署の業務量見通しを把握しつつ、キャリアコンサルティング面談の結果等を考慮しながら、組織目標実現に向けて必要な部署に必要な職員を配置できたか。）</p> <p>・職員希望調査及び全課室を対象としたヒアリングを実施し、職員の希望や関係部署の業務量見通し、及び顕在化した懸念や中長期的に業務に必要な体制について把握した。その上で、職員希望調査、ヒアリングの結果、キャリアコンサルティング面談の結果等を考慮した上で、人員配置を検討・実施した。</p> | A | <p>・想定どおり実施できた。</p> | <p>・令和 8 年度も引き続き実施する。</p> |
| ⑤原子力技術、放射線や業務分野ごとの専門知識、行政実務能力や国際性の向上に必要な資格制度や研修の | <p>・任用資格に係る研修等を着実に実施するとともに、制度運用の見直し、研修内容等の改善及び学習環境の整備を進める。（Ⅱ）</p> | <p>（・任用資格制度の見直しによる新たな制度の運用について着実に実施したか。またその状況について検証を行い、改善の検討に着手したか。）</p> <p>（・学習室や人材育成ポータル等の改修等の学習環境の継続的な整備、外部研修への職員の派遣に関する検討等を行い、多様な学習機会の提供に向けた取組ができたか。）</p> | A | <p>・想定どおり実施できた。</p> <p>・各取組について、計画どおり実施し、任用資格制度の適切な運用、職員の学習環境の充実化等を通じて多様な学習機会を提供できた</p> | <p>・引き続き改善やサポート等の取組を継続するとともに、学習環境の拡充や研修の検索性向上等に取り組む。</p> |

| | | | | | |
|--|--|--|---|--|---|
| <p>運用・改善、学習環境の整備により職員を育成し、その力量を管理するほか、業務遂行に必要となる知識の管理を継続的に実施し、技術伝承を促進する。</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練課程の見直しに係る説明会を実施し、キャリアコンサルティング担当者を通じた周知や個別の問合せへの対応等を通じて、理解促進を図りながら円滑に運用を開始した。また、中級資格取得要件について整理を行い、任用資格に係る訓令の改正を実施した。また、改正後の任用資格制度の運用状況を確認し、必要に応じて関係各課と調整する等、継続的改善を図った。 ・研修計画に基づき研修を実施し、研修の事後アンケート等から得られた課題をもとに理解度テストやテキストの修正等について改善策の検討を行った。 ・新たな教育訓練課程制度について、予定どおり令和7年5月から運用を開始した。また、運用のフォローアップやサポートを行う13の訓練チームを資格対象課室に設置した。なお、チーム長等にはセンター指導官への併任発令がなされている。 ・プラントシミュレータを活用して検査官等を育成するための専門的な研修を進めるとともに、一般職員向けの基礎的な研修を併せて実施した。 ・eラーニング教材の導入を進める等学習環境の充実化を実施し、人材育成ポータル改修により目的とする研修の検索性向上等情報提供方法の改善を進めた。 | | | |
| | <p>・力量管理及び知識管理を継続的に実施する。(I)</p> | <p>(・力量管理活動に関して庁内への啓発活動を行い、力量管理に係る取組が推進するよう支援するとともに、参加者からの意見を踏まえ運用方法の改善を進めたか。)</p> <p>(・各課室における知識伝承・知識管理が円滑に進むよう継続的な支援を行ったか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度の参加者からの意見を踏まえ、令和7年10月から運用を開始し、対象となる職員への支援を行った。 ・知識伝承・知識管理が円滑に進むように各課室からの相談に対する支援を適切に行った。さらに、各課室における知識喪失のリスク、業務の重要度等を踏まえて業務遂行上必要な知識の見直しを令和7年4月末までに行い、今年度の活動に反映できるようにした。 | A | <p>・知識管理について計画どおり実施でき、かつ、力量管理について下期より計画どおり運用を開始したため。</p> | <p>・力量管理、知識管理について引き続き全庁的な取組を進める。</p> |
| | <p>・昨年度に引き続き、部下の業務管理等についての管理職の力量向上を図るための効果的な研修やグループワークを企画し、提供する。(I)</p> | <p>(・参加した管理職が新たな気づきを得られるような効果的な研修やグループワークを実施できたか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事課と連携し、受講者が新たな気づきを得られるよう研修内容及び実施方法を具体化した。研修は二部構成とし、第一部では内閣人事局作成のマネジメントテキスト及び解説動画教材を活用したオンライン研修を実施し、受講対象者186名のうち174名が受講した。第二部については、第一部で整理した疑問点等を踏まえ、内閣人事局講師によるオンラインでの質疑応答を計画どおり実施し、148名が参加した。参加できなかった受講者については、当日の録画を後日視聴できるように対応した。 | A | <p>・計画どおり研修を実施し、管理職が日頃のマネジメントを振り返り、新たな気づきを得る場を提供できた。</p> | <p>・引き続き適切に準備を行う。</p> |
| | <p>・キャリアパスのイメージに沿った研究職員の人材育成を図る。(I)</p> | <p>(・研究職員の育成や能力向上に向け、学位取得の支援や個別研究指導などの取組を行ったか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位取得に係る研究部門への支援の一環として、学位取得を見据えた大学との共同研究等の実施を若手研究職との面談を通じて奨励するなどの取組を行い、現在10件の共同研究等において、13名の職員が学位取得を目指している。 | A | <p>・想定どおり実施できている。</p> | <p>・引き続き、令和7年度の取組を継続する。</p> |
| | <p>・新たな技術の開発動向も踏まえ、柔軟に対応できる研究職員の育成や能力向上に向け、幅広い知識を獲得するための活動を行う。(II)</p> | <p>(・次世代炉、AIを含めた革新技術等の分野について、研究職を対象としたセミナーの開催や国際会議への参加を行ったか。)</p> <p>(・また、外部の研究機関との人事交流や共同研究を促進する取組を行ったか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学を含む外部の研究機関への人材派遣を含む人事交流(1名)や共同研究(10件)を積極的に実施している。また、次世代炉、AIを含めた革新技術等の情報に関して、重要な情報はGaroonスペースを用いて原子力規制庁内に共有した。 ・安全研究セミナーを15回開催し、また、若手研究員が提案して研究を実施できるフィージビリティスタディ制度について令和8年度の募集を行い6件採択した。 ・JAEAとの新たな研究協力の形として、JAEAの参加するフィージビリティスタディを2件行った。また、アンケート調査により共同研究の実施に係る課題を抽出し、対応方針の検討を行った。 | A | <p>・想定どおり実施できている。</p> | <p>・引き続き、令和7年度の取組を継続する。</p> |
| | <p>・原子力安全人材育成センターと連携して、教育訓練、研修等を通じて、検査官の資格認定を的確に実施し、原子力規制検査を行うために必要な体制を維</p> | <p>(・原子炉等規制法に基づく原子力規制検査や法定確認の厳正かつ適切な実施のため、教育訓練・研修等を通じて、必要な原子力規制検査官の数が確保できたか。)</p> <p>(・原子力規制検査について、制度施行後の5年間の総括において整理される課題や改善策の方向性の検討と並行して、検査官のROPに対する理解を深めるために必要な取り組みも検討し、着手できるところから、対応を進められたか。)</p> | A | <p>・想定どおり進捗している。</p> | <p>・引き続き、検査官資格の取得に向け、必要な教育環境の整備を進める。</p> <p>・検証の進め方に沿って、課題の抽出などの検討を進める。</p> |

| | | | | | |
|--|--|---|---|--------------|--|
| | 持する。(I) | <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度末の検査官資格取得に向け、上期8名の研修過程の調整を行った(令和7年度、新規に資格を取得した者は7名)。 OJT等を活用し、経験の少ない検査官等の育成を図った。 原子力検査制度の導入から5年が経過したことを踏まえ、第28回原子力規制委員会において、検査制度の鍵となる要素に係る取組状況の検証の進め方を報告した。 鍵となる要素に関する課題について、検査グループ全体で振り返りの議論を行うとともに、第19回検査制度に関する意見交換会合(令和8年3月30日)にて事業者及び有識者とも意見交換を行った。 | | | |
| | 引き続き、原子力規制検査に係る各種教育訓練、研修及び実運用での経験を積み重ねる。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・原子力規制検査に対する検査官の理解が進んだか。) (・原子力規制検査の教育訓練、研修を計画どおり実施できたか。) 原子力規制検査に係る各種教育訓練、研修及び実運用での経験を積み重ね、各自に必要な力量の向上に努めた。 検査を運用する中で得られた経験や知見を集積し、ASMや検査官会議の場を通じて他の検査官に共有した。 検査官の原子力規制検査に対する理解度確認のため、管理職による検査現場視察を13規制事務所及び4チーム検査において実施した。 NRCからの指摘も踏まえ、ラインマネージャー(所長含む)の検査官への指導などのマネジメント能力の向上を目的とした、現場の実態調査を5回行い、教育プログラムの作成に着手した。 | A | ・想定どおり実施できた。 | ・引き続き、原子力規制検査を着実に実施できるよう、本庁管理職の現場視察を通じて、適切な指導を行っていく。 |
| ⑥職員が原子力規制庁職員としての高い倫理観を保持し、規律を守り、職務に専念することを継続的に確保するため、職員の指導・監督を厳正に行う。 | 職員が国家公務員としての高い倫理観を保持し、国家公務員法等の規律を守ることにつながるような研修や幹部メッセージの発出等を行う。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・倫理保持や規律遵守のため、その時々状況に則した、効果のある研修や幹部メッセージ発出ができたか。) 職員一人一人が倫理保持のルールへの理解を深め、規律ある行動を実践するよう、新規採用・中途採用職員向け研修において、国家公務員倫理及び原子力規制委員会が独自に追加しているルールについて説明した。 人事院が定める「国家公務員倫理月間」に合わせ、全職員を対象とする倫理研修を実施した。 上述の「倫理月間」において、倫理監督官(原子力規制庁長官)から全職員に向けたメッセージを配信し、倫理保持及び規律遵守の浸透に務めた。 | A | ・想定どおり実施できた。 | ・令和8年度も引き続き実施する。 |
| | 個別対応が必要となる職員に対しては厳正に指導・監督を行う。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・個別対応が必要となる職員に対して、規則等に則り必要十分な指導・監督を行えたか。) 非遵行為を行った職員に対しては、関係法令にのっとり、適切な手続のもと懲戒処分を実施した。また、全職員に対しては、規律ある行動の実践を促すため法令遵守の徹底について長官メッセージを発出した。 公務能率の維持の観点から、矯正措置等が必要となる場合に備え、分限処分等の手続が滞りなく実施できるよう、人事課担当者向けのマニュアルを作成した。また、令和7年6月には、庁内人事評価者に向けて、同マニュアルの対象となる職員へのケアや組織的な対応についての共通認識をもち、これまで以上に士気の高い組織づくりに資することを目的とした説明会を実施した。 | A | ・想定どおり実施できた。 | ・引き続き規則等にのっとり必要十分な指導・監督を行う。 |
| | 研究職等に対して、研究倫理や研究者としての基本的な姿勢を徹底させる取組を行う。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・研究職等を対象に、研究倫理の研修を行ったか。) 技術基盤グループ内の職員を対象に7月から9月まで研究不正等に関する研究者倫理研修を実施し、期限内に対象の全職員の受講が完了した。 | A | ・想定どおり実施できた。 | ・引き続き、令和7年度の取組を継続する。 |

| | | | | | |
|--|--|---|----|---------------|------------------|
| 成果目標 | (8) 多様な経験や属性等を有する職員一人ひとりが、業務の特性等に応じて効率的に業務を遂行できる、置かれた状況に応じた柔軟な働き方を選択できるなど、それぞれのパフォーマンスを遺憾なく発揮できるような職場環境を充実・整備する。 | | | | |
| 施策目標 | 原子力規制委員会年度業務計画 | 年度業務計画の進捗状況 (年度業務計画に基づく施策の取組状況について、評価の視点への対応を踏まえて記載する。) | 評価 | 評価結果の理由、要因の分析 | 次年度の取組の方向性等 |
| ①子育てや介護など職員それぞれの人生のステージなどに応じた柔軟な働き方を選択できるよう、テレワーク、育児時短勤務、フレックス等の利用を推進すると同時に、 | ・テレワーク、育児時短勤務、フレックス等の利用を促進するために研修や能動的な周知や問合せへの丁寧な対応を行うとともに、これらの利用が適切になされていることを確認する。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・テレワーク、育児時短勤務、フレックス等の利用を促進するために研修や能動的な周知や丁寧な問合せ対応ができたか。) (・これらの利用が適切になされていることを確認できたか。) 令和7年度に改正されたテレワーク及びフレックスタイム制度について、掲示板等を活用して分かりやすく情報提供を行い、制度の理解促進を図るとともに、職員の柔軟な働き方と公務運営の両立に資する取組を実施した。 職員のテレワーク及びフレックスタイム制度の利用状況に関して、原子力規制庁内の状況を把握し、制度利用 | A | ・想定どおりに実施できた。 | ・令和8年度も引き続き実施する。 |

| | | | | | |
|--|--|--|---|---|---|
| <p>これらを利用しながら効果的かつ効率的に業務が行えるようにする。</p> | | <p>の適正化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護と仕事の両立支援のための措置に関する改正等について、職員に対する幅広い周知を行った。掲示板等を活用し、内容の明瞭化等に配慮した情報提供を行うことで、制度の理解促進を図った。 | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・テレワークを始めとする柔軟な働き方の中で、効果的かつ効率的に業務を進めることができるよう、個々の業務手順等の改善を図るほか、職員の理解等を向上させる取組を実施する。(Ⅱ) | <ul style="list-style-type: none"> (・各部署とのコミュニケーションを通じて、柔軟な働き方の実施や職員の理解向上に係る課題を把握することができたか。) (・柔軟な働き方の中で生じる課題に対して、対策や将来的な取組の方向性を示すことができたか) (・職員の理解等を向上させるための策を実施したか) ・テレワークを推進する上での課題を整理し、庁内に周知した。 ・各課等の業務の改善につながる総括業務等のマニュアルの整備への支援を進め、年度内に暫定版を策定し、各課等で活用を開始した。 ・個々の職員の悩み等でこれまで手当しきれなかった事項への対応として NRA-CAP の具体的な進め方を整理し、6月から試行を開始し、投稿に対して対応方針を適時整理し、9割以上の案件について完了とした。 ・「働き方改革ポータル」の改善を行う等、理解度向上のための取組を継続的に実施している。また、庁内からの意見を各施策に反映し、対応を行った。 | S | <ul style="list-style-type: none"> ・ NRA-CAP については、これまで手当しきれなかった事項への対応であり新たな取組で仕組み作りから検討が必要な中、精力的に検討を進め、短期で試行まで実施でき、アンケート結果も踏まえ適宜改善を実施しながら対応を行った。また、新たな取組ということで想定以上の作業量となったが適時対応を図り、関係課室との連携等も進めて、各課室での理解も進み、全体として改善意識も向上している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ NRA-CAP の試行を踏まえた改善を行いつつ運用を継続するとともに、コミュニケーターとの意見交換等を引き続き行い、現状に即した情報発信等を引き続き行う。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・各課等において、柔軟な働き方に対応するための業務改善が、業務の特性を踏まえて実施されるよう組織的に支援等を行う。(Ⅱ) | <ul style="list-style-type: none"> (・各課等での業務の特性を踏まえた検討状況を把握できたか。) (・支援の取組を行い、課等において主体的な業務改善の取組が実施されたか。) ・各部等のコミュニケーターの協力の下、各部等と意見交換を実施し、それぞれの業務の特性と業務の実施状況、改善事項等の把握を進めた。その中でも挙げた総括業務等の改善については、総括業務等のマニュアル整備で対応した。また、上下間の情報伝達・共有を含めた効果的・効率的な業務管理の点については、課室長間の意見交換等を支援した。 ・上記のとおり、各課等で共通する課題については支援等を行ったが、各課等で業務改革の検討に資源を振り分ける余裕がなく、部署ごとの業務や課題に対する対応状況の把握には至っていない。 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・各部等のコミュニケーターの協力の下で意見交換等を進め、また、課室長間の意見交換等を支援したものの、(B)各課等での業務改革の取組状況として通常業務に追われて改善に取り組みにくいという実情があることから、部署ごとの課題対応支援には至っておらず、効果が見える形での業務改善の提案ができていない面があるため。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査・業務改善推進室での内部監査や各課室での課等年度業務計画での改善対応との関係を整理し、部署ごとの業務改善の取組の情報共有等の在り方や業務改善の取組が効果的に進む仕組み等を改めて検討する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・国会業務のうち、組織内で完結する業務について、テレワークでも成立するフロー及び体制を実現する。(Ⅱ) | <ul style="list-style-type: none"> (・国会会期中に発生した答弁作成や打合せへの参加がテレワークでも作業できるよう、環境整備ができたか。) (○国会会期中において、対応が発生した各課等の国会担当者のうちどれくらいの職員がテレワークによる答弁作成や打合せへの参加ができたか。(会期末アンケートで30%以上)) ・テレワークで対応できるよう環境整備を行い、第217回通常国会にて試行した。アンケートを実施し、全体の30%がテレワーク(リモート)で打合せ等に参加した結果となった。アンケートを踏まえ、リモートでの打合せの本格運用を開始した。 ○全体の30%がテレワークで打合せ等に参加した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・全体の30%がテレワーク(リモート)で打合せ等に参加した結果となったことから、当初の想定どおりである。 | <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果を踏まえ、テレワークでの対応が可能な運用を継続するとともに、引き続き、庁内に周知を図る。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務が多い職員に注意を向け、個人の業務の進め方や、業務分担も含め体制の改善を促すことにより、超過勤務の常態化を防ぐとともに、繁忙期終了後の休暇取得などのフォローアップを確実に行う。(Ⅰ) | <ul style="list-style-type: none"> (・超過勤務が発生している原因を正確に把握し、適切な改善策を講じることができたか。) (・繁忙期終了後、健康上の配慮などの措置が確実に行われたか。) ・毎月、組織内の会議において、組織内で業務分担の見直しや適切な措置等に資する情報として、超過勤務が多い職員の情報を共有している。 ・担当課室の所属長が指定した特例業務に対して、健康上の配慮の計画が具体的に立てられているかを確認した。また、前年度上限を超過した職員が従事していた特例業務について、要因の整理分析及び検証を行い、健康上の配慮の実績や業務体制の見直しの実施の有無について確認した。 ・上限が迫っている職員に対し適切な業務管理や措置を行うよう勤務時間管理員へ直接通知する等、積極的なフォローを行った。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・想定どおり実施できた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度も引き続き実施する。 |
| <p>②多様な経験や属性等を有する職員が、それぞれの能力を最大限に発揮して活躍できる良好な職場環境の創出のため、職員の相談対応、ハラスメント</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントの防止に向け、各制度、組織としての方針及び相談窓口等について、研修や積極的かつ能動的な周知を行うとともに、個々の事案について厳正に対応する。(Ⅰ) | <ul style="list-style-type: none"> (・ハラスメント防止に関する幹部メッセージの発信や研修等を効果的に行うことで、組織一体として取り組む課題であることを明確に示すとともに、個々の事案について、規則等に則り迅速かつ必要十分な対応ができたか) ・ハラスメント防止は、組織全体で取り組むべき課題であることを示すため、対応方針及び相談窓口について掲示板で周知した。また、個別の事案については、相談者の保護等に配慮しつつ、迅速かつ適切な解決を図るよう対応した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・想定どおり実施できた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度も引き続き実施する。 |

| | | | | | |
|---|---|--|---|--|--|
| <p>の防止、相互理解の醸成等に取り組む。</p> | | <p>・人事院が定める「国家公務員ハラスメント防止週間」に合わせ、全職員を対象とした研修を実施し、ハラスメント防止に向けた更なる理解促進と意識向上を図った。</p> | | | |
| | <p>・職員の能力が最大限に発揮されるよう、健康についての理解促進及び改善への意識付けを目的とした健康に関するメッセージを定期的に発信する等の取組を行う。(I)</p> | <p>(○健康についての理解促進及び改善への意識付けにつながる潜在的ニーズを捉え、健康に関する効果的なメッセージの発信ができたか。)</p> <p>・職員の健康に対する理解促進及び改善への意識付けを目的として、「NRA 健康メッセージ」を立ち上げ、「熱中症の予防」、「健康に関する取組の紹介」等について、四半期ごとに健康保持や改善に役立つ情報を発信した。</p> <p>・一般定期健康診断の受診期間を令和7年7月～令和8年1月とし、課室ごとの受診期間を設定しない等の工夫をすることで職員が受診しやすい環境を整えた。また、心身面で体調不良となっている職員に対しては、定期的に健康管理面談を実施するよう調整し、長期休職者への復職支援を含め、必要な指導等を実施した。</p> <p>・職員の放射線管理及び線量報告書の交付を毎月確実に実施するとともに、令和6年度末に退職した放射線業務従事者に対して発行する健康管理手帳を人事院へ適切かつ確実に申請を行い、本人への交付を完了させた。</p> | A | <p>・想定どおり実施できた。</p> | <p>・令和8年度も引き続き実施する。</p> |
| | <p>・障害者法定雇用率を達成する。(I)</p> | <p>(○障害者法定雇用率を達成できたか。)</p> <p>・令和7年6月時点の実雇用率は、障害者法定雇用率を上回る2.94%を達成した。また、障害者雇用促進法に基づき、令和7年から令和11年度末までの新たな障害者活躍推進計画を策定した。</p> <p>・令和8年7月より法定雇用率が3.0%に引き上げられることを踏まえ、障害者雇用推進チーム会合を開き、障害者の活躍を推進する体制を再確認し、障害をもつ職員が働きやすい環境づくりに務めた。また、採用活動を積極的に実施し、新たに4名を採用した。</p> | A | <p>・障害者法定雇用率を達成できているため</p> | <p>・令和8年度も引き続き実施する。</p> |
| | <p>・協働推進チームが、庁内の各課室がリソースの問題などから手をつけられていない課題を解決する。(I)</p> | <p>(・協働推進チームが、庁内の各課室がリソースの問題などから手をつけられていない課題に対して十分貢献し、士気高く働くことができたか。)</p> <p>・各課室からの依頼業務は、まず試行的に実施(トライアル)し、成果を踏まえて本格的な業務請負へと移行することで業務機会を創出し、室員の業務範囲の拡大及び請け負う業務量の増加につなげた。</p> <p>・チームメンバーを作業依頼元課室との事前打合せにも積極的に同席させることで、業務内容の理解等を深めるとともに、各自が自身の作業進捗状況を適切に報告する体制を構築した。</p> <p>・活動内容や業務成果について、掲示板等を活用して積極的に情報発信を行い、各課室や関係者に対して効果的にアピールすることで、業務の認知度向上及び新たな業務機会の創出につなげた。</p> <p>・新規採用職員向け研修において、研修を実施することにより内容の継続的なブラッシュアップを図り、障害者雇用に対する理解を促進させた。</p> | A | <p>・想定どおり実施できた。</p> | <p>・令和8年度も引き続き実施する。</p> |
| | <p>・職員が抱える悩みを早期に把握し、対応策を講じたり、職員の孤立を解消できるよう、子育て中の女性などの特定のグループを対象とした人事当局によるヒアリングを行う。(I)</p> | <p>(・課題を抱えている可能性のあるグループを選定しコミュニケーションの場を設定することで、共通の課題の把握や相互理解につなげられたか。)</p> <p>・女性職員を対象とした妊娠、出産、育児等との両立に係るアンケート調査を実施し、座談会を開催した。</p> | A | <p>・想定どおり実施できた。</p> | <p>・今後、テーマ選定の方法等の整理を行う予定である。</p> |
| | <p>・各課等が実施する情報共有や意見交換等の取組を整理し、これらの取組の活性化に向けた支援等を行う。(II)【再掲】</p> | <p>(・取組の性質に応じてより幅広い層の職員に参加を促すなど、職員が取組を通じてコミュニケーションを図れるような工夫をしたか。)</p> <p>・各課等が実施している取組を整理した「情報共有・意見交換等の取組状況スペース」の閲覧性向上のための改善を行い、庁内に周知した。また、関係課と連携し、直近では実施されていない取組について、現状に則した形とすることを提案し、具体的には、妊娠、出産、育児等との両立を話題とした職員での座談会等を開催した。また、課室長間の意見交換について支援を行った。【再掲】</p> | A | <p>・座談会等の検討においてアンケートを実施するなどコミュニケーションの場として効果の上がる工夫をしている。</p> | <p>・令和8年度も、座談会等の実施により、継続的に改善していく取組を進める。</p> |
| <p>③職員の働きやすさを追求し、フリーアドレスやグループアドレスの導入、業務の性質に応じた業務スペースの拡充と必要な什器の整備等を行うほか、庁舎移転に際して</p> | <p>・庁舎管理を適切に行うとともに、フリーアドレスやグループアドレス等の導入課室を拡充し、それに必要な什器の整備等を行う。(II)</p> | <p>(・庁舎管理を適切に行えたか。)</p> <p>(・フリーアドレスやグループアドレス等の導入課室を拡充し、それに必要な什器の整備等を行い、職場環境の改善に寄与したか。また、庁舎移転も踏まえた環境整備を実施したか。)</p> <p>(・職員の働きやすさに対する施策を検討できたか。)</p> <p>・庁舎管理に係る各種事務手続を適切に処理した。</p> <p>・令和7年度にフリーアドレス等を導入し執務環境改善を行う課室を選定した。什器等の整備に当たっては庁舎移転も踏まえ検討した。また、職員の健康促進に資する掲示の実施等、共有スペースの有効活用に取り組んだ。</p> | A | <p>・庁舎管理に係る各種事務手続を適時適切に処理するとともに、耐用年数を経過した老朽化物品については整備を行い、職場環境の改善に寄与した。</p> <p>・フリーアドレス等の職場環境の整備については、当初の計画に沿って進捗した。関係部署と連携し3月末に完了した。</p> | <p>・引き続き適切に実施する。</p> <p>・庁舎移転を踏まえたフリーアドレス等の導入に向けた環境整備及びその他の職場環境の改善を継続して行う。</p> |

| | | | | |
|-----------------------------|--|---|--|--|
| もそれが維持・向上できるような庁舎環境の構築に努める。 | | ・フリーアドレスについて、導入した課等の状況を調査・把握し、その活用方法も含めて「働き方改革ポータル」に掲載した。 | | |
|-----------------------------|--|---|--|--|

成果目標 (9) 膨大な情報の検索性の向上、会合の議事概要作成等の定型業務処理の自動化などにより、勤務場所を問わず、また効率的に業務遂行できる環境を整備する。

| 施策目標 | 原子力規制委員会年度業務計画 | 年度業務計画の進捗状況 (年度業務計画に基づく施策の取組状況について、評価の視点への対応を踏まえて記載する。) | 評価 | 評価結果の理由、要因の分析 | 次年度の取組の方向性等 |
|--|---|---|----|--|---|
| ①業務で利用するシステムの共通化及び多様な働き方に応じた機器整備を通じて、現状のみならず将来的な業務効率化を想定した、情報システムの管理を実施する。 | ・次期(第4次)原子力規制委員会ネットワークシステム(行政LAN)について、デジタル庁及び庁内関係部署と連携し、令和8年度にデジタル庁が整備するガバメントソリューションサービス(GSS)への移行するための準備を実施する。(Ⅲ) | (・デジタル庁及び庁内関係部署との定例会議等において課題が整理できたか。) (・ガバメントソリューションサービス(GSS)への移行準備は、計画通りに実施することができたか。) ・デジタル庁及び庁内関係部署と綿密な調整を行うとともに、円滑なGSS移行を推進している。 ・定例会等を活用した調整を行いGSS移行準備は、計画どおりに進捗している。 | A | ・デジタル庁及び関係部署と定例会議等を実施することにより、GSS移行に向けた課題整理及び課題解決に向けた取組を行うことができた。 ・GSSへの移行準備は、遅滞なく計画どおりに進捗している。 | ・引き続き定例会議等を実施し、円滑なGSS移行に向けた課題整理及び課題解決に向けた取組を行う。 ・GSSへの移行準備を、計画どおりに進捗させる。 |
| | ・「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」を踏まえ、原子力規制委員会所管の情報システムについて一元的なプロジェクト監理を実施することで、原子力規制委員会のITガバナンスの強化を図る。(Ⅰ) | (・一元的なプロジェクト監理を通じて、情報システムに係る予算要求及び調達の適切性・妥当性を確認できたか。) ・原子力規制委員会が所管する情報システムについて、PJM0を中心とした一元的なプロジェクト監理を実施し、ITガバナンスの強化を推進している。 | S | ・(S)原子力規制委員会が所管する情報システムについて、一元的なプロジェクト監理の方法を充実させて実施し、これを通じて予算要求及び調達の適切性・妥当性の確認を適切に進めることができた。 ・原子力規制委員会が所管する情報システムに関する機構・定員要求について、庁内関係部署と調整し、適切に進めることができた。 | ・引き続き所管する情報システムについて、一元的なプロジェクト監理を行うとともに調達の適切性・妥当性の確認を適切に進める。 |
| ②システムの多様化等に対応したサイバーセキュリティ対策の強化を継続的に検討し、遺漏なく適用する。 | ・原子力規制委員会情報セキュリティポリシー及び関連規程を適切に維持・運用する。(Ⅰ) | (・原子力規制委員会情報セキュリティポリシー及び関連規程が適切に改正され、職員が内容を理解できたか。) ・原子力規制委員会情報セキュリティポリシー及び関連規程の改正を準備するとともに、情報セキュリティ教育を実施して職員による理解を深めた。 | A | ・政府統一基準群の改定に係る情報を収集するとともに、原子力規制委員会情報セキュリティポリシー及び関連規程の改定箇所を洗い出す等、改定案の検討を進めることができた。 ・職員等に対する情報セキュリティ教育及び担当職員に対する情報システムに関する教育を行い、情報セキュリティポリシー及び関連規程の理解を増進させることができた。 | ・引き続き原子力規制委員会情報セキュリティポリシー及び関連規程の改正の準備を進め、情報セキュリティ委員会の了承を得て適切に改正する。 |
| | ・関係機関の監査を適切に受査する。(Ⅰ) | (・関係機関の監査の指摘・助言に対して、改善のための計画を作成できたか。) ・関係機関の監査を適切に受査し、監査速報を踏まえた緊急措置を実施するとともに、改善計画作成の準備を推進した。 | S | ・関係機関及び庁内関係部署との調整を密にし、スケジュール管理、提出物の品質管理等を実施することにより監査を適切に受査できた。 ・(S)監査速報を踏まえ、最高情報セキュリティ責任者等に速やかに報告して重大なセキュリティインシデントが発生する前に対象システムの緊急措置を実施するとともに、改善計画作成に必要な支援事業者の調達及び組織横断的な現状調査を進め、対象システムだけでなく関連システムについても改善計画書を作成する等、情報システムの脆弱性に対して、迅速かつ適切な処置を推進できた。 | ・引き続き監査の指摘・助言に対して適切な改善計画の作成を推進する。 |

| | | | | | |
|--|--|---|---|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 情報システムのサイバーセキュリティ対策の実施状況を確認し、要すれば改善を促し、確実な対策の実施を推進する。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・情報システムに適用すべきサイバーセキュリティ対策に関する改善を図ることができたか。) 自己点検を開始するとともに、過年度の監査結果を踏まえたフォローアップ活動を実施した。 ペネトレーションテストを実施し、改善計画の作成を推進した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ペネトレーションテスト及び自己点検の実施により情報システムの情報セキュリティ上の課題を抽出するとともに、過年度の監査結果を踏まえたフォローアップ活動により、情報システムに適用すべきサイバーセキュリティ対策に関する改善を図ることができた。 | <ul style="list-style-type: none"> 過年度の監査結果及び令和7年度のペネトレーションテストを踏まえたフォローアップ活動を実施して、引き続き情報システムに適用すべきサイバーセキュリティ対策に関する改善を図る。 |
| ③情報の効率的な利活用の一層の推進に向け、行政文書の電子化や電子申請手続の推進等による行政文書の電子管理を進める。 | <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度からの行政文書の電子化の本格実施に向け、必要な調査を行い、計画の策定等をする。(III) | <ul style="list-style-type: none"> (・行政文書の電子化の本格実施に向け、必要な調査を終えたか。) (・行政文書の電子化の本格実施に係る計画の策定を終えたか。) (・行政文書の電子化の本格実施に係る予算要求を行ったか。) 行政文書の電子化の本格実施に向けたアンケート調査を行った。 予算要求に当たり、行政文書の電子化の計画を策定し、その内容に沿った予算要求を行った。 予算の内示が要求額に満たなかったため、その範囲で実施すべき優先順位を決め実施する予定である。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 次年度の予算内示額が大幅減だったため、計画の変更を行う必要が発生した。 | <ul style="list-style-type: none"> 予算の範囲で実施し実績を積む。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 申請等の手続については、オンライン申請の普及拡大を進め、処分の通知や手数料徴収状況の確認等の手続についてもオンラインで実施が可能となるよう、制度面及びシステム面で整備をする。(III) | <ul style="list-style-type: none"> (・電子による手続の実施が増えたか) (・電子申請のときに用いる電子署名など、デジタル化の推進に必要なデジタル行政推進法令等に基づく制度の検討又は整備が円滑に進められたか) (Oe-Gov 電子申請のページをどれくらい構築できたか (50 申請等で運用開始)) 令和7年度上期には、27 申請等のシステム構築を行い、10月1日に運用を開始。下期分の53 申請等についても、案件収集・デジタル庁をはじめとした関係省庁との調整(申請手数料や共管手続関係)を完了しており、順次システムを構築し、令和8年度から運用を開始する見込みである。 電子署名及び電子証明書に係る新たな規程を整備した。また、登記事項証明書の添付省略等のデジタル化推進のための制度整備に着手し、関係課室、他省庁との調整を適切に進めた。さらに、庁内からの要望を受け、規制委員会デジタル手続則の改正を行い、これまで機密性の観点でオンライン申請が困難だった特定重大事故等対処施設等の申請をオンラインで提出できるように整備した。 | S | <ul style="list-style-type: none"> 上期分の電子申請ページ作成等は、当初の予定どおり進めた。上期に得られた知見や課室ごとの利用イメージを踏まえて細やかに説明しながら下期分の希望を募ったことで、(S)当初の予定(50件)以上の件数が集まったことから、順次実装に向けて対応を進めている。また、当初は想定になかった手数料徴収の機能実装や他省庁との共管手続に係る調整についても迅速かつ密に調整を行った。 電子署名等の制度整備についても、(S)規程の制定や法律の成立まで当初の予定どおり完了したことに加え、デジタル化に伴う庁内の課題に対応するため、関係課室・デジタル庁と密に調整しながら、関係規則の改正やシステム面での検討を着実に進め、関係省庁の省令改正や規制委員会規則の改正を予定どおり完了した。 | <ul style="list-style-type: none"> 電子申請のページ構築については、今後も予定どおり構築・運用開始まで対応を進めていく。 制度検討についても、関係課室やデジタル庁と円滑に調整を進めていく。 |
| ④業務効率の向上を目指し、整備されたルールに基づく RPA 及び AI の利活用を進めるほか、勤務場所を問わずに業務遂行できる環境の整備も視野に入れつつ、コミュニケーションツールの効果的な活用を推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> 令和7年春頃整備される予定の政府の AI 調達・利活用ガイドラインに基づいて、業務効率化に向けたルールについて、令和7年度上半期中までに作成する。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・業務効率化に向けたルールを令和7年度上半期中に作成できたか。) 令和7年度上期に原子力規制庁職員向けの活用ガイドラインを作成した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 関係部署との連携により目標どおりを実現できた。 | <ul style="list-style-type: none"> 生成 AI の利活用を推進する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 勤務場所を問わず業務遂行できる業務携帯の調達手続を進める。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・業務携帯の調達手続きを令和7年度末までに実施できたか。) 業務携帯の調達手続きについて関係課室と連携し検討するなど準備を進め予算要求を行ったが、令和8年度予算の確保が困難となったことから代替の対応について改めて検討している。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度予算が確保できなかったため見直しを行う。 | <ul style="list-style-type: none"> GSS 端末への移行を踏まえた代替対応を検討・整備する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> コミュニケーションツールの使い方や運用の整理について、多様な働き方への順応及び業務の連絡内容の性質に応じた効率的な業務遂行の実現の観点で検討を深め、庁内への定着を進める。(II) | <ul style="list-style-type: none"> (・庁内から寄せられたコミュニケーションツールの使い方や運用に係る要望に適時対応できたか。) (◎ツールの使い方や運用の整理が庁内の実務に定着したか (事後アンケート肯定率 60%以上。)) 業務効率化を推進する職員を支援するため、ヘルプデスクと担当職員が連携し、適時支援を提供する体制を整えた。 令和8年度から運用開始予定の第4次行政 LAN において、支援体制を構築することを検討している。 問合せや要望については、コミュニティスペースの活用や要望受付窓口を用意し随時対応可能な環境を整備した。 以下のとおり、多様かつ効率的な業務に適応するように、状況に応じて意見交換、アンケート等を実施のほか、体制拡充を図るなど、創意工夫の下で対応を進めた。 NRA-CAP 投稿対応を含めて ICT 活用 Wiki の掲載内容を拡充するとともに、ガイドページを作成し周知した。 | S | <ul style="list-style-type: none"> 業務効率化を進める職員に対して、技術的支援や業務率化実現のための相談に適時かつ安定的に支援できる運用体制を整備する必要があることから、第4次行政 LAN において運用体制を検討している。 (S) NRA-CAP 投稿対応を含めて ICT 活用 Wiki の掲載内容拡充や NRA ポータル改修など、個々の課室では対応が滞る案件について適宜対応し、多様かつ効率的な業務に適応するように、状況に応 | <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度の本格運用に向けた準備を進める。 ICT 相談会のほか ICT 窓口担当を交えた業務改善提案等を行い、ツールの使い方及び運用の整理を庁内に定着させ、その状況把握のアンケートを実施する。 |

| | | | | | |
|--|---|---|---|---|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・対外説明資料等の共有スペースの更新の仕組みを検討し、各課室と意見交換を行い、各課室での更新及び掲載項目追加を支援した。 ・NRA ポータルを庁内アンケートを実施の上で改修し周知した。 ・HP 更新に伴うレイアウト変更の検討を支援した。HP 更新後も引き続き未対応箇所の調整の支援を行う予定。 ・ICT 窓口担当を交えた取組や ICT 相談会の取組を開始した。 | | <p>じて意見交換、アンケート等を実施のほか、体制拡充を図るなど、創意工夫の下で対応を進め、要望に適時対応するとともに、計画を着実に進めている。</p> | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・内部の業務について、RPA や AI 等の IT 技術により効率化を図ることができるものは、積極的に効率化を推進する。(Ⅱ) | <p>(ORPA や AI 等の適用により効率化を実現した各業務において、作業時間を 50%以上削減できたか。)</p> <p>(○年度開始時点で効率化の要望が上がっている 3 件の業務に対し、年度内に効率化を実装したか。)</p> <p>(・国会業務のうち、判断を要さない性質の作業について、ICT、AI 等を積極的に取り入れ効率化を図ることができたか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 7 年度上期に RPA による 2 件を実装し、それぞれ作業時間を 50%以上削減し業務効率化を実現した。 ・令和 7 年度開始時点で効率化の要望が上がっていた 3 業務に対し、実装を完了した。 ・国会業務対応へ生成 AI を試行導入、適用可能性及び効率化の検証を実施した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・RPA により一定の手作業を手順化することができ、作業時間の削減効果を得られることが確認できた。 ・国会担当者等対象にアンケートを実施し、生成 AI のニーズを収集。その結果を踏まえ、当該業務への生成 AI の適用可能性の検証及び効率化効果の検証のため、PoC を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・RPA について積極的な適用を図る。 ・生成 AI について膨大な情報量からの検索や絞り込みが得意という特徴を活かして効率化を図るための検討を進める。 ・国会対応業務への生成 AI の活用については、政府共通生成 AI (源内) と連携し、業務効率化を推進する。 |

| 成果目標 | | (10) 組織目標を実現できるよう、戦略的な予算要求及び適正な予算執行を行う。 | | | |
|--|---|---|----|--|--|
| 施策目標 | 原子力規制委員会年度業務計画 | 年度業務計画の進捗状況 (年度業務計画に基づく施策の取組状況について、評価の視点への対応を踏まえて記載する。) | 評価 | 評価結果の理由、要因の分析 | 次年度の取組の方向性等 |
| ①原子力規制委員会の施策を効果的に実施できるよう最適な資源配分を踏まえた予算要求を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・概算要求基準の枠内で、原子力規制委員会の重点施策を実施するために最も効果的な予算配分となる要求を行う。(Ⅰ) | <p>(・各予算事業に係るヒアリング結果や行政事業レビューでの外部有識者等所見を基に、原子力規制委員会の重点施策を効果的に実施できるような予算を要求できたか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 8 年度予算編成プロセスにおいて、各予算事業に係るヒアリング結果や行政事業レビューでの外部有識者等の所見を基に、原子力規制人材の育成、研究基盤の構築、放射線モニタリングの確実な実施等の重点施策の着実な実施のため効果的な予算配分を検討した。剰余金の大幅な減少という財源不足の状況に対応すべく、新規事業や増額事業の必要性や有効性の整理等複雑かつ困難な庁内調整及び財政当局等との折衝並びに緊要性の高い事業の令和 7 年度補正予算への前倒しなどの取組を粘り強く行い、原子力規制委員会の施策を効果的に実施するために必要となる予算額を確保した。 | S | <ul style="list-style-type: none"> ・概算要求基準を踏まえ事業統合等の要求上の工夫を行ったほか、各課室と協力して説得力のある資料を作成することで財政当局等に丁寧な説明をすることができた。また、要求内容における緊急性の高いものについて、前例にとらわれず、補正予算の活用を積極的かつ広く行った。これらを通じて、原子力規制行政を巡る重要課題に着実に取り組むために必要となる予算額の確保につながった。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き各課等の意見等も踏まえた原子力規制委員会の重点施策を実施できるよう十分な財源確保に努める。 |
| ②会計法令及び関係規程類にのっとり、予算の効果的かつ効率的な執行を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に予算の執行状況を把握し、予算が効果的かつ効率的に執行できるよう適切に管理する。(Ⅰ) | <p>(・庁内のニーズを把握し、什器整備等の執務環境改善や、レイアウト変更などの工夫により対応するとともに、予算執行状況調査等を通じて予算の適切な執行管理を行えたか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内のニーズや組織改編にあわせ、レイアウト変更等を行った。 ・各課室への執行実績配付を例年同様に 7 月以降毎月行い、適切な執行管理に取り組んだ。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・庁内のニーズや組織改編にあわせ関係部署と調整し適切なレイアウト変更等を行っている。 ・遅滞なく執行状況を確認できるよう、前月分の執行実績を翌月初旬に配布した。また、定期的な予算執行状況調査を実施し、予算執行残の有効活用を図った。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き庁内のニーズを把握し、職場の環境整備を行う。 ・より効果的な予算執行を行うため、引き続き適切に実施する。 |

| 成果目標 | | (11) 国際機関の活動への積極的な参画や多国間・二国間協力の推進により、日本の知見や経験を他国と共有することで、国際的な原子力安全の向上等に寄与する。 | | | |
|--|--|--|----|---|---|
| 施策目標 | 原子力規制委員会年度業務計画 | 年度業務計画の進捗状況 (年度業務計画に基づく施策の取組状況について、評価の視点への対応を踏まえて記載する。) | 評価 | 評価結果の理由、要因の分析 | 次年度の取組の方向性等 |
| ①国際的な原子力安全、核セキュリティ、放射線防護の向上や保障措置の着実な実施に貢献するとともに、我が国の取組についての積極的な情報発信、職員の派遣等を行うなど、国際機関や条約の枠組みにおける議論や活動へ参画する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・国際機関における議論への参画や国際的な活動への職員派遣を通じ、国際社会における原子力安全、核セキュリティ、放射線防護の向上に寄与し、保障措置の着実な実施に貢献する。(Ⅰ) | <p>(・国際機関における国際的な原子力安全、核セキュリティ、放射線防護及び保障措置に関連する議論へ継続的に参加し、具体的な成果の創出に貢献できたか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員派遣をはじめとする国際機関の活動に組織として積極的な参画を継続して実施した。特に安全基準の策定については、拠出事業の実施及び各種会合への継続的な参画を通じ、国際的な原子力安全の向上に貢献した。 <p>(・原子力安全基準委員会等に係る活動に参加し、専門的な知見を活用して原子力安全向上に関する議論に積極的に参加したか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IAEA の GSS (第 57 回及び第 58 回)、NUSSC (第 59 回及び第 60 回) 等に参画し、安全基準の策定・見直し案に対して原子力規制庁の意見を提出する等、その活動に貢献した。 <p>(・OECD/NEA 等が開催する会合に積極的に参加し、国際的な協力や支援に貢献できたか、また必要に応じ、安全研究への反映に貢献できたか。)</p> | A | <ul style="list-style-type: none"> ・想定どおりに実施できた。 ・国際会議等へ積極的に参加し、我が国の保障措置の取組について発信した。また、新規案件を含め、IAEA への継続した職員等の派遣を通じて、保障措置の着実な実施に貢献した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和 8 年度以降引き続き現在の取組を実施する。 ・引き続き、NUSSC 等に参画し、原子力安全向上に関する活動に貢献する。 ・引き続き、OECD/NEA 等が開催する会合への参加を奨励するとともに、中長期的な職員派遣を検討する。 ・引き続き NSGC に参画し、核セキュリティ向上に関する活動に貢献する。 |

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・OECD/NEA 等が開催する会合への研究部門の積極的な参加を奨励し、81 件の会合に延べ人数 127 人が参加した。また、令和7年度新たに加盟した1件を加え、13 件の OECD/NEA 国際共同研究に参加している。 (・核セキュリティに関連する IAEA 核セキュリティ部への職員の派遣、IAEA 等が実施するトレーニングへの講師等の派遣等により、核セキュリティに関する国際的な取組に貢献できたか。) ・IAEA 核セキュリティ部への職員の派遣を通じて、IAEA における議論に参画し、核セキュリティの確実な実施に貢献した。また、IAEA 主催の核物質防護に関するトレーニングコースに講師を派遣した。これらを通じて、核セキュリティに関する国際的な取組に貢献している。 (・核セキュリティに関して、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しに係る会合に参加できたか。) ・IAEA の NSGC (第 27 回及び第 28 回) に参画し、核セキュリティ・シリーズの策定、見直し案に対して原子力規制庁の意見を提出し議論に参加する等、その活動に貢献した。 ・核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告 (NSS No. 13) の改訂に係る専門家会合及び IAEA 核セキュリティ・シリーズ (NSS) 上位 4 文書 (NSS Nos. 20, 13, 14, 15) の改訂に係る技術会合に職員を派遣し、議論に貢献するとともに、第 27 回及び第 28 回 NSGC 会合に職員を参加させ NSS 文書案の審議及び NSS 上位 4 文書の改訂に関する議論に貢献した。 (・我が国の保障措置に係る取組について、国際会議等で積極的に発信したか (国際会議、国際トレーニング等の件数)。) (・保障措置に関して、国際機関への職員の派遣を通じて国際的な平和利用の確保に貢献できたか (職員派遣人数)。) ・日常的な IAEA との調整を通じて IAEA が要望する支援内容を確認しつつ、JASPAS 等の枠組みを活用して必要な支援を行った。さらに、JAEA 核不拡散・核セキュリティ総合支援センター主催の国内計量管理制度に係る国際トレーニングコース (令和7年7月) 及びアジア太平洋保障措置ネットワーク (APSN) 年次会合 (令和7年11月) での日本の事例の紹介を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図った。また、原子力協定の運用に関する当局間会合 (令和7年10月) 及び IAEA の保障措置活動の支援を行う枠組みである JASPAS (Japan Support Program for Agency Safeguards) の年次会合 (令和8年2月) において、関係各国及び IAEA と国際的な保障措置の強化・効率化のための協議を行った。 ・Cost Free Expert (CFE) 及び Junior Professional Officer (JPO) を継続して派遣しており、令和7年4月、6月及び11月には我が国から新たに3名を派遣した。 | | <ul style="list-style-type: none"> ・核セキュリティに関して、国際的な取組への貢献を継続していく。 ・引き続き国際会議等へ積極的に参画するとともに、我が国から IAEA へ継続的に CFE を派遣する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・国際機関への適切かつ的確な拠出を通じてその活動を支え、国際社会における原子力安全、核セキュリティ、放射線防護の向上に寄与し、保障措置の着実な実施に貢献する (I) | <ul style="list-style-type: none"> (・国際機関に対し適切かつ的確に拠出を行ったか。) ・IAEA 及び OECD/NEA との調整を行い、予定されている拠出を遺漏なく実行した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・計画に沿って取組を実施し、想定どおり進捗している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度以降も引き続き現在の取組を実施する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・原子力安全条約の第10回検討会合に向けたプロセスや核物質防護条約に関する会合への参加等を通じ、国際社会における原子力安全、核セキュリティ及び放射線防護の向上に貢献する。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・原子力安全条約等で締約国に求められる事項について適切に履行できたか。) (・核物質防護条約に関する会合への参加にあたり、国内規制への影響を踏まえ、庁内で適切に対処方針を策定したか。) (・策定した対処方針に基づき、会合における審議に積極的に参画し、核セキュリティの高度化の必要性を鑑みつつ、必要に応じて意見を出すなど、議論に貢献したか。) ・原子力安全条約上の義務である国別報告を期日までに提出した。また、令和8年4月開催予定の検討会合に向けたプロセスである各国国別報告への質問、意見の提出及びそれらに対する回答提出を着実に実行した。 ・改正核物質防護条約の締約国会議及びその準備会合等は期間中開催されなかった。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・計画に沿って取組を実施し、想定どおり進捗している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年4月開催予定の検討会合に向け、引き続き遺漏なく準備を実施する。 ・核物質防護条約の締約国会議又はその準備会合等が開催される場合には、国内規制への影響を踏まえ、適切に対処方針を策定するとともに、その対処方針に基づき議論に貢献する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な動向等の情報の有効活用及び国際業務を円滑かつ確実に実施するための業務基盤を充実させる。(II) | <ul style="list-style-type: none"> (・国際的な動向等の情報を集約・整理及び共有するプラットフォームの充実化などの取組を進められたか。) (・国際業務を円滑かつ確実に実施するための予算の確保、体制の維持・改善ができたか。) ・国際的な動向等の情報を集約・整理及び共有するため構築したプラットフォームを通じて、原子力規制委員会として得られた情報の組織的活用を努めた。 ・各種の原子力安全に関連する国際会議に原子力規制委員会として組織的に参画する体制を維持し、国際的な議論に継続的に参画した。また原子力規制委員会全体に必要な予算を遺漏なく適切に確保した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・計画に沿って取組を実施した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度以降引き続き現在の取組を実施する。 |

| | | | | | |
|---|---|--|----------|--|---|
| | | | | | |
| <p>②国際的な関係の構築・維持や円滑な情報共有のため、多国間・二国間における協力を取り組む。</p> | <p>・多国間、二国間の協力の枠組みを活用し、原子力安全、核セキュリティ及び放射線防護に関する海外の知見の収集や情報共有を行う。(I)</p> | <p>(・協力枠組みの特徴に応じた知見の収集および情報共有ができたか。)</p> <p>(・核セキュリティに関して、参加が必要な会合を抽出して計画を策定し、準備も含めスケジュール感を持って業務を推進したか。)</p> <p>(・核セキュリティに関連する会合に参画するにあたり、情報交換を有益なものとするため、庁内で適切に論点を整理したか。)</p> <p>(・核セキュリティに関して、国内規制の在り方の検討に資するように、整理した論点に基づき、有益な情報交換を行うことができたか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IAEA 総会、国際原子力規制者会議(INRA)、西欧原子力規制者会議(WENRA)、G7NSSG、日中韓原子力安全上級規制者会合(TRM)、日スウェーデン規制情報交換会合、日仏規制情報交換会合等において、それぞれの枠組みや相手国に応じた課題にフォーカスし、原子力安全に関する知見の収集及び情報共有を行った。(S) 特に TRM については、3年間の開催中断後の再開となったため、開催に向けた調整には多くの困難が伴ったが、近隣国に対する、我が国の規制取組に関する情報共有及び理解醸成の機会とすることができた。次回 TRM は日本がホスト国となり令和8年12月に実施することで準備を進めている。 ・日米核セキュリティ作業グループ(NSWG)における INFCIRC/225/Rev.5 に関連するゴール7に係る情報交換会議の実施に当たり、現在直面している課題について論点を整理し、有益な技術情報交換となるよう対処方針を策定した。 ・職員を、米国に派遣(4月15日~18日)し、上記で策定した対処方針に基づき議論に臨み、今後の日本の核セキュリティの向上及び規制の在り方の参考となる有益な情報を得た。 ・米国に加え英国も招いて、サイバーセキュリティに関する技術情報交換会合を開催(1月26日~30日)し、直面している課題について情報交換を行った。 | <p>S</p> | <p>・計画に沿って取組を実施し、想定どおり進捗している。(S) 特に TRM については、中断期間後の再開に向けた調整には困難が伴ったが、対面会合開催を実現し、日本の規制取組に関する理解醸成に貢献した。</p> | <p>・令和8年度以降も引き続き、協力枠組みの特徴に応じた知見の収集及び情報共有を行う。</p> <p>・核セキュリティに関して、多国間、二国間の協力の枠組みを活用し、海外の知見の収集や情報共有を継続する。</p> |

令和7年度原子力規制委員会年度業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性（政策評価書）

| | | | | | | | |
|-------------|----------------------------|-----------|------------------------------------|-------|--|-------|-------|
| 施策名 | 2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化 | | 施策に関する内閣の重要政策 (施政方針・閣議等のうち主なもの) | | 原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2025 | | |
| 評価 | | | 目標設定の考え方・根拠 | | 原子力規制委員会第3期中期目標 令和7年度原子力規制委員会年度業務計画 | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| | 予算の 状況 (百万円) | 当初予算(a) | 9,494 | 9,516 | 9,176 | 9,005 | 7,360 |
| | | 補正予算(b) | 0 | 0 | 0 | 0 | 948 |
| | | 繰越し等(c) | 538 | ▲33 | 483 | ▲2 | |
| | | 合計(a+b+c) | 10,032 | 9,483 | 9,659 | 9,004 | |
| 執行額(百万円) | | 8,398 | 7,713 | 7,776 | 7,742 | | |

■各施策の進捗等の評価

| | | | | | |
|--|---|---|----|---|---|
| 成果目標 | (1)原子炉等規制法及び放射性同位元素等規制法に基づく規制を厳正かつ適切に実施することで、安全上重大な事象を発生させない。 | | | | |
| 施策目標 | 原子力規制委員会年度業務計画 | 年度業務計画の進捗状況 (年度業務計画に基づく施策の取組状況について、評価の視点への対応を踏まえて記載する。) | 評価 | 評価結果の理由、要因の分析 | 次年度の取組の方向性等 |
| ①原子炉等規制法及び放射性同位元素等規制法に基づき、現場の実態を踏まえつつ、法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施する。 | ・申請に対し、実用発電用原子炉施設や核燃料施設等ごとの立地特性や施設の特徴・安全上の重要度を踏まえつつ論点を明確にし、法令に基づき厳正かつ着実に審査を実施する。(I) | <ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉施設や核燃料施設等の審査について、新規制基準適合性に係る審査に加えて、多数の申請案件の審査が見込まれる中で、「電力会社経営層との意見交換を踏まえた新規制基準適合性に係る審査の進め方」(令和4年9月原子力規制委員会了承、令和6年11月13日一部改正)等に基づき、審査プロセスの改善に継続的に取り組むこと、厳正かつ着実に審査を実施したか。 ・実用発電用原子炉の新たな劣化管理制度への移行に向けて、申請された長期施設管理計画の移行審査を本格施行までに全て完了できたか。また、本格施行後においても厳正かつ着実に審査を実施したか。 ・審査の漏れを防止し、施設の特徴・安全上の重要度に応じた審査を適切に行うため、申請対象範囲、審査対象条文等を明確化するとともに、事業者と審査上の論点・指摘事項等についての認識の共有を図りつつ審査を実施したか。 ・特に、核燃料施設等の審査においては、グレーデッドアプローチを適用してきた核燃料施設等の審査実績等規制の運用から得られた知見も踏まえた上で、取り扱う核燃料物質等の量・性状、施設の特徴・安全上の重要度に応じた、より実効的なグレーデッドアプローチを考慮したか。 <ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉施設の審査について、新規制基準適合性に係る本体施設や特重施設の審査、特定兼用キャスクを用いた乾式貯蔵施設や型式認証の審査、高経年化や廃止措置の進捗に伴う審査、安全性向上評価の確認など、多種多様な申請が輻輳する中で、施設の特徴や安全上の重要度等を踏まえ、限られた審査リソースを効果的に割り当てつつ、厳正かつ着実に審査を実施した。 ・令和7年5月28日に設置変更許可処分を行った乾式貯蔵施設(東北電力女川原子力発電所及び関西電力高浜発電所)に係る審査では、兼用キャスクを基礎等に固定せず告示地震力を適用する初めての事例であったことから、審査会合を通じて審査上の論点を整理・明確化しつつ、原子力規制委員会において審査方針を審議し、決定された方針に基づいて審査を完遂した。 ・同年7月30日に約12年の審査期間を経て設置変更許可処分を行った北海道電力泊発電所3号炉(本体施設)については、関係自治体からの要請に応じて、住民説明会や協議会等で繰り返し審査結果を丁寧に説明した。説明に当たっては、祝祭日を含む数週間にわたって、管理職級職員をはじめとする多くの審査官(延べ25人)を現地に派遣し、平易な表現や図表等も積極的に活用しながら可能な限り分かりやすくなるよう工夫した。 ・また、新型燃料関係では、高燃焼度燃料導入のための設置変更許可(九州電力玄海原子力発電所)やBWR用10×10燃料集合体の型式証明(GNFJ)に係る審査において、これらと同種の燃料の利用実績は過去に国内外で見られるものの、これらが現行制度下で新規制基準を適用する初めての事例となること等を踏まえて、基準適合性を確認すべき内容やその方法を改めて整理し、従来実績にとらわれない新たな先行実績を確立した。 ・なお、中部電力浜岡原子力発電所の新基準適合性審査については、基準地震動の策定に際して申請者がデータを意図的に操作するといった不正行為の事実が確認されたことから、令和8年1月14日の第51回原子力規制委員会において審査を行わない方針とした。 ・新基準適合確認を受けた後の設備更新等に係る申請が増加している現状を踏まえ、令和7年7月には、審査の進捗状況や申請状況に応じてより柔軟かつ的確に対応できるよう、審査チームを大括り化する等の審査体制の見直しを実施した。また、審査会合において、申請者と審査上の論点や指摘事項等を明示的かつ具体的に確認して相互の認識共有を図る等、効率的な審査を行うための審査プロセスの改善にも継続的に取り組んだ。 ・長期施設管理計画の認可については、限られた時間の中で多数の案件を並行して計画的に進めるとともに、審査の | A | <ul style="list-style-type: none"> ・多数の案件について同時並行で審査を進める必要がある中、審査体制の見直し等を通じて柔軟かつ確かな対応を実現し、多数の処分を着実に実施できた。その中でも(S)本体審査の許可処分の取りまとめ、前例がなく技術的に難易度の高い審査案件に対する処分及び限られた時間内の高経年化に係る新制度への円滑な移行等、高い水準で確実に成果を出すことができた。 ・想定どおり、これまでの知見を活用し、OJTで職員のレベルアップを図りながら業務を実施できた。 ・各サイトの審査事項について、おおむね妥当な検討がなされたと評価するなど、着実に審査を進めることができた。 ・想定どおり実施することができた。(S)なお、グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの新規制基準適合確認の第5次設工認申請の事例では、グレーデッドアプローチを考慮した審査を通じて、竜巻防護フェンスを自主設備の位置づけと整理するなど成果をあげることができた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き審査プロセスの改善に継続的に取り組みつつ、厳正かつ着実に審査を実施する。 ・火災室業務の研修が年度後期から始まり、職員の業務分担及び情報共有を密にして取り組み、審査業務と両立して取り組める見込みである。 ・引き続き、着実に審査を進めていく。 |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | <p>過程で明らかとなった特別点検における共用設備の取扱いに関して、供用開始からの経過年数を基準として特別点検の実施時期を判断するという考え方を明確化する審査基準等の改正を決定し同審査基準等に基づく審査を進めるなど、問題解決を図りながら、準備行為として申請された長期施設管理計画のうち運転を継続するために本格施行日の前日（6月5日）までに認可が必要な12件全てについて審査を終え認可した。また、新制度への移行に伴う保安規定の変更認可申請15件についても本格施行日の前日までに審査を終え認可した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度は、令和8年3月31日時点で、設置変更許可8件、設計及び工事の計画の認可36件（変更認可を含む。）、保安規定変更認可33件、型式認証3件（変更承認を含む。）、長期施設管理計画の認可5件（変更認可を含む。）、廃止措置計画の変更認可3件の処分を行った。 ・実用発電用原子炉施設等の審査について、新規制基準適合性に係る多数の審査で、審査支援として各担当部門とヒアリング、審査会合に同席し、審査の漏れを防止し、事業者と審査上の論点・指摘事項等についての認識の共有を図りつつ審査を実施できた。（実用炉ヒアリング28回、審査会合3回、核燃料施設ヒアリング6回、研究炉ヒアリング5回、審査会合1回） ・地震・津波等に関する新規制基準適合性審査については、施設ごとの立地特性を踏まえて個別課題を抽出し、必要に応じて科学的根拠の拡充を求めるなど厳正かつ着実に実施した。また、グループ間で考え方の差異が生じないように審査会合前に審査における論点、課題等に関する意見交換を行った上で審査会合を開催した。形式主義を排し慢心を戒める姿勢を常に堅持しつつ、科学的・技術的な見地から、安全上の特性に応じて厳正に審査を実施した。 ・建物・構築物の耐震設計及び耐津波設計に関する新規制基準適合性審査については、施設の特徴・安全上の重要度を踏まえ、関係者で論点を整理した上で、審査会合で議論することで、厳正かつ着実に審査を実施した。 ・審査会合に先立ち、審査チーム内で審査における論点を明確にした上で指摘事項を共有し、担当委員及び指定職との議論の上で会合に臨んだ。これに限らず適時、委員・幹部への情報共有や議論を行った。 ・審査会合においては、申請者に対して基準適合性を示すエビデンス資料やこれまでの審査会合で議論した内容を取りまとめた「まとめ資料」の作成を指示するとともに、提出されたまとめ資料の内容を確認し、審査会合の中で基準適合性を判断する観点から必要な指摘を行った。 ・申請者の作業方針や作業スケジュールの確認を適時行い、進捗状況等に疑義がある場合は、都度指摘を行うなど、申請者との認識共有を図ることにより、論点等を明確にしてきた。特に、HTTR及び常陽の審査に関しては、審査を適切に進めるべく、JAEAの経営層との面談等を複数回実施した。 ・核燃料物質使用施設において、該当施設5件及び非該当施設10件（変更）許可（承認）、保安規定変更認可8件、合併・分割認可2件並びに非該当施設における廃止措置計画認可1件の処分を行った。 ・経験の浅い審査官等に対して、上級や中級の資格を持つ審査官が基準やガイド等審査に係る知見を伝えることや、必要に応じて班内ミーティングを実施して知見共有を図ることを通じて審査官の力量向上を図った。 ・また、審査チーム内のコミュニケーション向上を図るために、新たに、ヒアリング開始前に事業者資料や事業者自身に対する指摘事項等を確認する時間をチーム内で設けることで、チーム内の認識合わせにとどまらず、ベテラン審査官による事業者資料の確認の視点や事業者に対する指摘のポイント等、審査官としての求められる能力や資質を学ぶことを通じて、チーム内の技術伝承を進める体制を構築しつつ審査業務を行った。 ・審査の進捗に係る方針については、チャットやミーティング等を通じて、計画・審査方針（処分時期含む）を関係者に共有するだけでなく、事案に応じて個別に相談や報告した上で審査を進めた。 ・日本原燃については、事業者において対応が必要な事項について、ヒアリングの中で事業者に認識を確認する時間を設ける等、共通認識を持てるような工夫を行った。 ・審査結果を取りまとめた審査書については、部門内審査官全員によるピアレビュー会議を開催し、審査漏れを防ぐ取り組みを行った。 ・日本原燃再処理施設の新規制基準適合性に係る設計及び工事の計画の認可の審査においては、審査会合における審議結果を文書化する等、原子力規制委員会及び事業者双方の認識を共有して効率的な審査が行えるよう工夫を講じた。 ・耐震Sクラス、安全上重要な施設及び重大事故等対処施設については、施設の種類、構造、評価手法等により類型化した上で、各類型化を代表する設備機器等について審査を進めた。 ・新規制基準の趣旨やグレーデッドアプローチに対する考え方の理解に資するべく、専門検査部門の使用前確認（チーム検査）に立ち会い（6回）、処分した設備の把握、設工認から使用前確認までの一貫した手続について理解を深めた。 ・(S)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（GNF-J）の新規制基準適合確認の第5次設工認申請においては、加工事業の許可では竜巻防護フェンスで防護する方針とされた建屋において、取り扱う核燃料物質の量・形状を踏まえて、当該フェンスの設置の必要性について、事業者に対して検討を促したところ、防護上必ずし | | |
|--|--|--|--|--|

| | | | | |
|---|--|---|---|--|
| | <p>も必要な設備ではないことを確認したため、当該フェンスは事業者の自主的設備の位置づけとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、実用炉規則では設工認の対象設備が明確にされているが、核燃料施設は明確にされていないことから、ウラン加工施設の設工認に係るヒアリングや面談を通じて設工認申請不要と判断した事例を整理し、マニュアルに追記して公開した。 複数の申請案件に対して手数料の徴収に関する手続上の不備があったことから、事業者への謝罪、必要な手数料納入手続等の対応を行った。原因に応じて是正処置を講じ、再発防止に努めていく。 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 廃止措置や廃棄物の処理が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。(I) | <p>(・廃止措置の状況を、安全上の重要度を踏まえ審査、検査等によって適正に確認ができたか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 実用炉の審査については、東北電力女川原子力発電所1号炉、九州電力玄海原子力発電所1号炉及び2号炉に係る廃止措置計画変更認可申請について認可処分を行った。また、東京電力福島第二原子力発電所における乾式貯蔵キャスクの設置に係る廃止措置計画変更認可申請及び四国電力伊方発電所における廃止措置段階の第二段階への移行に係る廃止措置計画変更認可申請について、審査会合等により審査を行った。 原子力機構バックエンド対策監視チーム会合を上半期、下半期にそれぞれ1回開催した。上半期は、施設中長期計画の改定及び中小施設廃止措置の進め方を確認した。また、JAEAにおける核燃料物質の集約化及び人形峠環境技術センターの廃止措置について状況及び今後の予定の確認を行うことにより、JAEAによる廃止措置が安全・確実に進められるよう確認した。下半期は、JAEAの全施設の廃止措置及び廃棄物対策の進め方について確認した。また、JAEAによる廃止措置及び廃棄物対策が安全・確実に進められるよう確認した。 浜岡原子力発電所5号原子炉施設に係るクリアランス認可申請(令和7年10月27日申請)については、令和7年度第51回原子力規制委員会(令和8年1月14日)において審査を行わない方針とした。 核燃料サイクル施設等における廃止措置の進捗状況等について、もんじゅ廃止措置安全監視チーム会合や原子力機構バックエンド監視チーム会合により確認するとともに、その実施状況については原子力規制事務所による原子力規制検査により確認している。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 想定どおり実施することができた。 核燃料サイクル施設等の廃止措置の進捗状況等について、必要な監視ができています。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き廃止措置の状況を審査によって適正に確認する。 引き続き監視チーム会合や原子力規制検査による監視を継続する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 東海再処理施設について、リスクの低減が早期に達成できるよう、廃液のガラス固化処理の再開に向けた準備状況等について必要な監視等を行う。(I) | <p>(・東海再処理施設について、適時適切に監視チーム会合等を開催することで、工程洗浄の終了に伴う廃止措置計画の変更やガラス固化処理の再開に向けた準備状況等について、必要な監視等ができたか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年5月に申請された東海再処理施設の性能維持施設・放出管理目標値の見直しや系統除染等に係る廃止措置変更認可申請を、東海再処理施設安全監視チーム会合において議論を進め、令和7年5月29日付けで認可した。 令和7年6月に申請された東海再処理施設の無停電電源装置の更新や火災防護設備の一部改造等に係る廃止措置変更認可申請を、令和7年8月の東海再処理施設安全監視チーム会合において議論を進め、約3か月で効率的に認可した。 令和7年11月に申請された東海再処理施設の高放射性固体廃棄物貯蔵庫のセル内消火設備の設置に係る廃止措置計画変更認可申請を、令和8年1月の東海再処理施設安全監視チーム会合において議論し、約3か月で効率的に認可した。 東海再処理施設安全監視チーム会合を上半期に1回、下半期に2回開催した。高レベル放射性廃液のガラス固化処理に向けた準備状況、低放射性廃棄物処理技術開発施設における実証プラント規模試験の取組状況、系統除染の状況等の確認を行うことにより、ガラス固化処理、高レベル廃液に係るリスク低減等が適切に行われるよう監視をした。引き続き廃止措置を監視する。 東海再処理安全監視チーム会合や面談、原子力規制事務所による原子力規制検査により、3号溶融炉への更新工程や長期的なガラス固化処理計画に係る取組の状況等を含めて、廃止措置に係る保安活動の実施状況を確認している。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 想定どおり実施することができた。 ガラス固化処理の再開に向けた準備状況等について、必要な監視ができています。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き実施する。 引き続き東海再処理安全監視チーム会合等における監視を継続する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> 法定の検査・確認を厳正かつ適切に実施する。(I) | <p>(・法定の検査・確認について、原子力規制検査の確認結果を踏まえ、遺漏なく実施できたか)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制検査の結果も活用し、法定確認を遺漏なく実施した。主な実績は、関西電力(株)高浜発電所3号機火災感知器設置工事(火災感知器バックフィット)に係る確認等の使用前確認22件、日本原燃(株)廃棄物埋設事業の新設の3号埋設地に係る確認等の廃棄物埋設施設確認6件、その他、車両運搬確認38件、廃棄物確認 | A | <ul style="list-style-type: none"> 申請のあった法定確認について、原子力規制検査の結果を踏まえて遅滞なく実施できた。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、原子力規制検査の結果も活用し、法定確認を遺漏なく実施する。 |

| | | | | | |
|--|---|--|---|---|--|
| | | 25件、放射能濃度確認3件。 | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制検査を着実に実施するとともに、引き続き、原子力規制検査に係る実運用での経験を積み重ねる。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・原子力規制検査について、所定のガイドを活用し、原子力規制委員会です承を得た検査計画を踏まえ実施できたか。) (・原子力規制検査において特定した検査気付き事項について、重要度評価や深刻度評価を適切に実施できたか。) (・上記の評価を踏まえ、必要に応じて追加検査や規制措置等を検討し、それらを適切に実施したか。) <ul style="list-style-type: none"> 所定のガイドを活用して計画どおりに厳正かつ適切に原子力規制検査を実施した。 特に東京電力柏崎刈羽原子力発電所7号機については、令和6年度第1～4四半期の安全実績指標の結果を踏まえ、令和7年度第6回原子力規制委員会(令和7年4月30日)において原子力規制検査の対応区分を第2区分に設定したことから、同年5月22日及び23日に、追加検査を実施した。また、追加検査の結果については、令和7年度第19回原子力規制委員会(令和7年7月9日)において報告を受けた。 検査で特定した気付き事項については、リスク情報を活用しつつ適切にスクリーニングし、重要度及び深刻度を適切に評価し、検査指摘事項と評価された20件(このうち、重要度「緑」、深刻度「SLIV(通知なし)」と評価した指摘事項が19件、重要度「緑」、深刻度「SLIII」と評価した指摘事項が1件)の内容の報告をうけた。 中部電力株式会社浜岡原子力発電所の新規規制基準適合性審査における基準地震動策定に係る不正行為について、令和8年1月14日第51回原子力規制委員会で、まずは、基本検査で審査資料作成作業に係る品質管理に対する保安規定の遵守状況等を確認する方針を了承した。 複数の検査案件に対して手数料の徴収に関する手続上の不備があったことから、事業者への謝罪、必要な手数料納入手続等の対応を行った。原因に応じて是正処置を講じ、再発防止に努めていく。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 想定どおり進捗している。 検査気付き事項について、ガイド等に基づいて重要度評価や深刻度評価を適切に実施できた。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、所定のガイドを活用して計画どおりに厳正かつ適切に原子力規制検査を実施する。 引き続き、検査気付き事項を確認した場合、ガイド等に基づいて重要度評価や深刻度評価を適切に実施する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 放射性同位元素等規制法に基づき、管理表等を用いて申請・届出の審査状況を適切に管理し、審査を厳正かつ適切に実施する。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・業務を遅滞なくかつ漏れなく実施できたか。) 許認可等申請について、審査状況の進捗管理及びそれを踏まえた審査官の負担平準化を行うこと等により、250件の許認可を行った。そのうち被規制者の補正対応に時間を要したことなどにより、標準処理期間内に処理できなかった案件が75件あったが、おおむね標準処理期間内に処理した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 評価の視点を踏まえておおむね実施していると評価できる。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、着実に審査を進めていく。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 放射性同位元素等取扱事業所等に対する立入検査を厳正かつ適切に行う。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (〇年間計画に予定していた件数の立入検査を実施できたか。) 放射性同位元素等取扱事業所等に対する立入検査について、年間計画に予定していた102件に対して、137件の立入検査を、計画的かつ効果的に実施した。放射線量の測定に用いる放射線測定器について、点検及び校正が行われていないなどの事例に対して適切な指摘、指導を行った。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 同一地域の複数事業所への検査を同時に行うこと等の工夫によって、目標を上回る結果となった。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き年間計画に従って、立入検査の実施に努める。 |
| ②施設のトラブルに関し、原因究明、再発防止策の評価等の対応を厳正かつ適切に行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 事故トラブルについて、原子力安全上の影響の程度等に応じ原因究明、再発防止対策等の確認の対応を厳正かつ適切に対応する。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・事故トラブルについて、事業者等の原因究明、再発防止策等を適切に確認できたか。) (・事故トラブル事象から得た教訓について、必要に応じ、被規制者向け情報連絡文書等により関係する被規制者に周知したか。) 実用発電用原子炉施設及び核燃料施設等で発生したトラブル事象等に関して、原子力規制検査を通じて原因究明や再発防止対策等を、原子力規制事務所を含めた庁内関係課等で連携して確認してきている。 また、第2四半期に発生した高浜発電所4号機におけるSG伝熱管の外側減肉、内側減肉の発覚について、令和7年度第24回原子力規制委員会(令和7年7月30日)で、「原子炉等規制法に基づく法令報告事象への対応マニュアル」に基づき、対応方針Cで対応することを了承した。 第3四半期に発生した新型転換炉原型炉ふげんにおける管理区域内での漏えい事象について、令和7年度第54回原子力規制委員会(令和8年1月28日)で、「原子炉等規制法に基づく法令報告事象への対応マニュアル」に基づき、対応方針Cで対応することを基本とし、詳細確認の結果、必要があれば対応方針Bとすることを了承した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> トラブル事象等に関して、原子力規制検査を通じて確認できているため。 原子炉等規制法に基づく法令報告事象(特定原子力施設を除く。)については、適切に対応しているため。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、トラブル事象等に関して原子力規制事務所を含めた関係課等で連携して原因究明や再発防止対策等を適切に確認する。 引き続き、原子炉等規制法に基づく法令報告事象(特定原子力施設を除く。)について、適切に対応する。 |

| | | | | | |
|--|--|---|---|--|--------------------------------|
| <p>③いわゆる湧き出しへの対応など、管理下でない放射性物質の安全確保に適切に取り組む。</p> | <p>・管理下でない放射性物質の発見者又は所持者からの放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質、国際規制物資に該当の有無、取扱い、湧き出し等についての問い合わせに対し、関係部署間で連携して、対応する。(I)</p> | <p>(・管理下でない放射性物質の発見者又は所持者からの放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質、国際規制物資に該当の有無、取扱い、湧き出し等についての問い合わせに対し、関係部署間で連携して、確実に対応できたか。)</p> <p>・管理下でない放射性物質に関する問合せに対して、放射性物質の種類、許可・届出の有無、発見又は所持の経緯、現在の管理状況等の詳細情報を確認しつつ、放射性物質の種類等に応じて担当部署間で連携して対応した。</p> <p>・管理下でない放射性同位元素に関する案件については、関係部署間で連携の上、許可届出使用者等の管理下に移行させるなど適切に対応した。</p> <p>・管理下でない核燃料物質、核原料物質、また、それらと疑われる放射性物質を発見した場合の問合せについて、関係部署間で連携し適切に対応した。</p> <p>・個別の放射性物質の湧き出しについては、関係部署間で連携の上、必要に応じて国際規制物資の使用に係る許認可を行うなど適切に対応した。</p> <p>・継続中の案件については、関係機関との調整等を続けており、面談を通じて発見者と情報共有を行うなど適切に対応している。</p> <p>・国際規制物資の使用に係る認可の手続きにおいて、手数料の徴収に対する手続き上の不備があったことから、事業者への謝罪及び法令に基づく対応を行った。原因に応じて是正処置を講じ、再発防止に努めていく。</p> | A | <p>・湧き出し等について、関係部署間で連携し適切に対応している。</p> | <p>・引き続き関係部署間で連携し適切に対応する。</p> |
| | <p>・管理下でない核燃料物質のうち、喪失リスクの高い核燃料物質について、適正な管理下に置くよう調整を進める。(II)</p> | <p>(・管理下でない核燃料物質のうち、喪失リスクの高い放射性物質について、関係機関との調整を進め、適正な管理下に置くことができたか。)</p> <p>・管理下でない核燃料物質、核原料物質、また、それらと疑われる放射性物質を発見した場合の問合せに対して、関係部署間で連携して対応し、必要に応じて管理の適正化を図っている。</p> <p>・今年度、法令上の管理下でない核燃料物質の保管に必要な経費を確保しており、来年度に向け、外部組織に管理能力の無い個人が保有する核燃料物質の保管管理を委託する方向で、法令上の整理も含め、調整した。</p> | A | <p>・管理下でない核燃料物質等に関して、必要に応じて関係課等と連携し、管理の適正化を図った。</p> <p>・調整は迅速に行っているものの、他律的要因により調整は予定より遅れ気味である。</p> | <p>・引き続き関係課等で連携して調整・対応を行う。</p> |

| 成果目標 (2) 審査・検査の実績や安全研究の成果、収集した国内外の最新知見等を精査し、規制に反映することで、規制の継続的な改善を進める。 | | | | | |
|---|--|---|----|------------------------------------|--|
| 施策目標 | 原子力規制委員会年度業務計画 | 年度業務計画の進捗状況 (年度業務計画に基づく施策の取組状況について、評価の視点への対応を踏まえて記載する。) | 評価 | 評価結果の理由、要因の分析 | 次年度の取組の方向性等 |
| <p>①技術情報検討会の開催等により国内外の事故・トラブル情報や最新の科学的・技術的知見を収集し、安全上の重要度に応じた適切なバックフィットの適用等を含め、規制の改善等を円滑かつ適時的確に行う。</p> | <p>・国内外の事故・トラブル情報や最新の科学的・技術的知見を収集・調査・分析し、技術情報検討会を通じて、規制対応の要否について検討する。(I)</p> | <p>(・国内外の原子力施設の事故・トラブルに係る情報や研究開発、諸外国の規制基準、国際基準、学会等の最新の科学的・技術的知見を収集・調査・分析し、スクリーニングするとともに、その結果を技術情報検討会に報告できたか。)</p> <p>・技術情報検討会を2か月に1回程度開催し、(第72回(令和7年5月28日)、第73回(同年5月28日)、第74回(同年7月31日)、第75回(同年9月25日)、第76回(同年11月27日)、第77回(令和8年1月29日)及び第78回(同年3月26日))、国内外の原子力施設の事故・トラブルに関する情報、最新の科学的・技術的知見(自然ハザードに関する知見を含む。)等のスクリーニング結果を報告し、規制への反映の有無の確認を行った。</p> <p>・2次スクリーニング、要対応技術情報、国際会議トピックス等の詳細調査分析を行い、技術情報検討会において28件の検討結果を報告した。</p> <p>・安全研究に係るGENERIC ISSUES タスクフォース(GITF)を運営し、令和7年度に11件のGITF案件を取り扱い、技術情報検討会等に報告した。</p> | A | <p>・想定どおりに実施できている。</p> | <p>・引き続き、国内外の原子力施設の事故・トラブルに係る情報や研究開発、諸外国の規制基準、国際基準、学会等の最新の科学的・技術的知見を収集・調査・分析し、スクリーニングするとともに、その結果を技術情報検討会に報告する。</p> |
| | <p>・バックフィット制度について、令和4年度に策定した「バックフィットに係る基本的考え方」に基づき、安全上の重要度に応じたバックフィットを適用する。(I)</p> | <p>(・バックフィット制度について、「バックフィットに係る基本的考え方」に基づき、技術情報検討会での議論等の結果を受けて、必要な検討を行えたか。)</p> <p>・技術情報検討会での討議の結果、バックフィットを検討する事例はなかった。</p> | A | <p>・対応すべきか検討したところ、該当する事例がなかった。</p> | <p>・引き続き検討を実施する</p> |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 放射性同位元素等規制法の更なる充実・改善に係る見直しに適切に対応する。(I) | <p>(・ IRRS の受入に向けて自己評価等を適切に行い、国際基準との差異に係る検討を実施したか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> IAEA の安全基準の要求事項に対して適切に対応できているか自己評価を実施するとともに、未通告立入検査の明文化など、改善に向けたアクションプランの作成、事前参考資料 (ARM) の作成の準備を行った。令和 8 年 1 月 26 日から 2 月 6 日に実施された IRRS ミッションにおいても多岐にわたる分野を担当し、適切に対応した。さらに、サイトビジットとして QST 高崎研究所及び高崎総合医療センターの 2 件を実施した。加えて、同ミッションの結果に基づき、放射性同位元素等規制法の充実・改善に資する見直しの検討を行った。 | S | <ul style="list-style-type: none"> (S) IRRS の受入れに向けて、自己評価等を適切に実施し、国際基準との差異を確認するだけでなく、改善に向けたアクションプランを複数作成した。また、IRRS の結果を踏まえ、放射性同位元素等規制法の充実・改善に資する見直しの検討を行うなど、目標を上回る成果を挙げたものと評価する。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、IRRS ミッションの結果に基づき、放射性同位元素等規制法の更なる充実・改善に資する見直しを行う。 |
| ②規制の運用から得られた経験・課題や国内外における規制制度等の調査・分析を踏まえ、規制基準等の明確化や既存の検査制度の改善など、規制の改善を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 民間規格の技術評価の計画に基づき、技術評価に関する検討チームを設置し、検討チーム会合の議論を踏まえ、技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行う。(I) | <p>(・ 技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正に向けた検討を進めることができたか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計・建設、材料及び溶接に係る日本機械学会の規格について、令和 7 年度第 3 回原子力規制委員会 (令和 7 年 4 月 9 日) において、同規格の技術評価書の案及び関係規則解釈の改正案並びにこれらに対する意見公募の実施を了承した。令和 7 年度第 31 回原子力規制委員会 (令和 7 年 9 月 17 日) において、当該意見公募において提出された意見に対する考え方を了承するとともに、同技術評価書並びに関係規則解釈及び関係ガイドの改正を決定した。 原子炉構造材の監視試験方法に係る日本電気協会の規格について、令和 7 年度第 17 回原子力規制委員会 (令和 7 年 7 月 2 日) において、同規格の技術評価書の案及び実用炉技術基準規則解釈の改正案並びにこれらに対する意見公募の実施を了承した。また、同委員会において、原子力発電所用機器に対する破壊靱性の確認試験方法に係る日本電気協会の規格を実用炉技術基準規則解釈に引用しないことについて了承した。令和 7 年度第 31 回原子力規制委員会 (令和 7 年 9 月 17 日) において、当該意見公募において提出された意見に対する考え方を了承するとともに、同技術評価書及び実用炉技術基準規則解釈の改正を決定した。 耐震設計に係る日本電気協会の規格について、令和 7 年度第 5 回原子力規制委員会 (令和 7 年 4 月 23 日) において、同規格の技術評価に関する検討チームの設置を了承し、同検討チーム会合を計 4 回 (令和 7 年 7 月 16 日、同年 9 月 30 日、同年 12 月 23 日及び令和 8 年 3 月 24 日) 開催した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 想定どおりに実施できている。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、計画的に技術評価を実施する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 新規制基準適合性審査や原子力規制検査制度により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図る。(I) | <p>(・ 新規制基準適合性審査や原子力規制検査制度により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図ったか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 核燃料施設等の審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、令和 7 年度第 19 回原子力規制委員会 (令和 7 年 7 月 9 日) において、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の改正案及びこれに対する意見公募の実施を了承し、令和 7 年度第 29 回原子力規制委員会 (令和 7 年 9 月 10 日) において、当該意見公募において提出された意見に対する考え方を了承するとともに、規則等の改正を決定した。 令和 7 年度第 55 回原子力規制委員会 (令和 8 年 2 月 4 日) において、審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善に係る次回改正に向けた計画 (長期施設管理計画審査基準及び廃止措置計画審査基準の改善) について報告を受けた。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 想定どおりに実施できた。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善に係る検討を行う。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 審査を着実に進めていくため、審査プロセス改善のための取組を継続的に行う。(II) | <p>(・ 実用発電用原子炉施設の審査プロセスの改善について、事業者とコミュニケーションをとりながら継続的に取り組むことができたか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新基準適合確認を受けた後の設備更新等に係る申請が増加している現状を踏まえ、令和 7 年 7 月には、審査の進捗状況や申請状況に応じてより柔軟かつ的確に対応できるよう、審査チームを大括り化する等の審査体制の見直しを実施した。また、審査会合において、申請者と審査上の論点や指摘事項等を明示的かつ具体的に確認して相互の認識共有を図る等、効率的な審査を行うための審査プロセスの改善にも継続的に取り組んだ。【再掲】 生成 AI を活用した審査支援システムの導入に向けた調査・開発事業について、新規に予算要求を実施した。また、生成 AI を活用した審査業務の効率化を推進するため、科学的技術的意見の募集結果の集計等を支援するシステムを試行的に開発し、今後の課題等を抽出した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 審査業務への AI 活用の検討や安全上の重要度に応じた審査を進めるための検討を通じて、業務効率化の可能性及び今後の課題を抽出するなど、実践的な成果を挙げることもできた。 審査会合の指摘事項等を双方で確認し認識共有を図る等、審査プロセスの改善に係る取組を着実に実施することができた。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き審査を着実に進めていくための審査プロセス改善の取組を継続的に行う。 |

| | | | | | |
|---|---|--|---|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・自然ハザード関係の審査ガイドについて、新規制基準適合性に係る審査実績等を踏まえた改善に向けた準備を実施する。(Ⅲ) | <ul style="list-style-type: none"> (・自然ハザード関係の新規制基準適合性に係る審査実績等を踏まえた審査ガイドの記載の改善候補箇所を抽出することができたか。) (・審査ガイドの改善に向けた準備として、自然ハザード関係の新規制基準適合性に係る審査実績等を踏まえ、最新の知見等に関する情報収集等を実施できたか。) (・情報収集等を行った内容を踏まえて、審査ガイドの改善の方向性を整理できたか。) <ul style="list-style-type: none"> ・審査ガイドの改善に向けた準備として、外部有識者を招いた勉強会を3回開催し、最新の知見等に関する情報収集を行った。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・外部有識者を招いた勉強会を開催することで、最新の知見等に関する情報を収集し、自然ハザード関係の審査ガイドの改善に向けた準備を進めることができた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・勉強会で収集した最新の知見等を整理するとともに、自然ハザードに係る審査ガイドの改善の方向性の整理を進める。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・火山活動の状態変化の検知に係る対象火山のモニタリングについて、平常時の状態から有意な変化を把握した場合の対応等に係る体制整備に向けた検討を進める。(Ⅲ) | <ul style="list-style-type: none"> (・関係事業者との意見交換等を行い、課題を整理できたか。) <ul style="list-style-type: none"> ・平常時の状態から有意な変化を把握した場合の対応等に係る体制整備に向けて、関係事業者との意見交換等の実施に向けて、対応方針の検討、課題の整理等を行うための準備を進めた。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・対応方針の検討、課題の整理等を行うための準備を着実に進めることができた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係事業者との意見交換等を行い、課題の整理等を行う。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制検査について、制度施行後の5年間を総括するとともに、課題と改善策の方向性を整理し、順次改善を進める。(Ⅱ) | <ul style="list-style-type: none"> (・5年間の実施状況の総括を計画的に行うためのレビュー計画(複数年度)を立案できたか。) (・レビュー計画の初年度のトピックに係るレビューを適切に行ったか。) (・上記のレビューを踏まえ、改善可能なものから着手したか。) <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制検査制度の導入から5年が経過したことを踏まえ、第28回原子力規制委員会において、検査制度の鍵となる要素に係る取組状況の検証の進め方について報告を受けた。 ・鍵となる要素に関する課題について、検査グループ全体で振り返りの議論を行うとともに、第19回検査制度に関する意見交換会合(令和8年3月30日)にて事業者及び有識者とも意見交換を行った。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・想定どおり進捗している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・検証の進め方に沿って、課題の抽出などの検討を進める。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・放射性同位元素等規制法の継続的な改善に向け、国内外の動向を把握する。(Ⅰ) | <ul style="list-style-type: none"> (・国内外の関係者の動向及び意見を適切に確認したか。) <ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質等の国際輸送規則に係る検討会及び分科会、関係省庁輸送連絡会に出席し、IAEA放射線輸送規則の見直しに係る国内の放射性物質の輸送関係法令への影響を把握し、令和7年12月に改訂されたIAEA放射線輸送規則(SSR-6(Rev.2)2025年版)の国内規制への取り入れに向けた対応方針を取りまとめた。 ・令和7年6月にIAEAで行われた行動規範の補足ガイダンス文書(使用済線源の管理に関するガイダンス)に関する会合に出席し、日本の使用済放射線源の管理状況を整理・取りまとめて発表を行った。 ・令和7年12月にIAEAで行われた核物質及びその他の放射性物質に関連する組織における核セキュリティ文化に関する技術会合に出席し、日本における特定放射性同位元素に関するセキュリティ文化に係る発表を行った。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・評価の視点を踏まえて実施していると評価できる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、放射性同位元素等の規制に係る国内外の情報収集及び分析等を実施し、放射性同位元素等規制法の継続的な改善に努める。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法に基づく法令報告の改善について、原子力規制検査制度等との役割分担や核燃料施設等に対するグレーデッドアプローチ、運用解釈の記載統一など、必要な改善を図る。(Ⅲ) | <ul style="list-style-type: none"> (・原子炉等規制法に基づく法令報告の改善について、論点を整理し、公開会合等を通じて事業者と議論を重ね、原子力規制委員会に改善の方針を諮ることができたか。) (・原子炉等規制法に基づく法令報告の改善の方針について了承が得られた場合、規則等の改正を実施できたか。) <ul style="list-style-type: none"> ・第8回原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合(令和7年6月10日)を実施し、事業者と意見交換を行った。これを踏まえ、令和7年度第25回原子力規制委員会(令和7年8月20日)において、これまでに抽出された論点等についての検討を踏まえた今後の対応方針について報告を受け、了承した。 ・令和8年3月5日に、現在の法令報告改善に係る進捗状況について、ATENAに対し説明を行った。 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度の早い段階で、改正案について審議する予定である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き規則等の改正に向けて対応を進める。 |
| ③審査・検査におけるリスク情報の活用手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。(Ⅲ) | <ul style="list-style-type: none"> (・新たに設置したリスク情報活用に関する議論の場において、原子力事業者等と意見交換を実施できたか。) (・検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報を活用したか。) (・原子力規制検査においてリスク情報の活用を促進するため、事業者のPRAモデルの適切性確認を行ったか。) (・検査等に活用するに当たって、PRA評価の経験、議論等により、産業界、規制側の課題を抽出し、方針等を検討することができたか。) <ul style="list-style-type: none"> ・「リスク情報活用に関する事業者との実務レベルの技術的意見交換会」を4回開催した。この中で、リスク情報の活用の際に我が国において長年論点となっていたPRAモデルや機器故障率の信頼性が海外専門家レビューにより確認されており実用に支障のないこと、フルスコープPRAの活用が望ましいこと、不確かさはPRAの障害ではなく重要なリスク情報の一つであることなど、過去米国においても議論されていた基盤的課題について、リスク情報活用に関する前提条件としての認識共有がなされるなど、我が国においても規制側、産業界等との間で整理できた。さらに、規制側が原子力規制検査に用いるために実施している事業者PRAモデルの適切性確認 | S | <ul style="list-style-type: none"> ・(S) これまで規制側、産業界等との間で共通認識が得られていなかった基盤的課題について、リスク情報活用に関する前提条件としての認識共有がなされるなど、想定を上回る議論の前進があった。 ・(S) また、PRA適切性確認に関して、大幅な効率化を実現した。さらに、PRAモデルの確認よりも活用に規制資源を重点化するため、産業界と共通認識を得て対応を開始するなど、想定より大幅な進捗があった。 | <ul style="list-style-type: none"> ・リスク情報活用に関する事業者との実務レベルの技術的意見交換会の場において、既に産業界から示された具体的なリスク情報活用の候補を特定し、安全性向上に資する具体的な取組を具体化する。 ・引き続き、検査等において、リスクブック等をより現場で活用されるような方策について産業界と実務レベルの調整を行うとともに、地震・津波等、外部事象PRA |

| | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|
| | | <p>に関して、過去の確認時の論点を精査し、より重要なものに絞りつつ、各社で共通する中長期的課題については産業界全体及び学協会との議論に移行するなどにより大幅な効率化を実現した結果、柏崎刈羽原子力発電所7号機で4年要したところ、女川原子力発電所2号機を1年で完了させた。また、PRAモデルの確認よりも活用に規制資源を重点化するため、島根原子力発電所2号機については6か月を目途に確認を進め、地震・津波PRAの受領・確認の検討を進めることを産業界と合意を得て対応を開始しつつ、事業者と具体的なリスク情報の活用先についての議論に着手した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高浜、美浜発電所での検査指摘事項「不適切な火災防護対象機器等の選定による系統分離対策の不備」における重要度評価では、簡易評価式を用い、日米のデータを用いた種々の感度解析を含め総合的に判断し、最終的に緑と評価した。 運転中保全の導入に向けて、事業者の実施した3回の現場実証に立ち会い、その結果と今後の進め方（規制上の取扱いの整理）について令和7年度第66回原子力規制委員会において報告を受けた。運転中保全の試行において、PRAモデルの技術的限界に配慮しつつ、フルスコープPRAによる評価を適用するなど、リスク情報活用の経験の蓄積にむけた活動に取り組んだ。 | | <p>の活用経験を積み、人材育成を継続するなど、今後のリスク情報活用拡大のための原子力規制委員会における基盤構築を目指す。</p> | |
| ④原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を随時開催し、調査審議事項の助言を得る。 | <ul style="list-style-type: none"> 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を随時開催する。(I) | <p>(・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を開催し、調査審議事項の助言を得られたか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本部会を2回(5月30日、12月18日)開催し、技術情報検討会の結果及び原子力規制検査の実施状況を報告したほか、各回にて以下の原子力規制委員会の最近の取組を報告した。第19回原子炉安全基本部会・第13回核燃料安全基本部会(2025年5月30日)においては次の事項について報告・議論を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 調査審議事項の改正については、令和6年度第66回原子力規制委員会(令和7年3月5日)において改正し、同内容を原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会へ指示した件を報告した。 発電用原子炉施設の安全性向上評価制度の見直し状況については、基本部会の調査審議結果に係る報告書(「発電用原子炉施設の安全性向上評価制度のあり方や運用の見直しについて」)の内容及び原子力規制委員会での報告書の内容に係る委員と審査会会長との意見交換内容を踏まえ、関係規則・ガイドの改正案を作成した後、パブリックコメントを経た上で、令和7年度第7回原子力規制委員会(令和7年5月14日)で関係規則及びガイドを決定し、同年5月27日に施行した内容の紹介を行った。 原子力規制委員会第3期中期目標(令和7年2月制定)、令和7年度原子力規制委員会年度業務計画(令和7年3月制定)及び総合規制評価サービス(IRRS: Integrated Regulatory Review Service)ミッション受入れなどについて報告を行った。 第20回原子炉安全基本部会・第14回核燃料安全基本部会(令和7年12月18日)においては次の事項について議論を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> IRRS ミッションに関係する事前準備及び実用発電用原子炉の許認可制度等に関する見直しの検討状況について説明するとともに、今後の見直し等に関して議論を行った。 炉安審・燃安審火山部会第14回会合(令和7年11月14日)において事業者が実施した火山モニタリング結果(川内原子力発電所及び玄海原子力発電所(九州電力)、六ヶ所再処理施設及び廃棄物管理施設(日本原燃)並びにリサイクル燃料備蓄センター(RFS))について、火山活動のモニタリング評価が適切になされていること及び有意な変化がないとした原子力規制庁の評価が妥当であることが確認された。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 想定どおり実施することができた。 関係事業者の火山モニタリング結果に係る評価書案を作成し、火山部会において調査審議事項の助言を得て、評価書を確定することができた。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き適正に実施する。 事業者に対して、火山部会委員の助言等を2025年度の火山モニタリング結果に検討及び反映させるように指示していく。 |

| 成果目標 | (3) リスク情報の活用等により、安全上の重要度に応じた効果的かつ効率的な規制活動が実施できるよう、制度・運用の改善を進める。 | | | | |
|--|--|---|----|--|--|
| 施策目標 | 原子力規制委員会年度業務計画 | 年度業務計画の進捗状況 (年度業務計画に基づく施策の取組状況について、評価の視点への対応を踏まえて記載する。) | 評価 | 評価結果の理由、要因の分析 | 次年度の取組の方向性等 |
| ①リスク情報や規制の運用から得られた知見を活用したグレーデッドアプローチの積極的な適用により、より一層安全上の重要度に応じた規制制度及び規制活動となるよう継続的な改善を進める。 | <ul style="list-style-type: none"> IRRS ミッションを踏まえ、リスク情報や審査実績を活用したグレーデッドアプローチの積極的な適用により、より一層安全上の重要度に応じた規制制度を検討する。(III) | <p>(・IRRS アクションプランの策定を通じて規制制度の見直しのコンセプトを示すことができたか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 規制制度の見直しの内容について検討しつつ、当該見直しのコンセプトとして、IRRSのARMのアクションプランにおいて以下の内容を盛り込んだ。 <ul style="list-style-type: none"> 実用発電用原子炉施設の各種許認可制度におけるグレーデッドアプローチの適用を強化する。 廃止措置計画認可制度について、グレーデッドアプローチを踏まえ必要な見直しを行う。 審査の予見性の向上に資する許認可の在り方等規制のプロセスについて必要な見直しを行う。 その他の施設についても実用発電用原子炉の検討を踏まえて必要な見直しを行う。 その後、第41回原子力規制委員会(2025年11月19日)及び第48回原子力規制委員会(2025年12月17日開催)において、第3期中期目標及び上記アクションプランを踏まえた実用発電用原子炉の許認可制度等に関する見直しに関して討議を実施した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 困難な計画ではあるが、事業者と公開で意見交換を行うなど一定程度検討を進捗させることができた。 | <ul style="list-style-type: none"> IRRS ミッションの指摘等への対応、規制制度見直しについて引き続き検討を実施する。 |

| | | | | |
|---|--|---|---|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・さらに、実用発電用原子炉の許認可制度等の見直しに関する意見交換会合を2回（令和8年2月20日及び令和8年3月26日）開催し、事業者意見の聴取及び担当者レベルでの意見交換を実施した。 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・実運用での経験を踏まえ、検査に係る制度の改善を継続的に行う。（Ⅱ） | <ul style="list-style-type: none"> （・検査官からの意見聴取や事業者との意見交換等、運用の継続的改善に向けた取組を行い、ガイド類の見直しなどの改善策を講じたか。） ・令和7年度の上期に、検査制度に関する意見交換会合を2回開催し、検査活動を通じて得られた以下の検査課題に対する対応策を議論し、継続的改善の方向性等について第22回原子力規制委員会で報告を受けた。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 重大事故等対処設備に係るPIの見直し ✓ 設計管理検査 ✓ 横断的分野に係る検査 ✓ 使用前確認の対象の適正化 ・令和7年度の下期には、検査制度に関する意見交換会合を2回開催し、検査課題に対する議論を継続するとともに、設計管理検査を改善するためのエンジニアリング検査ガイドを新たに制定した。 ・令和7年度においては、上記の新しい検査ガイド（設計管理検査を改善するためのエンジニアリング検査ガイド）の試験的な運用を計画的に実施し、運用の見直しの検討を行った。試験的な運用において、改善前の既存の運用や検査ガイドに基づく検査において気付くことが困難であったと考えられる、リスク上の重要な設備が実条件とは異なる使用方法で定期試験を実施していた事例や核物質防護の観点からの改善事項が安全避難通路に悪影響を与えている事例など事業者の保安活動の改善を促し、より高い安全確保の水準の実現を促す検査気付き事項を抽出することができた。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・想定どおり進捗しているため。 ・計画策定時は新しい検査ガイドの試験的な運用と運用結果を踏まえた見直しを検討することを想定していたが、(S) それらに加えて、事業者の保安活動の改善を促し、より高い安全確保の水準の実現を促すものと考えられる検査気付き事項を抽出することができたことにより、今般の設計管理検査に関する改善活動の実効性を確認できたため | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、検査課題について、検査制度に関する意見交換会合の議論を通じて、継続的改善を図る。 ・令和8年度から実用炉において、設計管理検査ガイドの運用を開始する。また、再処理・加工施設に対する検査ガイドの適用性について検討する。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・施設の特徴・安全上の重要度や核燃料施設等の審査実績等から得られた知見等を活用し、核燃料施設等のリスクの程度に応じた審査プロセスの改善の検討を行う。（Ⅱ） | <ul style="list-style-type: none"> （・施設の特徴・安全上の重要度や核燃料施設等の審査実績等から得られた知見等を活用し、核燃料施設等のリスクの程度に応じた審査プロセスの改善の検討を行ったか。） ・各班員から募集した改善提案に基づき、合計3回審査プロセスの改善に係る意見交換を実施した。これら意見交換においては、部門内だけで改善が可能なプロセスは抽出されなかった。 ・近大炉の炉心低濃縮化に係る設置変更許可の審査について、グレーデッドアプローチを考慮した合理的な審査の進め方を整理した。 ・人形峠の加工施設廃止措置計画変更認可申請の審査に関して、核燃料物質等の移動に係るプロセス、事故対策等を中心に基準適合の確認を行うこととし、審査プロセスの合理化に努めた。 ・許可基準規則改正に当たって、新たに重大事故等対処施設の設置や当該措置に必要な資機材を重大事故等対処施設に新たに位置づける必要があるのかと懸念するウラン加工事業者4社からの面談要望に対応（令和7年8月6日）し、面談にて改正の趣旨等について説明を行った。 ・設計承認申請や容器承認申請の申請書の記載の統一化や情報不足を解消し審査期間の短縮を図るため、輸送事業の関係者を対象とした面談を開催し、過去に実施した審査会合の指摘事項及びヒアリングの確認事項を共有する場を設けた。 ・最新の知見等に基づき事業者の申請書に必要な事項が記載されるよう、班内事前打合せにおいて指摘・確認事項を整理・精査し、行政相談、ヒアリング等にて事業者との認識の共有を図った。 ・申請者2社から同型式の輸送容器について申請を受けた際は、合同でヒアリングを開催することにより審査の効率化を進めた。 ・審査会合に先立ち、審査チーム内で審査における論点を明確にした上で指摘事項をペーパーレスにより共有し、担当委員及び指定職との議論の上で会合に臨んだ。これに限らず適時、委員・幹部へペーパーレスによる情報共有や議論を行った。 ・審査会合後のラップアップをはじめとした必要な面談を適宜行うことで、審査上の論点・指摘事項等について、事業者との認識の共有を図った。具体的には、日本原燃については、規制委員会です承された審査の進め方に基づき審査を行っているものの、審査が長期化しているため、担当者間のみならず、安全規制管理官と執行役員との面談を適時行い、常に審査上の課題を共有し、対策を講じている。また事業者において対応が必要な事項について、ヒアリングの中で事業者に認識を確認する時間を設ける等、共通認識をもてるような工夫を行っ | A | <ul style="list-style-type: none"> ・これらについては審査業務の流れに反映した。 ・想定どおり実施することができた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施していく。 |

| | | | | | |
|---|--|---|---|--|---|
| | | ている。さらに、日本原燃再処理施設の新規制基準適合性に係る設計及び工事の計画の認可の審査においては審査会合における審議結果を文書化する等、原子力規制委員会及び事業者双方の認識を共有して効率的な審査が行えるよう工夫を講じた。 | | | |
| ②安全性向上評価制度の原子力の規制制度全体における位置づけの検討を含め、安全上の重要性を適切に考慮した規制に向けた継続的改善や、検査等を踏まえた事業者の自主的改善能力に応じた対応を検討する。 | ・事業者による安全性向上評価の確認や、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進する。(I) | (・CNOとの意見交換やATENAとの面談等を通じ、事業者の自主的取組状況について確認を行うなどにより、自主的取組を促進することができたか。) ・CNO意見交換会(令和8年3月27日開催)において、中部電力不正事案への対応として、事業者の受け止めを含めて意見交換を行い、事業者意見や今後の改善点等の提案を聴取した。 | A | ・10月のCNO意見交換で取り上げる案件が多かったため、見送りとなったが、3月のCNO意見交換会で実施。 | ・年度内のCNO意見交換会で議題に加えられよう調整を進める。 |
| | ・原子力安全に絶対安全はなく、常に完全とはならず欠けている点があるという認識の下、CNOと規制当局等の意見交換等を通じて、「欠け」について相互に議論を行う。(II) | (・CNOとの意見交換において、「欠け」についての議論を行ったか。) ・第23回CNO意見交換会(令和8年3月27日開催)において、被規制者と「欠け」を探するための今後の活動について原子力規制庁から具体的に提案し、来年度の実施に向けて議論した。 | A | ・想定どおりである。 | ・引き続き実施する。 |
| | ・安全性向上評価制度の見直しについて、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会の助言を踏まえ、運用改善に必要な規定類の改定を進める。(II) | (・安全性向上評価制度の運用改善に必要な規定類を改定したか。) ・5月14日の原子力規制委員会において、安全性向上評価制度の運用改善に係るパブコメへの回答及びパブコメを踏まえた規則及びガイドの改正を行った。本件については対応終了した。 | A | ・想定どおり実施することができた。 | ・本件は対応終了 |
| | ・安全性向上評価制度の原子力の規制制度全体における位置づけを検討する。(III) | (・IRRSアクションプランの策定を通じて規制制度の見直しのコンセプトを示すことができたか。【再掲】) ・IRRSミッション等を踏まえた規制制度の見直しについて検討を実施しているところ、安全性向上評価制度に関しては現段階で見直しの対象にこれまではなっていないものの、今後の議論の方向性によっては、安全性向上評価制度の原子力の規制制度全体における位置づけを再検討する。 | A | ・想定どおり実施することができた。 | ・規制制度見直しの内容を踏まえ、安全性向上評価制度の位置づけについても併せて次年度以降も引き続き議論の進捗に応じて検討を進める。 |
| | ・使用施設等を対象とした意見交換会を必要に応じて行うとともに、事例集を作成することで、規制要求に対する理解の促進に継続的に取り組む。(I) | (・使用者等からの質問に対して、適切に対応するとともに、必要に応じて意見交換会や事例集を公開・更新等を実施し、理解の促進に取り組むことができたか。) ・被規制者への安全規制に係る啓発を目的とし、令和8年3月23日に核燃料物質等の使用の規制に係る使用者との意見交換会を開催した。 | A | ・予定どおり開催した。 | ・引き続き実施する。 |
| ③廃止措置等施設の状況に応じたグレーデッドアプローチを適用した審査・検査を検討する。 | ・施設の廃止措置の進捗状況に応じたグレーデッドアプローチの適用を整理し、廃止措置中の施設に対する審査基準等の見直しを検討する。(III) | (・廃止措置中の施設に対する審査基準等の見直しのための課題を整理できたか。) ・廃止措置計画審査基準の見直し方針及び計画に関しては、第55回原子力規制委員会(令和8年2月4日開催)において基準類の定期見直しの項目として報告を受け、来年度内の改正を目標に原子力規制庁が改正案の検討作業を進めた。 ・玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置計画変更認可申請の審査経験及び過去の審査実績を踏まえ、廃止措置計画審査基準の見直しを行うため、基準改正の検討を進めた。 ・関係課室で基準改正を進めていくため、実用炉の廃止措置計画(変更)認可の運用状況を説明するとともに、基準改正に係る進め方を調整した。 ・上期においては、廃止措置に係る審査基準等の見直し検討に資するため、東海再処理、もんじゅなどの廃止措置での審査実績や他国の廃止措置の状況について、制度見直しの取りまとめを行っている関係課等で打合せを実施した。 ・関係課等と連携して、廃止措置計画認可基準の改正案の作成を進めた。 | A | ・想定どおり実施することができた。 | ・次年度以降にパブコメ案を附議し、回答案の作成を行う予定である。 ・引き続き関係課室において審査基準等の見直しに向けた検討を進める。 |

| | | | | | |
|-----------------------------------|--|---|---|-----------------|--|
| | | | | | |
| ④リスク情報活用に関する職員の理解促進に向けた研修などに取り組む。 | ・リスク情報活用に関する職員の理解促進に向けた取組を進める。(Ⅱ) | (・リスク情報活用に関する研修教材の作成及びそれを用いた試行的な研修を実施できたか。) (・研修効果の確認、課題・改善点の抽出等を行ったか。) | A | ・想定どおりに実施できている。 | ・令和8年度以降もリスク情報に基づく規制に係る教材を拡充し、原子力規制庁内におけるリスク情報の活用に係る研修の教材として活用する予定である。 |
| | ・検査官の理解増進のため、リスク情報活用に関する教育訓練、研修等を着実に実施する。(Ⅰ) | (・リスク情報に関する検査官の理解が進んだか。リスク情報活用に関する教育訓練、研修を実施できたか。) | A | ・想定どおり進捗しているため。 | ・引き続き、検査官のリスク情報活用の理解促進のための教育に取り組む。 |
| | | ・令和6年度に作成した「リスク評価を行うための基礎知識」の教材を用いて、シビアアクシデント研究部門の若手向けの研修プログラムを作成し、研修を実施した。令和7年度内に、研修結果について受講者からのフィードバックを得るとともに、研修教材、研修方法、研修範囲等について課題や改善点を抽出した。 | | | |
| | | ・検査官のリスク情報活用の理解促進のため、一般財団法人電力中央研究所で開催される「PRA実務者育成教育：リスク専門家コース」に2名を参加させた。 ・リスク情報活用に関する教育訓練の一環として、PRAの簡易解析ツールである、RiskSpectrum SDPに関する講習会に7名参加した。 | | | |

| 成果目標 | (4)建替原子炉や地層処分等の新たな規制ニーズに対応できるよう、事業者の取組状況や国内外の最新知見を踏まえ、必要な規制の検討、整備を進める。 | | | | |
|---|--|---|----|------------------------------------|--|
| 施策目標 | 原子力規制委員会年度業務計画 | 年度業務計画の進捗状況 (年度業務計画に基づく施策の取組状況について、評価の視点への対応を踏まえて記載する。) | 評価 | 評価結果の理由、要因の分析 | 次年度の取組の方向性等 |
| ①建替原子炉等の新たな規制ニーズに対応するため、事業者の取組状況や国内外の新たな動向を的確に捉え、規制基準等の検討・整備を進める。 | ・建替原子炉について、事業者等との意見交換を行い、規制上の取扱いに係る議論に供するよう規制上の論点等を整理する。(Ⅲ) | (・建替原子炉について、事業者との意見交換を行い、規制上の論点等を整理するとともに、規制上の取扱いについての考え方を示すことができたか。) | A | ・想定どおりに実施することができた。 | ・令和8年4月をめどに規制上の対応方針を踏まえた、規制上の取扱いについての考え方を示す。 |
| | ・福井県クリアランス集中処理事業に関して、クリアランス審査基準の改正に必要な作業を進める。(Ⅱ) | (・クリアランス審査基準の改正に必要な作業を実施できたか。) | A | ・想定どおり実施することができた。 | ・本件については、対応終了。 |
| ②地層処分に係る規制に関して、閣議決定(特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針)等を踏まえ、安全研究の推進など必要な対応を進める。 | ・令和6年12月25日に了承した安全研究計画に基づき、地層処分の安全確保に向けた研究を開始する。(Ⅱ) | (・安全研究計画に基づいて令和7年度に計画されている研究を実施し、計画通りの成果を得たか。) | A | ・安全研究計画に基づき研究を開始し、計画どおり実施することができた。 | ・令和8年度も研究を継続し、知見を蓄積する。 |
| ③60年超の運転を前提とした長期施設管理計画の申請に備え、国内外の最新知見を収集し、必要に応じ規制基準等の見直しを検討する。 | ・運転開始から60年超の発電用原子炉施設の審査に資する、審査実績や国内外の知見を収集する。(Ⅱ) | (・運転開始から60年超の発電用原子炉施設の審査に資する、審査実績や国内外の知見を収集し、整理できたか。) | A | ・想定どおり実施することができた。 | ・引き続き、知見の収集に努める。 |
| | | ・審査会合や海外主要規制情報や技術情報検討会等から知見を収集し、リスト化し、随時更新していく形で知識の集約化を図った。 | | | |
| | | ・IAEAの経年劣化管理教訓集プログラム(IGALL)のワーキンググループに参加し、各国規制機関の専門家と劣化 | | | |

| | | | | | |
|--|--|--|---|--|---|
| | | <p>管理の規制に係る情報交換を行った。(4月8日～11日：大田広域市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4回日スウェーデン規制情報交換会合に出席し、長期運転や高齢年化対策に関する技術的な意見交換を行った。(9月1日～4日：ソルナ、フォルスマルク、オスカーシャム) | | | |
| ④AI、AMT等の新たな技術の開発動向について、国内外の調査を行い、規制への取り入れについてその要否も含め必要な検討を進める。 | <ul style="list-style-type: none"> 今後の規制活動に資するよう、新たな技術の開発動向の変化を敏感に捉えて、継続的に対応できる仕組みの構築も含め、国内外の情報収集を行っていく。(Ⅲ) | <ul style="list-style-type: none"> (・情報収集に係る新たな体制や仕組みを構築したか。) (・AI、AMT等の新たな技術に係る産業界での取組状況等について情報・知見を収集するとともに、国内産業界で具体化の進んでいない新技術を含め、国際的な動向等の情報収集に努めたか。) (・調査の結果について、原子力規制委員会や技術情報検討会等に報告を行い、情報の取扱いについて検討を行ったか。) <ul style="list-style-type: none"> 令和7年7月1日付けで長官官房に「調査室」を新設し、担当の職員を配置した。 フュージョン装置の研究開発を進める事業者と、開発状況や安全確保の考え方、今後の見通し等を公開の場で意見交換を行う会合を計6回(令和7年8月6日、同年9月26日、同年11月14日、同年12月25日、令和8年2月13日、同年3月13日)開催した。 令和7年度第48回原子力規制委員会(令和7年12月17日)及び令和7年度第67回原子力規制委員会(令和8年3月25日)において、意見交換会合の状況について2回の間報報告を受けた。 IAEAやOECD/NEA等が発信する技術開発情報を幅広く収集し、その中でも新技術の情報に関しては、技術基盤グループ内に共有するとともに重要な情報はGaroonスペースを用いて原子力規制庁内に共有した。 産業界や米国でのAIの利用に係る取組状況等を調査し、第75回技術情報検討会(令和7年9月25日)においてその内容を報告した。また、OECD/NEAの国際RegLabプロジェクトにJAEAとともに参画し、Management Board等(令和7年4月22日・24日、7月8日、9月25日、11月4日、11月21日、令和8年1月9日及び2月3日)やSprint Workshop(令和7年9月22日)、Deep Dive Workshop(同年10月23日・24日)へ参加した。これらの取組を通じて、AIが原子力分野に適用されるに当たっての技術的・規制的課題に係る議論に積極的に参加するとともに、情報収集等を行った。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 想定どおりに実施できた。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、原子力規制に関する課題について、職員が自発的に調査を行い、幅広く知見や情報を収集・共有する取り組みを試行する。 今後、フュージョン装置に係る規制の論点を整理して原子力規制委員会で議論するとともに、引き続き、事業者の開発の進捗に応じて意見交換を行う予定である。 引き続き、IAEAやOECD/NEA等が発信する技術開発情報を幅広く収集するとともに、重要な情報はGaroonスペースを用いて原子力規制庁内に共有する。 引き続き情報収集を行うとともに、適時、技術情報検討会等に報告を行う。 |
| ⑤核融合や医療分野の放射性同位元素に係る研究開発など、放射線障害の防止に係る規制に関連し得る動きについて、関係省庁の利用等に向けた検討状況等を踏まえ、必要に応じて今後の規制における対応を検討する。 | <ul style="list-style-type: none"> 関係省庁の検討状況等を踏まえ、必要に応じて、放射性同位元素の規制の在り方について検討する。(Ⅱ) | <ul style="list-style-type: none"> (・関係省庁の動向を正確に把握し、適切な検討を実施したか。) 原子力委員会の医療用RIアクションプランに基づき、放射性同位元素等の規制の課題について関係省庁や関係機関との面談・意見交換を行った。これらの状況については、令和7年8月の第29回原子力委員会定例会議においてアクションプランのフォローアップとして報告している。 放射性同位元素等規制法の対象である非密封放射性同位元素を用いた医療機器(Y-90マイクロビーズ)の医療機関における取扱いについては、令和7年3月25日に医療法施行規則の一部が改正され、医療法の規制を受けることになった。このことから、医療法と放射性同位元素等規制法による二重規制を合理化させるため、同年9月5日に放射性同位元素等規制法の適用を受けないものを定める告示を改正し、当該医療機器を放射性同位元素等規制法の規制から適用除外した。 核融合(フュージョン装置)については、原子力規制庁において、国内のフュージョン装置の現地確認を行うだけでなく、上期に米国、下期に仏国、英国、独国に出張し、現地のフュージョン装置の確認及び開発者や規制機関と意見交換を行い、海外の規制情報を収集した。令和7年度第15回原子力規制委員会(令和7年6月18日)において、フュージョン装置の開発を進める事業者等との意見交換会合の設置を了承し、原子力規制庁において令和7年度内に計6回の意見交換会合を実施した。令和7年度第48回原子力規制委員会(令和7年12月17日)において意見交換会合の状況について中間報告を受け、令和7年度第67回原子力規制委員会(令和8年3月25日)において、その時点で整理されたフュージョン装置に係る規制上の論点について報告を受け、今後の進め方について了承した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> (A)評価の視点を踏まえて実施していると評価できる。 (A)告示の改正に当たっては、医療機器及び医療法令の規制内容を十分に理解した上で、RI法令との整合性を確保する必要があり、厚生労働省の医療法施行規則の改正内容の確認や厚生労働省との密な調整を要したことから、制度の合理化と関係省庁との連携の面で、評価できる。 (S)政府全体の動きに伴い、積極的に国内外のフュージョン装置について現地確認を行った。また、フュージョン装置の研究開発を進める事業者から、開発状況や安全確保の考え方、今後の見通し等を公開の場で聴取し、規制上の論点をおおむね整理した点で、想定以上の成果と評価できる。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、関係省庁の動向を把握し、規制の在り方について、引き続き検討を行う。 フュージョン装置については、引き続き、規制上の論点を整理し、今後の進め方を踏まえて検討を行う。 |

| | | | | | |
|------|---|--|----|---------------|-------------|
| 成果目標 | (5)外部の技術支援機関(TSO)や大学等による支援の強化やこれらの機関を始めとした外部組織との連携を含めた研究環境の整備・研究体制の強化により、技術基盤の維持・向上を図りつつ安全研究等を推進し、規制課題を解決するために必要な知見の創出や提供を行う。 | | | | |
| 施策目標 | 原子力規制委員会年度業務計画 | 年度業務計画の進捗状況 (年度業務計画に基づく施策の取組状況について、評価の視点への対応を踏まえて記載する。) | 評価 | 評価結果の理由、要因の分析 | 次年度の取組の方向性等 |

| | | | | | |
|--|--|---|---|---|---|
| <p>①「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」(規制上の課題)を踏まえた安全研究を着実に進行。また、国際共同研究を積極的に活用する。</p> | <p>・「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和7年度以降の安全研究に向けて)を踏まえた安全研究を着実に進行するとともに、それらの成果を取りまとめる。(I)</p> | <p>(・必要な知見を蓄積するため、安全研究の実施に必要なプロセスを着実に進行し、取りまとめたか。) (・NRA 技術報告、NRA 技術ノート、学術論文等を通じて、研究成果を積極的に公表したか。)</p> <p>・安全研究の実施方針を踏まえ安全研究を着実に実施し、技術報告や論文として成果を公表した。(公表済みの NRA 技術報告 2 件、NRA 技術ノート 1 件、論文 21 件、査読付きプロシーディングス 7 件、学会発表 53 件) また、公表した安全研究活動について、米国原子力学会原子力臨界安全部会の最優秀論文賞や日本保健物理学会の奨励賞など、計 8 件の外部表彰を受けた。さらに、NRA 技術報告として公表した安全研究プロジェクトの成果による規制活動への貢献を認め、令和 7 年度原子力規制委員会の内部表彰を行った。さらに、令和 6 年度に終了した 8 件の安全研究プロジェクトについて事後評価を行った(令和 7 年度第 15 回原子力規制委員会(令和 7 年 6 月 18 日))。</p> <p>・令和 7 年度第 20 回原子力規制委員会(令和 7 年 7 月 16 日)において、「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和 8 年度以降の安全研究に向けて)」を了承した。</p> | S | <p>・想定どおりに実施できている。 ・(S) 公表した安全研究活動について、外部からの表彰 8 件を受けた。</p> | <p>・令和 7 年度の実施方針(令和 9 年度以降の安全研究に向けて)の策定に向けて、規制・技術課題レビュー会議を開催する。</p> |
| | <p>・国際共同研究へ参加し、原子力施設等の安全性に関するデータや知見を効率的に取得するとともに、国際動向に係る情報収集を行う。(I)</p> | <p>(・OECD/NEA 等の拠出金事業を通じて、国際共同研究に参加し、国外機関との積極的な議論及び意見交換を行ったか。)</p> <p>・OECD/NEA 等が主催する 13 の国際共同研究に参加し、国際機関が主催する会合等への研究部門の積極的な参加を奨励した。</p> <p>・IAEA や OECD/NEA 等が発信する技術開発情報を幅広く収集し、その中でも新技術(AI、AMT、SMR、リスク情報等)の情報に関しては、技術基盤グループ内に共有するとともに重要な情報は Garoon スペースを用いて原子力規制庁内に共有した。また、原子力の規制に関する課題や安全研究に反映すべき点がないかの観点から確認を行った。</p> | A | <p>・想定どおりに実施できた。</p> | <p>・令和 7 年度の実施方針(令和 9 年度以降の安全研究に向けて)の策定に向けて、規制・技術課題レビュー会議を開催する。</p> |
| | <p>・研究テーマの適切性、成果の信頼性などを向上するために、安全研究プロセスの継続的な改善を図り、安全研究の品質向上に努める。(II)</p> | <p>(・安全研究プロセスの継続的な改善を図り、論文の採択率の向上を目指すなど、安全研究の質を高める取組を行ったか。)</p> <p>・安全研究プロセス改善会議を 5 回開催し、研究部門による情報収集の整理・共有の最適化、対象の明確化等について議論を行った。</p> <p>・技術アドバイザー等の品質確保の仕組みを運用して、高い品質を持つ成果物を創出、発表した。</p> <p>・IAEA が開発した TSO 自己評価ツール TOSCA を用いた評価に向けたワークショップ受入れ準備を行った。</p> | A | <p>・想定どおりに実施できた。</p> | <p>・令和 7 年度の実施方針(令和 9 年度以降の安全研究に向けて)の策定に向けて、規制・技術課題レビュー会議を開催する。</p> |
| <p>②新たな技術の開発動向等を注視しつつ、将来の安全研究につながる調査・研究を実施する。</p> | <p>・適時適切な規制活動への反映を目指し、国内外の情報収集活動により得た、新たな技術の開発動向(次世代炉、AI、最新の安全技術等)や原子力規制に対する国内外の最新知見を収集するとともに中長期的な安全研究の課題を検討する。(III)</p> | <p>(・必要な課題を特定して積極的な情報収集を行い、技術基盤グループにおける連絡会等で共有し、中長期的な安全研究の課題を検討したか。) (・最新の技術動向を踏まえ、将来の安全研究につながる調査・研究を若手研究職中心に自発的に実施したか。)</p> <p>・原子力安全に関する国内外の最新知見を収集し、また規制課題やその解決に必要な技術課題について、原子力規制部等と議論を行い、中長期的に技術基盤グループが実施する安全研究の課題を取りまとめ、計装制御に関する新たな安全研究プロジェクトの開始につなげた。</p> <p>・最新の技術動向を踏まえ、将来の安全研究につながるフィージビリティスタディを若手研究職中心に 8 件実施するとともに、継続して実施するための環境整備及び第二期募集を行い、新たに 6 件開始した。</p> | A | <p>・想定どおりに実施できた。</p> | <p>・令和 7 年度の実施方針(令和 9 年度以降の安全研究に向けて)の策定に向けて、規制・技術課題レビュー会議を開催する。</p> |
| <p>③安全研究や審査支援を通じて得られた規制の改善に資する知見等を取りまとめた上で関係部署に提案する。</p> | <p>・安全研究等を通じて得られた最新の科学的・技術的知見等を活用し、技術支援を行い、さらに規制との関連を整理・分析した知見等を必要に応じて、関係部署に提案する。(I)</p> | <p>(・安全研究成果を活用して、審査、検査等の規制業務の支援やその他情報提供等を行ったか。) (・安全研究等を通じて得られた最新の科学的・技術的知見等について、規制との関連を整理・分析し、必要に応じて技術文書として公表又は原子力規制庁内の関係部署への共有や提案を行ったか。)</p> <p>・安全研究の結果及び最新知見に係る調査の結果について、NRA 技術報告(2 件)及び NRA 技術ノート(1 件)を公表するとともに、これらを含めた 11 の案件について、GENERIC ISSUES タスクフォース(GITF)でスクリーニングを行い、当該情報の規制上の取扱いについて検討した上で関係部署に共有し、技術情報検討会等に報告した。</p> | A | <p>・想定どおりに実施できた。</p> | <p>・令和 7 年度の実施方針(令和 9 年度以降の安全研究に向けて)の策定に向けて、規制・技術課題レビュー会議を開催する。</p> |
| <p>④外部 TSO である JAEA・QST や大学等の外部支援が期待できる機関における技術基盤の強化を図るとともに、人材交流を含め相互の意思疎通や一層の連携強化を図る。</p> | <p>・将来的な規制課題に対応できるよう、補助金事業や共同研究を通じて、大学や JAEA 等における人材面及び設備面などでの技術基盤の強化を図る。(II)</p> | <p>(・補助金事業を実施するとともに、補助事業者である大学や JAEA 等と定期的なコミュニケーションを図ることによって、原子力安全の研究能力の強化、具体的には、人材育成及び設備整備をはじめとする基盤構築に寄与したか。) (・また、大学や JAEA 等と規制課題を踏まえたテーマで共同研究を実施したか。)</p> <p>・補助金事業に関して、テーマごとに事業者とコミュニケーションを図り、事業を進めた。</p> <p>・令和 7 年度は、大学や JAEA 等と規制課題を踏まえたテーマで 10 件の共同研究を実施した。また、令和 8 年度から開始する共同研究の事前確認を 2 件、令和 7 年度で終了した共同研究の事後確認を 1 件実施し、令和 7 年度までに終了した共同研究の成果報告書 11 件を原子力規制委員会 HP で公開した。</p> | A | <p>・想定どおりに実施できた。</p> | <p>・引き続き、補助事業者と適正にコミュニケーションを図る。 ・引き続き、共同研究を通じて技術基盤の強化を図る。</p> |

| | | | | | |
|--|--|---|---|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ JAEA と人材交流を行うとともに安全研究計画策定や成果の共有及び規制への活用に関して定期的な意見交換を進める。(Ⅱ) | <ul style="list-style-type: none"> (・ JAEA との人材交流や意見交換により、内部 TSO である技術基盤グループと外部 TSO である JAEA との連携強化と意思疎通を図ったか。) ・ 外部 TSO である JAEA 原子力安全・防災研究所と技術基盤課との月 1 回の定例打合せを継続的に行うことにより、双方の認識や活動状況、問題意識等の適時共有など、連携の強化に向けた取組を進めた。また、技術基盤グループと同研究所との連絡会(年 2 回開催)を 6 月と 12 月に実施した。さらに、双方が共通の認識の下で規制課題・技術課題に係る議論が行えるように、技術分野ごとの意見交換を実施する取組を開始した。 ・ 原子力規制検査で活用する事業者 PRA モデル(レベル 1 及びレベル 1.5)の適切性確認について、JAEA 安全研究センターが有する専門知識を活用できるよう、実施体制を構築し、JAEA 安全研究センター同席のもと適切性確認の面談を実施した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定どおりに実施できた。 ・ 技術基盤 G ではないものの、TSO との連携強化に関する取組を実施できたため、評価を A とした。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 7 年度の取組を継続する。 ・ 本取組により、確率論的リスク評価に係る人材等、技術基盤の強化を継続的に図る。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部 TSO との定期的な意見交換の場を設定し、原子力災害対応の取組等に関する着実な相互の意思疎通及び連携強化を図る。(Ⅰ) | <ul style="list-style-type: none"> (・ 意見交換の場において、具体的な情報提供を互いに行うとともに、外部 TSO との連携強化につながる工夫を講じたか。) ・ 令和 7 年 6 月に QST との連絡会を開催し、高度専門人材の育成や基礎研究等に係る諸課題について討論を行い、QST の現況について認識を深めた。また、事前に QST 及び規制庁の関係者に、互いの組織の改善点についてのアンケートを行い、その結果を踏まえた意見交換を行うことで、相互理解を深め、連携強化に強く資する議論を実施することができた。 ・ 令和 7 年度第 45 回原子力規制委員会(令和 7 年 12 月 1 日)の場において、QST と原子力規制委員会委員の間で、QST(放医研)の役割、機能の在り方を巡る諸課題について議論を行うとともに、その内容を踏まえて、QST への対応について検討を行った。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定どおりに実施できた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ QST(放医研)の役割、機能の在り方等について検討を進めるため、QST と規制庁関係課等において、課題を解決するための打合せを行う枠組みを整理し、QST の体制・能力等を踏まえた対応の方向性について、継続的に検討を行っていく。 |
| ⑤ 研究に係る事業者との意見交換を実施し、原子力安全に関する共通の研究課題に協働で取り組む。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者との安全研究及び研究開発に関する技術的な意見交換を継続的に実施し、共通の研究課題・活動について検討する。(Ⅲ) | <ul style="list-style-type: none"> (・ リスク情報活用の一環としての人間信頼性解析や地震 PRA、長期運転に伴い顕在化する可能性のある経年劣化事象について、事業者等と情報共有及び意見交換を実施することにより、これらの分野における共通の技術課題を整理できたか。) ・ 「経年劣化」及び「リスク情報の活用」に関する事業者との技術的な意見交換について、「経年劣化」に係る個別テーマ会合を 3 回、「リスク情報の活用」に係る個別テーマ会合を 2 回、全体会合を 1 回開催した。今後も個別テーマ会合を開催し当該テーマ内容について議論を深めるとともに、新たな技術的な意見交換のテーマを検討する。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定どおりに実施できている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 7 年度の取組を継続する。 |

令和7年度原子力規制委員会年度業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性（政策評価書）

| | | | | | | | |
|-------------|----------------------------|-----------|------------------------------------|-------|--|-------|-------|
| 施策名 | 3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施 | | 施策に関する内閣の重要政策 (施政方針・閣議等のうち主なもの) | | 原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2025 | | |
| 評価 | | | 目標設定の考え方・根拠 | | 原子力規制委員会第3期中期目標 令和7年度原子力規制委員会年度業務計画 | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| | 予算の 状況 (百万円) | 当初予算(a) | 4,415 | 4,953 | 5,034 | 4,817 | 4,731 |
| | | 補正予算(b) | 1,354 | 126 | 564 | 978 | 1,890 |
| | | 繰越し等(c) | ▲1,330 | 1,203 | ▲440 | ▲427 | |
| | | 合計(a+b+c) | 4,169 | 6,282 | 5,158 | 5,368 | |
| 執行額(百万円) | | 4,049 | 6,043 | 4,960 | 5,254 | | |

■各施策の進捗等の評価

| 成果目標 | (1)国内外の技術と知見を踏まえ、核物質防護及び特定放射性同位元素の防護に係る規制制度とその運用を改善し、関係機関との連携を強化することで、セキュリティの観点から国内で重大な事象を発生させない。 | | | | |
|---|---|---|----|--|--|
| 施策目標 | 原子力規制委員会年度業務計画 | 年度業務計画の進捗状況 (年度業務計画に基づく施策の取組状況について、評価の視点への対応を踏まえて記載する。) | 評価 | 評価結果の理由、要因の分析 | 次年度の取組の方向性等 |
| ①核物質防護及び特定放射性同位元素の防護に係る審査や検査を、現場の実態を踏まえつつ厳正かつ適切に実施する。 | ・核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳格かつ適切に実施する。 (I) | <ul style="list-style-type: none"> ・核物質防護に係る原子力規制検査(原子力規制事務所による日常検査を含む)について、検査ガイド等に基づき、検査計画どおり実施したか。 ・核物質防護規定の審査について、面談等により審査における論点を事業者と明確に共有するなどし、事業者が予見性をもって対応できるように進めたか。 ・核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の検討に係る調査結果を踏まえ、原子力規制検査を通じて事業者の改善状況の確認を実施したか。 (○原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数を0件に抑えたか。) <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制検査(物理的防護)については、原子力規制事務所の核物質防護対策官と緊密に連携を図り、検査計画に沿ってチーム検査85件と日常検査に対する本庁からの支援を79回実施した。原子力規制検査において、今年度は12件の検査指摘事項を確認した。 ・原子力規制検査(情報システム防護)について、検査計画どおり、30件実施した。 ・核物質防護規定の審査については、事業者の検討に時間を要したのもあったが、問題点を正確に示すことで、適切な対応を促し審査を行い、105件を認可した。 ・情報システム防護に係る核物質防護規定の審査については、審査における論点を事業者と共有するなどし、令和4年3月の審査基準改正に伴う審査については全18件の申請中9件認可(うち今年度分は7件)、その他の申請の審査については2件認可した。 ・要求水準の特定の在り方の検討に関する改善状況については、各事業者より四半期ごとに進捗の報告を受けており、これまでの状況については令和7年度第30回原子力規制委員会(令和7年9月10日)で報告を受けた。 ○これまで核物質防護に関連した特定核燃料物質の漏えい又は漏えいする可能性があった事象は発生していない。 | S | <ul style="list-style-type: none"> ・想定どおり進捗した。 ・(S)今年度9月の審査基準改正(2人ルール)の運用の改善、防護措置に係る評価改善の枠組みの改善、核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の明確化など)に伴う審査について、審査を加速し、特に防護措置に係る評価改善の枠組みの改善についての全52件について年度内に処理を終えることができたことから、評価Sとしている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各項目について引き続き厳格に実施していく。特に制度改正等に伴い、核物質防護規定の変更認可申請の件数が増えることが見込まれるため、適切なリソースにて対応する。 ・原子力規制検査(情報システム防護)について、年度検査計画に基づき、引き続き、厳正かつ適切に実施する。 ・核物質防護規定の審査について、事業者の説明スケジュールを明確にした上で審査の律速を特定し手当するなどし、審査を加速して進める。 |
| | ・東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対して、重点項目に基づく検査を実施する。(I) | <ul style="list-style-type: none"> ・東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する重点項目に基づく検査について厳格に実施するとともに、定期的に原子力規制委員会に報告したか。 ・重点項目については、日常検査において適切な対応を継続していることを確認し、令和7年度は重点項目を設けず通常の基本検査項目として確認していくことを令和7年度第10回原子力規制委員会(令和7年5月21日)において了承した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・通常の基本検査においても重点項目の事項について注意し検査を実施した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き重点項目に関する事項は、基本検査の検査項目として確認を行う。 |

| | | | | | |
|---|--|--|---|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制事務所と本庁 PP 部門の連携を緊密に行う。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・本庁 PP 部門の管理職等が原子力規制事務所の業務状況を直接確認し、原子力規制事務所における核物質防護に係る規制業務推進上の課題を把握したか。) (・原子力規制事務所による監視を通じて把握した核物質防護上の気付き事項等の情報をチーム検査で活かすなど、原子力規制事務所との連携を深化できたか。) ・昨年に引き続き本年度も管理官等によるマネジメントオブザペーショ (MO) を原子力規制事務所の対策官全員に対し第 1 四半期から開始する計画を作成し、全て完了した。 ・日常検査で確認した検査気付き事項は本庁担当者と情報共有され、必要に応じチーム検査 (13 回) 実施した。また、日常検査支援はおおむね検査計画に沿って 79 件実施した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・想定どおり進捗した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画に基づく MO 及び日常検査支援を着実に実施する。 ・臨時のチーム検査については引き続き適宜実施する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置に係る立入検査を厳正かつ適切に行う。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (○年間計画に予定していた件数の立入検査を実施できたか。) ○特定放射性同位元素等取扱事業所等に対する立入検査について、年間計画に予定していた 90 件に対して、99 件の立入検査を、計画的かつ効果的に実施した。監視カメラや侵入検知装置に不正工作防止機能が付加されていなかったなどの事例に対して適切な指摘、指導を行った。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・同一地域の複数事業所への検査を同時に行うこと等の工夫によって、目標を上回る結果となった。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き年間計画に従って、立入検査の実施に努める。 |
| <p>② 国際原子力機関 (IAEA) の国際基準、IPPAS ミッションの勧告・助言、国内外の動向や規制の運用から得られた知見等を踏まえ、核物質防護及び特定放射性同位元素の防護に係る規制をより実効的なものに改善する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 核物質防護に係る現行の規則や審査基準等に関して、国内外の動向や規制の運用から得られた知見等を踏まえ、改善すべき点がないか検討を行う。(II) | <ul style="list-style-type: none"> (・核物質防護に係る現行の規則や審査基準等に関して、国内外の動向や規制の運用から得られた知見を踏まえ、事業者とも意見交換を行った上で、年度内に優先度を付けて課題を抽出し、必要な改善策の検討を行うことができたか。) (・優先度の高い課題につき規則や審査基準等の見直しを行うことができたか。) ・令和 7 年度第 56 回原子力規制委員会臨時会議 (令和 8 年 2 月 4 日) 及び令和 7 年度第 62 回原子力規制委員会臨時会議 (令和 8 年 3 月 3 日) において、小型無人機を巡る最新の技術動向や情勢等を踏まえた今後の核物質防護規制のあり方の検討状況について報告し、令和 7 年度第 66 回原子力規制委員会臨時会議 (令和 8 年 3 月 18 日) の原子力規制委員会において、小型無人機を検知するための設備の設置を義務付けるための関係規則案及び意見公募を実施することの了承を得た。また、今後改善が必要な課題等については令和 8 年度以降、引き続き事業者とも意見交換を行った上で抽出し、検討を進めていくこととした。 ・規制制度の改善に資する知見を収集するための委託調査を実施した。また、技術情報検討会において抽出された課題について情報提供を受ける等により知見を収集した。 ・令和 6 年度から継続して検討している課題について、令和 7 年度第 18 回原子力規制委員会 (令和 7 年 7 月 8 日) において審査基準等の改正案に対する事業者への意見聴取の実施を了承し、令和 7 年度第 30 回原子力規制委員会 (令和 7 年度 9 月 10 日) において、意見聴取を踏まえた審査基準等の改正を決定した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・想定どおり進捗している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後改善が必要な課題等について引き続き検討を進める予定。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 原子力施設の情報システムセキュリティ対策の強化に資するため、現行の審査基準を適用して行われる審査・検査を通じて得られた知見を収集し、今後の課題について検討する。(II) | <ul style="list-style-type: none"> (・実用発電用原子炉施設及び再処理施設 (以下「当該施設」という。) の情報システムセキュリティ対策に適用される審査基準について、今後改善すべき課題を整理することができたか。) (・当該施設以外の原子力施設の情報システムセキュリティ対策に適用される審査基準を改正する場合の論点を整理することができたか。) ・実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策の審査・検査を通じて、審査基準の改善箇所について整理した。 ・上記以外の施設の審査基準についても、特定核燃料物質の区分に応じた措置の明確化に向け、改正する場合の論点整理を行った。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・想定どおり進捗している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉施設及び再処理施設に係る審査基準について、今後、改善箇所の整理結果を精査し、審査基準改正に向けた検討を行う。 ・上記以外の施設の審査基準についても、今後、改正に向けた検討を進める。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> IPPAS における勧告・助言について、原子力規制委員会に報告した対応の方向性を踏まえ、検討を進める。(II) 【再掲】 | <ul style="list-style-type: none"> (・各勧告・助言の優先度及び重要度を踏まえた上で、対応計画を作成したか。) (・作成した対応計画に基づき、海外調査、制度的課題の精査、規制への取り入れ等の対応を実施したか。) 【再掲】 ・各勧告・助言の優先度及び重要度を踏まえて対応計画を作成した。 ・対応計画に基づき諸外国の規制動向調査、法的整理、IAEA 文書の分析等を行うとともに、建替原子炉の設計に関する事業者との技術意見交換に係る面談を実施し、当該意見交換の結果を令和 8 年度第 2 回原子力規制委員会 (令和 8 年 4 月 1 日) に報告するための作業を行うなど、必要な検討を行った。 ・IPPAS でのサイバー訓練の高度化に係る助言については、事業者との意見交換をこれまでに 8 回実施し、現状の | A | <ul style="list-style-type: none"> ・想定どおり進捗している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和 8 年度以降も対応計画に基づき引き続き対応を実施する予定。 ・今後、令和 7 年度の事業者訓練の試行結果に基づき、来年度の事業者訓練を計画する。また、NSWG から得られた情報を整理し、対応内容への必要な取り入れを検討する。 ・引き続き、関係省庁等と連携し、 |

| | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|
| | | <p>課題を整理した上で検討を進め、具体的対応方針を取りまとめた。また、令和7年度の規制の関与に係る事業者訓練（美浜、浜岡）での試行を対応方針どおり実施した。さらに、令和8年1月の日米核セキュリティ作業グループ（NSWG）の場を活用して海外調査を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抜き打ち要素を含む立入検査を想定した未通告検査の試運用を9件、そのうち短期通告型検査の試運用を4件実施し、抜き打ち要素を含む立入検査の実施に向けた具体的な検討を開始した。また、輸送物に関するセキュリティ検査についても試運用を行い、検査の実施に向けた具体的な検討を開始した。 | | IPPAS 助言事項への検討を続ける。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・特定放射性同位元素の防護に係る規制の更なる充実・改善に係る見直しに適切に対応する。（Ⅱ） | <p>（・委員会です承された IPPAS 助言事項への検討を具体化したか。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年2月に了承した特定放射性同位元素の防護措置に係る放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の解釈の改正案については、特定放射性同位元素を取り扱う事業者からの意見を聴取し、聴取した各意見に対して改正案への取り入れの可否を取りまとめた上で第12回原子力規制委員会臨時会議（令和7年5月28日）において決定し、同日付で改正を行った。 ・令和7年5月にIAEAが主催する作業部会へ参加し、RIセキュリティの規制枠組みに関する情報収集を行った。また、同年12月にIAEAで開催された核セキュリティ文化に関する技術会合に参加し、RIセキュリティに係るセキュリティ文化の醸成活動について発表を行った。 ・規則等の改正に向けて、事業者における信頼性確認の実施及び日常的な確認方法について、特定放射性同位元素を取り扱う事業所団体等（4者）と面談を行い、その結果を踏まえ規則の改正に向けて検討を進めた。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・特定放射性同位元素を取り扱う事業者からの意見聴取において、計104件の意見が寄せられた。これらの提出意見に対して考え方を整理し、追加の検討も加えた上で、解釈の改正を実施し、これらの事業者への共有を行ったことは、評価できる。 ・評価の視点を踏まえて実施していると評価できる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、IPPAS 助言事項への検討を続ける。 |
| ③核物質防護及び特定放射性同位元素の防護に係る本庁及び原子力規制事務所の人員の充実・強化、業務支援システムの整備に継続的に取り組む。 | <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制事務所への核物質防護対策官の配置を踏まえ、原子力規制事務所による日常的な現場の監視を定着させるほか、業務支援システムの継続的な改善に取り組む。（Ⅱ） | <p>（・原子力規制事務所の核物質防護対策官の人員配置・統合運用を検討し、体制強化を実現したか。） （・核物質防護対策官の意見を取り入れながら、検査登録システムの改善に取り組んだか。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制事務所の核物質防護対策官については、令和8年度機構定員要求において2名の恒常的な増員及び、2名の時限的増員を要求し、最終的に1名の恒常的な増員となった。 ・改善に関する意見収集は継続して行っている。また、検査報告書の様式についてはセーフティ側の報告書に合わせる改修を行い、令和8年1月から運用を開始した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・想定どおり進捗した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き適切に体制強化に取り組んでいく。 ・検査登録システムは引き続き実用性を向上させるための改善に務める。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・特定放射性同位元素の防護に係る人員の体制強化を実施する。（Ⅱ） | <p>（・IPPASの助言を踏まえ、人員の体制強化について検討し、適切に実施したか。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IAEAの文書等を参考に、2023年度の業務実態を踏まえてグレーデッド・アプローチの考え方にに基づき、区分に応じて3年～5年ごとに立入検査できるよう、機構定員要求において、特定放射性同位元素の防護に関する立入検査を効果的に実施するために新規増員要求（3名）を行ったが、増員は認められなかった。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・評価の視点を踏まえて実施していると評価できる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き要求を行う。 |
| ④近年のテロ情勢等の変化に対応した妨害破壊行為等の脅威を関係省庁と連携して検討し、その結果を核物質防護に係る規制に反映させる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・近年のテロ情勢等の変化に対応した妨害破壊行為等の脅威のうち優先度の高いものについて、関係省庁との検討を進める。（Ⅱ） | <p>（・近年のテロ情勢等の変化に対応した妨害破壊行為等の脅威について、年度内に検討を進め、核物質防護に係る規制の見直しを行うことができたか。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治安機関と必要な検討を進めるとともに、核物質防護に係る規制の見直しに必要な法的整理を行い、規制の見直しに係る作業を進めた。 ・令和7年度第56回原子力規制委員会臨時会議（令和8年2月4日）及び令和7年度第62回原子力規制委員会臨時会議（令和8年3月3日）において、小型無人機を巡る最新の技術動向や情勢等を踏まえた今後の核物質防護規制のあり方の検討状況について報告を受けるとともに、関連する原子力規制委員会規則の改正等の今後の進め方について了承した。 ・令和7年度第66回原子力規制委員会（令和8年3月18日）において、原子炉等規制法に基づき事業者が講ずべき防護措置をより実効性のあるものに見直し、小型無人機を検知するための設備の設置を義務付けるための試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則案を了承し、意見公募を実施することを了承した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・想定どおり進捗している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き必要な検討・作業を行っていく。 |
| ⑤核物質防護に関わる省庁との連携を強化しながら、様々な脅威・シナリオを想定した訓練を実施し、事案対処能力の向上を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・核物質防護訓練の在り方に関する検討等により、核セキュリティ事案発生時の緊急時対応の改善を図る。（Ⅱ） | <p>（・核物質防護事案を起因事象とした緊急時対応の在り方について、核物質防護と原子力安全の連携などについて検討し、抽出した課題に対し、改善策を立案し、訓練等でその有効性を確認することができたか。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PP事案に起因する屋外活動等については、SA側及び事業者と本年度2回にわたり検討を重ね、課題抽出がおおむね完了した。 ・サイバー攻撃を起因とした緊急時対応の高度化に向けた対応計画を策定した。同計画に基づいて、事業者との意見交換をこれまでに9回実施し、現状の課題を整理した上で検討を進め、具体的対応方針を取りまとめた。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・想定どおり進捗した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・抽出した課題については、今後実施予定の図上・実動訓練等を通じて有効性を確認するほか、令和7年度の事業者訓練の試行結果等に基づき、令和8年度の事業者訓練を計画する。 |

| | | | | |
|--|--|---|---|---|
| | | また、令和7年度の事業者訓練（美浜・浜岡）を計画どおり実施した。さらに、2026年1月の日米核セキュリティ作業グループ（NSWG）の場を活用して海外調査を行った。 | | |
| | ・核物質防護訓練について、治安機関等と連携を強化し、事案対処能力の向上を図る。（Ⅱ） | <ul style="list-style-type: none"> （・核物質防護事案を起因事象とした緊急時対応の在り方について、年度内に治安機関等と連携した訓練を実施し、改善点等を抽出できたか。） （・抽出された改善点について、次年度の訓練計画等に反映できたか。） <ul style="list-style-type: none"> 治安機関と合同での訓練については全て計画どおり実施され、訓練後の振り返り並びに、本店即応センターの活動の確認した結果について改善に向けた課題の抽出を行った。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 想定どおり進捗した。 <ul style="list-style-type: none"> 抽出した検討事項等に関する対応を検討し、実態に即した訓練を実施する。 |

| 成果目標 | (2) 保障措置活動の大幅な増大に対応するため、国内の保障措置体制を強化し、国内の核物質が核兵器等へ転用されていないことを国内外へ示すことで原子力の平和利用に貢献する。 | | | | |
|--|---|---|----|--|--|
| 施策目標 | 原子力規制委員会年度業務計画 | 年度業務計画の進捗状況 (年度業務計画に基づく施策の取組状況について、評価の視点への対応を踏まえて記載する。) | 評価 | 評価結果の理由、要因の分析 | 次年度の取組の方向性等 |
| ① 保障措置拡大結論を毎年継続的に維持し、国内の核物質が核兵器へ転用されていないことを確保するため、日々の保障措置検査等の検認活動や、IAEA との協議等に確実に対応する。 | <ul style="list-style-type: none"> IAEA、関係機関等と適切に連携し、日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行し、IAEA との協議等に確実に対応する。（Ⅰ） | <ul style="list-style-type: none"> （・日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令に基づく保障措置検査を実施し、IAEA との協議（年次会合等）に確実に対応したか。） 日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、IAEA、関係機関等と適切に連携し、誠実に履行した。この結果、IAEA が実施した令和6年の我が国における保障措置活動に関する報告（令和7年6月公表）において、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論（拡大結論）を得た。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 我が国の国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論（拡大結論）を20年以上連続して得ることができた。 | <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度においても拡大結論が得られるよう、日々の保障措置検査や、IAEA との協議等に確実に対応する。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 今後保障措置活動の増大が見込まれる、六ヶ所再処理施設や大型 MOX 燃料加工施設のしゅん工等の動向をフォローしながら、IAEA との技術的協議等に適切に対応する。（Ⅲ） | <ul style="list-style-type: none"> （・日本原燃六ヶ所再処理施設及び大型 MOX 燃料加工施設の動向を踏まえ、OSL バックアッププランや大型 MOX 燃料加工施設への査察機器搬入等の技術的協議を進展させたか。） （J-MOX）大型 MOX 燃料加工施設建設の進捗に合わせ、米国より IPCA2(Improved Plutonium Canister Assay system 2) を輸入し、7月に当該施設への据え付けを完了した。施設内での保管状態を維持するため、機器の防湿梱包内湿度／温度管理も継続実施している。また、AVIS (Advanced Verification for Inventory sample System) 及び AFAS (Advance Fuel Assembly assay System) については、JAEA において実施していた性能試験を9月に終了し、施設への据え付けに備え、日本原燃管轄の倉庫に保管した。さらに、IAEA が所管する査察機器の輸入も開始され、その一部である AMGB-2 (Advanced Material Accountancy Glove Box system-2) については、施設への搬入が完了した。 （RRP）六ヶ所再処理施設のしゅん工に向け、今後、短期・長期にわたり OSL を使用できない状況が生じた場合に備え、試料の採取・分析などの国際約束に基づく保障措置活動が継続できるような対応手順（OSL バックアッププラン）の策定作業を進めた。 六ヶ所再処理施設の認工認に係る最新の審査状況及び令和9年に見込まれているしゅん工に向けたスケジュールについて IAEA に共有した。 老朽化が原因で一時停止した PIMS (Plutonium Inventory Measurement System) に関し、IAEA に情報を共有しつつ復旧に努めたほか、混合脱硝建屋における PIMS 測定において有意な計量誤差が発生した際に、その原因である飛散粉末を回収し、計量管理の適正化を図った。 | A | <ul style="list-style-type: none"> （J-MOX）大型 MOX 燃料加工施設工事計画に応じて、予定どおり機器設置作業を完了させた。 （RRP）OSL バックアッププランのうち、実在庫検認シナリオの合意に向けて、IAEA、NMCC 及び事業者とともに、当該シナリオに必要な対応手順について、着実に検討を進めた。また、今後のしゅん工や操業に向けたスケジュールのほか、計量誤差事象などについて2月のウィーンでの会合で IAEA と共有した。 | <ul style="list-style-type: none"> （J-MOX）保障措置部門所掌の他の査察機器の輸送、搬入、保管、設置工事を展開していく。 （RRP）OSL バックアッププランとして、操業運転 (Campaign) 期間中に適用する対応手順の策定を進める。引き続き操業に向けたスケジュール等を IAEA と共有し、今後の保障措置活動の適正化を図る。 |
| ② 日本原燃六ヶ所再処理施設及び大型 MOX 燃料加工施設のしゅん工が予定され保障措置活動や IAEA との技術的協議の大幅な増加が見込まれていることも踏まえ、こうした保障措置活動に確実に対応するため | <ul style="list-style-type: none"> 今後の保障措置活動の増大に対応するため、国内の保障措置体制強化を検討する。（Ⅲ） | <ul style="list-style-type: none"> （・保障措置部門の体制強化について検討を前進させられたか。） 保障措置体制強化のため、令和7年7月1日に保障措置室から保障措置部門へ格上げが行われた。また、今後の保障措置活動の増大に対応するため、令和8年度の人員増に向けた機構定員要求に着実に対応した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 部門への格上げが認められるなど、体制の抜本的強化に向けて確かな一歩を踏み出した。 | <ul style="list-style-type: none"> 必要な職員の確保及び保障措置体制の強化について引き続き検討を進める。 |

| | | | | | |
|--|--|---|---|-------------------------------------|--|
| に体制を拡充する。 | | | | | |
| ③国内における保障措置の着実な実施のため、指定機関が行う検査、分析及び情報処理等の業務運営に係る適切な指導・監督を行い連携を強化するとともに、指定機関制度のあり方を含め、我が国の保障措置活動の体制の強化について検討する。 | ・原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等実施機関及び指定情報処理機関の指導・監督を適切に行い、指定機関との連携を強化する。(I) | (・指定保障措置検査等実施機関及び指定情報処理機関の指導・監督を適切に行い、保障措置の実施にあたり指定機関との意思疎通や情報共有を進展させたか。) | A | ・想定どおり実施することができた。 | ・引き続き指定保障措置検査等実施機関及び指定情報処理機関との連携を図りながら適切に対応する。 |
| | ・今後の保障措置活動の増大に対応するため、指定機関制度のあり方を含め、国内の保障措置体制強化を検討する。(III) | (・指定機関制度のあり方を含め、保障措置部門の体制強化について検討を前進させられたか。) | A | ・国内保障措置制度のあり方検討会を設置し、第3回検討会までを開催した。 | ・第4回(令和8年5月開催予定)の検討会までの結果を取りまとめる。 |

| 成果目標 | (3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置(3S)のインターフェイスにおける取組を適切に実施するとともに、継続的に改善することで、3S間の相互影響等に適切に対応する。 | | | | |
|--|--|---|----|---------------|----------------------------|
| 施策目標 | 原子力規制委員会年度業務計画 | 年度業務計画の進捗状況 (年度業務計画に基づく施策の取組状況について、評価の視点への対応を踏まえて記載する。) | 評価 | 評価結果の理由、要因の分析 | 次年度の取組の方向性等 |
| ①原子力安全、核セキュリティ及び保障措置に係る原子力規制庁内の情報の共有や調整に係るルールを着実に運用するとともに継続的に改善する。 | ・原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェイス調整に係るルール及び運用の継続的な改善を図る。(I) | <p>(・相互に影響する可能性のある原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の業務について、情報の共有を緊密に行うためのツールを活用し、ルール及び運用の改善を図れたか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3Sの連携については、これまでの原子力規制事務所との情報共有の仕組みを継続して運用するとともに、本庁においても原子力規制企画課等が実施する3Sに係る関係課室の定期的な会議、情報共有のための仕組みを運用し、事業者を含めた密な連携を取ることができた。 ・3S関係者間の迅速かつ円滑な情報共有を実現するため、庁内で運用しているグループウェアを活用し、各S間の相互影響に関する情報等を共有する仕組みを着実に運用した。加えて、情報を書き込む際の注意事項の周知や、当該ページへの3S関係者参加ルールの見直しについての整理を行った。 ・核物質防護規定の変更に係る核セキュリティ部門からの照会に対して、原子力安全の観点からその内容を確認し、漏れなく対応した。特に、サイバーセキュリティ対応に係る核物質防護規定変更認可申請の対応については、安全への影響について、面談に参加するなどして連携して確認を行った。また、許認可に係る申請等を受理した際に申請の概要及び影響評価書を核セキュリティ部門及び保障措置部門に遅滞なく共有し、連携できた。 ・令和5年度第7回原子力規制委員会(令和5年4月25日)で報告を受けた「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェイスに係る実務」及び令和6年度第13回原子力規制委員会(令和6年6月5日)で報告を受けた「原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェイスにおける相互連携の強化」を踏まえ、安全に係る申請等がなされた際には、核セキュリティ及び保障措置の影響を庁内関係課等で適切に情報共有させた。 ・関係部門間の定期的な打合せ(令和7年6月12日、8月18日~20日及び10月21日)において個別事案(核物質防護と原子力安全の相互影響)について情報共有するなど、より緊密に関係課等での連携を図った。 ・令和5年4月に原子力規制委員会で報告を受けた3Sインターフェイスの取り組み強化に係る今後の対応方針を踏まえ、3Sに係る影響評価の情報共有・確認方法等を整理するとともに、定期的に3S関係部署による意見交換等を実施し、日々改善を行いながら3Sに係る取り組みの強化に努めた。 | A | ・想定どおり進捗している。 | ・引き続き3Sに係る関係課室の情報共有を行っていく。 |

| | | | | | |
|--|--|---|---|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> 原子力規制事務所の検査官及び核物質防護対策官による日常検査等や査察官による保障措置検査等を通じ、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置間の相互影響を検出し、本庁の原子力安全、核セキュリティ及び保障措置に関する部署並びに原子力規制事務所との連携をより緊密なものとする。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・本庁の原子力安全、核セキュリティ及び保障措置に関する部署並びに原子力規制事務所間で緊密な連携が図れたか。その中で共有された課題等について、関係者間で検討を行えたか。) 3S 部署の連携を深めるため、定期打合せを開催(令和7年6月、8月、10月及び令和8年2月)し、情報共有に努めた。 原子力規制事務所に所属する検査官も参加する検査官会議に参加し、同会議の中で開催される3Sに関する研修を通じて事例集を共有する等、本庁の関係課室と原子力規制事務所の連携の強化に努めた。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 想定どおり実施することができた。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き関係課等で連携し適切に実施していく |
| | <ul style="list-style-type: none"> 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の相互連携に必要な知識や観点を、実務担当者へ浸透させる。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の担当者に対し、それぞれの業務内容や相互影響に係る教育を実施したか。) 3Sに関する業務内容や相互影響に係る教育を、検査官勉強会(4月開催)、原子力安全人材育成センターが行っている初学者向け講義(5月及び8月開催)、審査官資格継続教育訓練(1月開催)、検査官基礎研修(3月開催)において実施した。これらの勉強会や講義を通じ、3相互影響の確認に当たったの考え方や、他分野の知識を共有することで、職員の知識の向上に努めた。 3Sに関する業務内容や相互影響に係る教育を、検査官勉強会(令和7年4月開催)、原子力安全人材育成センターが行っている初学者向け講義(令和7年5月及び8月開催)、審査官資格継続教育訓練(1月開催)、検査官基礎研修(3月開催)及び保障措置査察資格継続セミナー(令和8年3月開催)において実施した。これらの勉強会や講義を通じ、3S相互影響の確認に当たったの考え方や、他分野の知識を共有することで、職員の知識の向上に努めた。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 想定どおり実施することができた。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き関係課等で連携し適切に実施していく。 |
| <p>②セキュリティバイデザインやNMACの観点から、核セキュリティと原子力安全及び保障措置との更なる連携のあり方について検討を進める。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 核セキュリティと原子力安全の更なる連携のあり方の検討に資するために、設計段階からの核セキュリティの考慮(セキュリティバイデザイン)に関する事業者との議論を進める。(II) | <ul style="list-style-type: none"> (・設計段階からの核セキュリティの考慮(セキュリティバイデザイン)について、事業者との意見交換を実施したか。) 建替原子炉の設計に関する事業者との技術的意見交換に係る面談を実施し、設計段階からの核セキュリティの考慮に関して意見交換を実施した。 令和8年度第2回原子力規制委員会臨時会議(令和8年4月1日)において、意見交換の内容を報告するため、必要な作業を行った。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 想定どおり進捗している。 | <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度第2回原子力規制委員会臨時会議(令和8年4月1日)に報告済み。今後、事業者の検討が進んだ段階で新たな論点や事業者側から提案があった場合等には、必要に応じて改めて意見交換を行う。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 核セキュリティと保障措置の更なる連携のあり方の検討の一環として、核セキュリティのための核物質の計量及び管理(NMAC)について、導入可能性の検討を進める。(II) | <ul style="list-style-type: none"> (・NMACによって得られる実益とその導入の実現可能性について判断材料を得ることができたか。) 諸外国の規制動向調査を行うなどNMACに関する海外調査等を実施し、制度的課題の精査を進めた。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 想定どおり進捗している。 | <ul style="list-style-type: none"> 判断材料を得るための調査を継続するとともに、次年度において引き続き制度的課題の精査を行い、導入可能性の検討を進める。 |

令和7年度原子力規制委員会年度業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性（政策評価書）

| | | | | | | | |
|-------------|-----------------------------------|-----------|------------------------------------|-------|--|-------|-------|
| 施策名 | 4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明 | | 施策に関する内閣の重要政策 (施政方針・閣議等のうち主なもの) | | 原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2025 | | |
| 評価 | | | 目標設定の考え方・根拠 | | 原子力規制委員会第3期中期目標 令和7年度原子力規制委員会年度業務計画 | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| | 予算の 状況 (百万円) | 当初予算(a) | 7,251 | 7,259 | 6,935 | 6,883 | 5,795 |
| | | 補正予算(b) | 662 | 493 | 79 | 0 | 253 |
| | | 繰越し等(c) | 85 | ▲0.2 | 889 | 117 | |
| | | 合計(a+b+c) | 7,998 | 7,752 | 7,903 | 6,949 | |
| 執行額(百万円) | | 7,226 | 6,886 | 7,283 | 6,698 | | |

■各施策の進捗等の評価

| | | | | | |
|---|--|--|----|---|-----------------------|
| 成果目標 | (1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に係る規制を厳正かつ適切に実施することにより、安全及びセキュリティの観点から重大な事象を発生させない。また、規制手法の継続的な改善に取り組むとともに、同発電所のリスクの所在を把握した上で、東京電力が安全を確保しつつ着実に廃炉を進めるよう指導する。 | | | | |
| 施策目標 | 原子力規制委員会年度業務計画 | 年度業務計画の進捗状況 (年度業務計画に基づく施策の取組状況について、評価の視点への対応を踏まえて記載する。) | 評価 | 評価結果の理由、要因の分析 | 次年度の取組の方向性等 |
| ①東京電力福島第一原子力発電所の実施計画に係る審査及び検査を厳正かつ適切に実施する。 | ・東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について、審査を厳正かつ着実に実施する。(I) | (・実施計画の変更認可申請に対する審査について公開されている1F技術会合の場を活用するなど、滞りなく、厳正かつ適切に審査を実施したか。) ・実施計画の変更認可申請について、14件の認可を行い、着実に実施計画の審査を進めることができた。(14件新規で申請を受理し、現時点の審査中件数は12件)。 ・実施計画の審査に当たっては、特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合(以下「1F技術会合」という。)を活用するとともに、申請内容に関連する施設の現地調査を行うなど、着実な審査に向けた取組を行った。 | A | ・想定どおり、厳正かつ着実な審査を進めている。 | ・引き続き実施する。 |
| | ・改正した実施要領に基づき、実施計画の遵守状況について厳正かつ適切な検査等を実施する。また、トラブルが発生した場合は適切かつ迅速に対応する。(I) | (・令和5年度から連続して発生したトラブル事案等を踏まえた東京電力による改善状況の確認を含め、実施計画の遵守状況の検査を適切に実施できたか。) (・トラブルが発生した場合は、適切かつ迅速に対応できたか。) ・改正した実施要領に基づき、実施計画の遵守状況について、厳正かつ適切な検査等を実施した。具体的には、令和5年度から連続して発生したトラブル事案等を踏まえた東京電力による改善状況の確認など、年度の検査方針に基づき、保安検査・施設定期検査等を実施した。また、申請に応じ使用前検査、溶接検査を実施した。 | A | ・想定どおり、状況に応じた検査を行っている。 | ・引き続き実施する。 |
| ②審査・検査の運用実績を踏まえ、施設状況の変化やリスクに応じたグレーデッドアプローチの考え方をより一層反映して審査・検査の制度を改善していく。 | ・1F実施計画審査に係るガイドの策定や検査の枠組みに係る規則等の改正について検討を進める。(II) | (・これまでの審査実績を踏まえた実施計画の記載事項や1FにおけるLCOの考え方などを盛り込んだ実施計画審査に係るガイドの策定や検査の枠組みに係る規則等の改正について、公開の会合である特定原子力施設監視・評価検討会や特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合等で東京電力や外部有識者と議論しつつ、検討を進め、原子力規制委員会に付議できたか。) ・1F審査・検査見直しについて、令和7年10月29日の原子力規制委員会において今後の見直しの全体像について了承した。同年12月10日の原子力規制委員会及び令和8年2月18日の原子力規制委員会において、これまでの審査に係る実績や知見を整理・集約した審査実務要領の策定及び実施計画検査の枠組みを整理した1F規則、1F告示、使用前検査に係る指示文、実施計画検査実務要領の改正等を行った。 ・審査実務要領及び実施計画検査の枠組みの見直しについては、1F技術会合及び特定原子力施設監視・評価検討会(以下「1F検討会」という。)などで事業者・外部有識者と議論しつつ検討を進めた。 | S | ・実施計画の審査については、これまで10年程度積み上げてきた審査の事務手続や審査内容など審査に係る実績や知見を集約し、審査官が効果的・効率的に審査を進める上で参考となる審査実務要領を作成することができた。 ・実施計画の検査については、1F規則等の改正により、溶接検査、使用前検査及び施設定期検査を一体化するなどの検査の枠組みを整理し、リスクに応じてより柔軟な検査が可能となる制度へと改善することができた。 | ・次年度から見直し後の制度運用を開始する。 |
| | ・令和7年度から実施する原子力規制検査の手法の導入については、効果的に東京電力の取組を監視できるよう制度を運用する。(II) | (・令和7年度から実施する原子力規制検査の手法の導入について、効果的に東京電力の取組を監視できるよう制度を運用し、品質マネジメントシステム及び廃炉プロジェクトマネジメントに関して横断的な視点による監視を行うことができたか。また指摘事項があった場合は重要度評価および深刻度評価を実施し、重要度評価によって「追加対応あり」となったものに対しては追加的な対応を実施することができたか。) ・今年度から導入している原子力規制検査の手法については、まだ検査指摘事項となる事象は生じていないものの、気付き事項のスクリーニングなど現地検査官と原子力規制庁で密にコミュニケーションをとっている。 | A | ・想定どおり、現地検査官と原子力規制庁で密にコミュニケーションを取って、運用を進められている。 | ・引き続き実施する。 |

| | | | | | |
|---|--|---|---|--|---|
| ③特定原子力施設監視・評価検討会等により、廃炉作業の進捗及びリスク低減状況を監視するとともに、中期的リスクの低減目標マップに記載の目標達成状況を定期的にフォローし、リスクの高止まりが懸念される場合など必要に応じて東京電力に対し指導を行う。 | ・中期的リスクの低減目標マップに示した2033年度に実現すべき姿に対する東京電力の取組の進捗状況を監視し、必要な指導を行う。(I) | (・中期的リスクの低減目標マップに示した2033年度に実現すべき姿に対する東京電力の取組や、特に時期を定めて達成すべきとしている目標に対する取組の進捗状況を監視し、必要な指導を行ったか。) ・1F検討会にて、中期的リスクの低減目標マップに示された目標に対する東京電力の取組の監視・指導を行った。また、検討会の最後には、当該会合の中で合意した事項、指摘した事項等をまとめた資料を作成し、その場で出席者間に共有して認識の共有を図る運用を今までどおり継続的に行った。 ・特にリスクマップに示す目標については、東京電力の対応に遅れがある項目を確認し、設計や工程などの検討が具体化する中で追加的な検討等の必要性が生じたことにより延期するものであり、リスクマップの主要な目的である2033年度までに実現すべき姿に対しては影響がないことから、引き続き東京電力の取組を監視・指導していくこととした。また、令和8年2月25日の原子力規制委員会にて、リスク低減活動の進捗を反映した更新版を了承した。 | A | ・想定どおり、1F検討会において、東京電力の取組・監視を行うことができた。 | ・引き続き東京電力の取組の監視・指導を行いつつ、年度内にリスクマップの改定を行う。 |
| | ・東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業で生じた固形状の放射性物質に関して、中長期的な観点で東京電力の取組を監視するとともに、必要な助言・指導等を行う。(II) | (・水処理二次廃棄物の固化方法検討に向けた取組、瓦礫等の濃度評価方法検討に向けた取組、建屋解体に係る汚染調査、固化や濃度管理への移行のために必要な分析が着実に進捗するように技術面や規制制度の観点から監視・指導することができたか。) ・水処理二次廃棄物の固化方法の検討等に関しては、1F技術会合の議論を踏まえ、原子力規制庁の見解を示し、今後の東京電力における検討の留意点など指摘している。 | A | ・想定どおり、東京電力の検討状況に応じて、面談を行い、議論を進めている。 | ・引き続き実施する。 |
| | ・燃料デブリ本格取り出しの工法に関する安全確保策のあり方について、NDF及び東京電力と1F技術会合の場で議論を進める。(III) | (・燃料デブリ本格取り出しの工法に関する安全確保策のあり方について、NDF及び東京電力と1F技術会合の場で議論を行えたか。) (・NDF及び東京電力からの燃料デブリ本格取り出しに関する議論を踏まえ、必要に応じて、安全確保の考えを示すことができたか。) ・燃料デブリ本格取り出しの工法に関する安全確保の在り方については、1F技術会合にて東京電力と意見交換を行い、1Fに対する規制についての共通理解を得た。またこの内容について、令和7年度第27回原子力規制委員会(令和7年8月27日)にて報告があった。今後は東京電力の検討に応じて、本意見交換を継続することとした。 | A | ・想定どおり、東京電力と意見交換を行い、1F技術会合において、1Fに対する規制についての共通理解を得ることができた。 | ・引き続き東京電力の検討に応じて、本意見交換を行う。 |

| 成果目標 | (2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の調査分析を進め、得られた知見を国内外に発信するとともに、必要に応じて規制に反映する。 | | | | |
|---|--|---|----|--|--|
| 施策目標 | 原子力規制委員会年度業務計画 | 年度業務計画の進捗状況 (年度業務計画に基づく施策の取組状況について、評価の視点への対応を踏まえて記載する。) | 評価 | 評価結果の理由、要因の分析 | 次年度の取組の方向性等 |
| ①国内外の外部専門家を活用した東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析を継続し、必要に応じて得られた知見を規制に反映する。 | ・令和3年度に方針決定した今後の事故分析の進め方に基づき、必要な現地調査、検討会、専門家や外部機関との協力等により事故分析を進め、1号炉ICに関する分析や1号炉シールドプラグの変位等の事故調査・分析の検討内容について報告書に取りまとめる。また、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図る。(II) | (・決定した方針に基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進めることができたか。) (・事故調査・分析の検討内容を報告書に取りまとめることができたか。) (・東京電力福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、円滑な進捗に資することができたか。) (・専門家や外部機関との協力について、委託等研究を通して成果を出すことができたか。また、予算を適切に運用することができたか。) ・東京電力による事故分析の進捗状況について、面談や会合等を通じて確認した。また、1F等にて計12回の現地調査を実施し、原子炉建屋の階層ごとの汚染分布を取得するためのサンプルの採取等を実施しつつ、必要な委託調査等の契約手続を適切に実施した。 ・委託業務や事故調査検討会等により、国内専門家の知見を活用しつつ、国際的に注目度が高い1F事故に関する技術的な新知見を獲得し、それらを令和7年9月4日の事故分析検討会にて報告書を取りまとめ、令和7年第31回原子力規制委員会(令和7年9月17日)にてその内容について了承した。 ・令和7年度第54回原子力規制委員会(令和8年1月28日)にて事故調査における短期及び中長期の取組の基本方針について了承した。 | S | ・関係各所・アカデミア等との調整を進めつつ、事故分析を進め、(S)国際的に稼働中の原子炉や次世代炉の設計に対する知見反映の観点から注目度が高い1F事故に関する技術的な新知見を獲得し、想定以上の事故調査・分析の内容を報告書に取りまとめることができた。 ・具体的には、1号炉ICについて津波到来後の電源喪失によって機能が喪失していると考えられていたところ、温度計の取付位置から配管内部に蒸気が流入したことにより、タンク水が減少した可能性を推察することで、原子炉の冷却に貢献していた可能性が高いことが分かった。また、コンクリート消失について、コンクリートの損傷が起きた一方で鉄筋の損傷が見られず、事故時の環境条件が分からなかったところ、鉄筋コンクリート造としての構造安定性及びセメント・骨材等の構成材料の | ・調査の主要項目のうち、規制庁が自ら継続調査する必要があるものに加え、新たに判明した重要性の高い事項に関する調査・分析を、関係機関・アカデミア等との協力を得ながら実施する。 |

| | | | | | |
|---|---|--|---|---|--|
| | | | | 物質特性の2つの視点で分析を実施することで、セメントにおける低温での構造相転移等の現象の寄与の可能性のあることが分かった。さらに、1号機ベントに係るモニタリングポストの分析について、放射性物質を含む白煙が大気拡散により、上下に大きく蛇行する様子を再現した解析結果が得られ、ベントにより放出された放射性プルームの挙動を世界で初めて解析的に分析できる見通しが見出された。 | |
| | ・東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析から得られた知見について、規制対応の要否について検討する。(I) | (・東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析から得られた知見について、規制上の取扱いに係る検討を進めることができたか。) ・東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析から得られた知見のうち、今後検討するとしていたベント機能、減圧機能及び隔離機能に係る知見について、令和7年度第4回原子力規制委員会(令和7年4月16日)において、規制上の取扱いの考え方を了承した。また、面談(令和7年4月25日)において事業者に対し当該考え方を伝達した。 ・東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析から得られた知見については、随時規制上の取扱いに係る検討を進めており、現時点においては規制基準などに反映する必要があるものは確認できていない。 | A | ・想定どおりに実施できている。 ・想定どおり、随時規制上の取扱いに係る検討を進めている。 | ・引き続き、東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析から新たな知見が得られた場合には、規制対応の要否について検討を行う。 |
| ②国際会議への参加等を通じて、事故調査・分析で得られた知見を国内のみならず海外へ発信する。 | ・事故調査・分析の検討内容について、日本原子力学会やFACE会合等へ参加し、積極的に国内外に発信する。(I) | (・国内外への発信として、国内学協会等又は海外規制機関等の会合に参加できたか。) ・5月及び11月のFACEプロジェクト、9月の原子力学会、11月のDOE-Forensicsにて事故調査・分析に係る検討内容について発信・共有し、議論した。また、事故調査で得た3Dデータなど事故調査・分析で得られたデータ等についてデータベース化を進めた。 | A | ・想定どおり、事故調査・分析の検討内容について、積極的に国内外に発信した。 | ・引き続き実施する。 |

| 成果目標 | (3) 福島県を中心とするモニタリングを確実に実施し、国内外に分かりやすく情報発信する。 | | | | |
|--|--|---|----|---|---|
| 施策目標 | 原子力規制委員会年度業務計画 | 年度業務計画の進捗状況 (年度業務計画に基づく施策の取組状況について、評価の視点への対応を踏まえて記載する。) | 評価 | 評価結果の理由、要因の分析 | 次年度の取組の方向性等 |
| ①福島県を中心とする陸域及び海域において、これまでの放射線モニタリング結果を踏まえた最適なモニタリング体制を構築するとともに、モニタリングデータの科学的評価も含め、総合モニタリング計画に基づく放射線モニタリングを着実に実施する。 | ・「総合モニタリング計画」に基づき、福島県の環境一般のモニタリングや、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域等のモニタリングを実施する。また、その結果を取りまとめ、科学的な評価を実施する。(I) | (・モニタリング調整会議の下、総合モニタリング計画に定められた項目の陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施するとともに、新たに科学的評価をする体制を構築し、評価を実施できたか。) ・JAEAへ航空機モニタリング及び歩行・定点サーベイをはじめとした陸域測定について指示し、測定及び解析・評価等の監督を行うとともに、得られたデータのWeb公開、「環境モニタリング結果の解析について」として四半期ごとの結果公表、福島県内における無人航空機運用の実現可能性を令和6年度に引き続き検討した。 ・東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾において海水及び海底土のモニタリングを実施した。 ・取得データの科学的評価を行う体制を構築した。各委託事業において取得データの科学的評価を実施した。 ・自治体の要望を踏まえつつ、生活行動パターンを想定したモニタリング等を実施し、令和6年度の結果、評価について、令和7年5月に大熊町、葛尾村、富岡町、浪江町及び双葉町に説明した。 ・昨今の状況を踏まえ総合モニタリング計画を3月に改定した。 ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和7年6月20日閣議決定)に基づき、モニタリングポストの配置の適正化を図るために福島県や市町村と意見交換を行った。 ・令和7年度第28回原子力規制委員会(令和7年9月3日)の報告資料(2024年までの福島県における可搬型モニタリングポストの年間平均値の推移)並びに自治体個々の空間放射線量率のこれまでのトレンド及び現状をまとめた資料を用いて、令和8年2月までに福島県内の全59の市町村に対して説明を行った。 ・3,434台のモニタリングポストについて、安定した測定を維持するため、老朽化が著しいモニタリングポストの修繕等を計画的に実施しており、令和7年度は約250件の修繕や交換を行った。 ・次世代モニタリングポストについては、コスト面の改善を図るため電柱設置の試作機を用いた実証試験やフィンランドやフランスに対しヒアリングを行うなどしてモニタリングポストの仕様を検討した。 | A | ・総合モニタリング計画に基づき計画通りの環境放射線モニタリングを行い、その結果を公表しており、想定どおり進捗している。 | ・引き続き総合モニタリング計画に基づく環境放射線モニタリングを実施するとともに、モニタリングポストの運用について検討を進める。 |

| | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> また、モニタリングポストの配置を検討するためのアンケート案を作成し、福島県内に居住する3,000名に対してアンケート調査を行い、調査で得られた結果に関して詳細に分析を行ったことで、日常における福島県民の環境放射線モニタリングを含むモニタリングポストに対する考え方を把握した。 サーベイメータについては点検に際して発出した事務連絡において余剰となっているものの返還を促す文言を追記した。結果、5市町村から10台の返還希望があり、点検校正後原子力規制庁保管品とした。保管品については今後貸出し中のサーベイメータに不良が発生した場合の予備とする。 | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金や福島再生加速化交付金を通じて福島県や県内自治体による放射線モニタリングを支援する。また、これらの交付金について、福島県等と調整を行い、効果的かつ効率的に事業を実施させる。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・関係省庁や地方公共団体との調整の下、福島県や県内自治体による放射線モニタリングを支援するための交付金を、事業が効果的・効率的に実施されるよう交付内容の精査を行い、的確に交付できたか。) 基金事業の進捗状況を把握するため、書面確認及びヒアリングを実施した。 福島県における自己点検の推進や基金事業の実施体制の整備状況のヒアリングを行った。 交付決定においては、事業内容の精査を行い、金額の妥当性を確認し、額の確定においては、実績報告書の内容を精査し、適正に執行されていることを確認した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 基金事業である原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金の執行状況の把握や、福島再生加速化交付金の必要な交付を実施できており、想定どおり進捗した。 | <ul style="list-style-type: none"> 原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金や福島再生加速化交付金について必要な交付を行い、今年度に引き続き執行状況の把握や適正な管理に努めていく。 |
| ②IAEA及び関係省庁と連携し、福島県を中心とするモニタリングに関する状況を国内外に的確に発信する。 | <ul style="list-style-type: none"> 「総合モニタリング計画」に基づき実施したモニタリングの結果を分かりやすく遅滞なく公表する。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・モニタリングポストについては、取得したデータを放射線モニタリング情報共有・公表システム(RAMIS)において常時公開できたか。) (・解析を必要とするモニタリングについて、解析終了後速やかに公表できたか。) (・モニタリングの結果を、マップやグラフを用いて情報発信したか。) 東京電力福島第一原子力発電所事故から約15年を迎えようとしており、手始めに原子力規制委員会で実施しているモニタリングを総括することとし、陸域のモニタリングポスト測定値の現状を取りまとめた。福島県に設置している約700台の測定値から7地域別の空間放射線量率の平均値の年度ごとの推移を示し、全国の水準放射能調査で得られた年間平均空間放射線量率の値と比較するという、これまでにない新しい見せ方をすることで、福島県における外部被ばくに係るわかりやすい資料を作成した。また、当該資料は令和7年度第28回原子力規制委員会(令和7年9月3日)にて公表した。 令和7年度第28回原子力規制委員会(令和7年9月3日)の報告資料(2024年までの福島県における可搬型モニタリングポストの年間平均値の推移)並びに自治体個々の空間放射線量率のこれまでのトレンド及び現状をまとめた資料を用いて、令和8年2月までに福島県内の全59の市町村に対して説明を行った。【再掲】 陸域及び海域ともに測定が終了したものから、数値の確認等を行い、原因分析に必要なデータがあれば分析の上、WEB公開を行った。 広報室と調整し、原子力規制庁HPのトップページから、環境放射線モニタリングの結果等の情報を発信している「東日本大震災以降の環境放射線モニタリング情報(RAMDAS)」や「放射線モニタリング情報共有・公表システム(RAMIS)」等のサイトを直接参照できるようにし、モニタリングデータへのアクセス性を向上させた。 関係機関ごとに公表しているモニタリングデータについてRAMDAS上にデータ集約して表示することを可能にした。また、RAMDAS上でこれまで文字情報で表示していた測定項目について、より直感的に理解できるよう、ピクトグラムを用いた視覚的表示へと改めるなど、利用者の利便性向上等を図る改修を行い、3月10日より運用を開始した。 海域モニタリングが国際安全基準にのっとったものであるとIAEAレビューミッション報告書の中で高い評価を受けた。 令和7年度第22回原子力規制委員会(令和7年7月23日)の、環境放射線モニタリング情報のわかりやすい発信に関する取組についての議論を踏まえ、放射線モニタリングの情報を国民にわかりやすく発信するため、HPの改良や環境放射線に関するチラシ・ポスターの作成を行った。チラシについては5000部作成しそのうち約4000部を総合防災訓練や自治体訓練等を通じて、施設周辺の住民に配布した。これによりRAMDASについて広く周知した。 自治体の要望を踏まえつつ、生活行動パターンを想定したモニタリング等を実施し、令和6年度の結果、評価について、令和7年5月に大熊町、葛尾村、富岡町、浪江町及び双葉町に説明した。【再掲】 令和7年度において障害等による計画外のシステム停止を発生させることなく安定稼働を維持した。RAMISへのデータ伝送も維持し測定結果の常時公開ができた。また、令和8年度末に予定している放射線モニタリングデータ統合システムの廃止(放射線モニタリングプラットフォームに機能を吸収)に向けて、基本設計を取りまとめた。 | S | <ul style="list-style-type: none"> 福島の復興のためには、放射線の現状について福島県民を始めとする国民に幅広く知らせることが重要である。東京電力福島第一原子力発電所事故後に実施してきた環境放射線モニタリングについて、結果の公表は行ってきたところであるが、事故から15年に当たり、さらなる積極的な情報発信のため、福島県における空間放射線量率の経年変化と現状を、線量率マップや、モニタリングポスト測定結果のトレンドグラフで図示した。トレンドグラフにはモニタリングポストの線量分布(ヒストグラム)、全国の空間放射線量率の範囲との比較といった要素を加え分かりやすく示した。加えて、当該資料を用いて福島県内の全59の市町村に対して対面での説明を実施し、福島の放射線に関する現状について客観的な実態を改めて認識いただけたとともに、地元住民がモニタリングポストの維持について問題意識を持つようになるなど、今後の地元住民との対話や情報発信において重点を置くべき点について共通認識を得られたという点で意義があるものと考えられる。 | <ul style="list-style-type: none"> 令和8年3月11日で東京電力福島第一原子力発電所事故から15年の節目を迎えることから、令和8年度第1四半期に15年間のモニタリングの取組と地形による違いなども含めた放射線の変化を分かりやすく取りまとめ、情報発信していく。これにより15年間の放射線モニタリングを総括し、今後のモニタリングの方向性を明らかにしていく。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 海域のモニタリングについて、IAEAの枠組みの下で実施される分析機関間比較や追加的モ | <ul style="list-style-type: none"> (©IAEAによる分析機関間比較(ILC)及び追加的モニタリングがそれぞれ1回以上実施されるよう、関係省庁との必要な調整を行えたか。) | A | <ul style="list-style-type: none"> 天候や国際調整等複雑な要因があったが、想定どおり海域モニタリングを実施することができた。 | <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度以降も引き続きIAEAの取組に協力していく。 |

| | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|
| | <p>ニタリングに、関係省庁と連携して対応する。(I)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年9月に、IAEAによる分析機関間比較(ILC)及びALPS処理水に関する海域モニタリングに関するILCを適切に実施した。 ・令和7年9月に実施された第5回目の追加的モニタリングについて、適切に実施されるように対応した。令和6年10月に実施した追加的モニタリングに関するIAEA報告書が令和7年6月に公表され、これについて令和7年度第14回原子力規制委員会(令和7年6月11日)にて取り上げた。 ・令和8年2月に実施された第7回目の追加的モニタリングについて、適切に実施されるように対応した。 ・令和7年度第57回原子力規制委員会(令和8年2月10日)に、福島海域モニタリングの状況について報告した。 | | | |
| | <p>・IAEAレビューミッションで指摘されたモニタリングデータの一元化やIAEAの海域モニタリングシステムへの自動データ伝送を行えるようシステムの改修を進める。(II)</p> | <p>(・令和7年度中にモニタリングデータの一元化に資する現行データベースの改修を完成させられたか。)</p> <p>(・IAEAの海域モニタリングシステムへの自動データ伝送を実現するため、関係省庁等の公表データのデータベースの自動取り込み方法の検討を行うとともに、IAEAへのデータ伝送方式についてIAEAとの合意を得ることができたか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関ごとに公表しているモニタリングデータについてRAMDAS上にデータ集約して表示することを可能にした。また、RAMDAS上でこれまで文字情報で表示していた測定項目について、より直感的に理解できるよう、ピクトグラムを用いた視覚的表示へと改めるなど、利用者の利便性向上等を図る改修を行い、3月10日より運用を開始した。【再掲】 ・IAEAの海域モニタリングシステムへの自動データ伝送を実現するため、関係省庁等の公表データのデータベースの自動取り込み方法の検討やIAEAからの要求に適時に対応できるアプリケーション・インターフェイス(API)の開発を進め、IAEAへの情報提供を、APIを通じて行えるようにした。また、令和7年度第57回原子力規制委員会(令和8年2月10日)で検討状況の報告があった。 | A | <p>・IAEAと調整を行い、IAEAと我が国の双方にとって満足のいくデータベースの構築に向け順調に取組を進めている。</p> | <p>・IAEAレビューミッション報告書でも重要な取組であると指摘されており、完成に向け努力していく。</p> |

令和7年度原子力規制委員会年度業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性（政策評価書）

| | | | | | | | |
|-------------|-------------------------|-----------|-------------------------------------|--------|--|--------|--------|
| 施策名 | 5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施 | | 施策に関する内閣の重要政策 (施政方針・施政報告のうち主なもの) | | 原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2025 | | |
| 評価 | | | 目標設定の考え方・根拠 | | 原子力規制委員会第3期中期目標 令和7年度原子力規制委員会年度業務計画 | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| | 予算の 状況 (百万円) | 当初予算(a) | 16,832 | 16,017 | 16,671 | 16,896 | 15,543 |
| | | 補正予算(b) | 3,436 | 4,436 | 4,962 | 6,294 | 7,114 |
| | | 繰越し等(c) | 1,161 | ▲850 | ▲1,971 | ▲3,472 | |
| | | 合計(a+b+c) | 21,429 | 19,603 | 19,661 | 19,717 | |
| 執行額(百万円) | | 18,840 | 17,600 | 19,072 | 19,323 | | |

■各施策の進捗等の評価

| | | | | | |
|--|---|--|----|------------------|---------------------------|
| 成果目標 | (1)国際放射線防護委員会(ICRP)等からの最新の知見の取り入れについて、放射線審議会における審議を着実に進め、必要に応じてその内容が関係法令等に反映されるようにする。 | | | | |
| 施策目標 | 原子力規制委員会年度業務計画 | 年度業務計画の進捗状況 (年度業務計画に基づく施策の取組状況について、評価の視点への対応を踏まえて記載する。) | 評価 | 評価結果の理由、要因の分析 | 次年度の取組の方向性等 |
| ①放射線障害防止に関する技術基準の斉一化を図るため、放射線審議会を着実に運営するとともに、放射線審議会において、自然起源放射性物質(NORM)に対する放射線防護の考え方、内部・外部被ばくに関する実効線量係数等の見直しを行うなど、ICRP2007年勧告・IAEAの文書等の国内外の新たな知見等を踏まえた報告書、技術指針等の策定・更新を進める。 | ・放射線審議会の事務局として、放射線審議会の議論・指摘を踏まえ、ICRP2007年勧告・IAEAの文書の反映等に係る審議の調整を行う。また、関係省庁との連携を適切に行うため、関係省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を適宜共有する。 (I) | ・放射線審議会の調査審議の取りまとめに貢献するとともに、関係省庁との適切な情報共有を行うため、審議に資する資料の作成など、放射線審議会の定期的な開催のための準備を行ったか。 ・放射線審議会第166回総会を令和7年4月、第167回総会を同年6月、第168回総会を同年9月、第169回総会を令和8年1月に開催し、新報告書「自然起源放射性物質に対する放射線防護の基本的考え方」の策定や職場環境におけるラドンに係る審議、放射線防護に係る国際動向や東京電力福島第一原子力発電所事故後の原子力災害対策の考え方等を報告するなど、放射線審議会の調査審議に貢献するとともに、放射線審議会関係省庁連絡会を開催し、関係行政機関との情報共有を行った。 | A | ・想定どおり実施することができた | ・引き続き審議会事務局としての業務を遂行していく。 |
| | ・自然起源放射性物質(NORM)に対する放射線防護の考え方、外部・内部被ばくに関する実効線量係数等の見直し、航空機乗務員等の宇宙線被ばく管理に関して、一定の成果を取りまとめる。(II) | ・放射線審議会での審議内容を適切に反映して報告書等の作成に向けた検討を着実に進め、放射線審議会の審議に資する資料を作成したか。 【 ・自然起源放射性物質(NORM)に対する放射線防護の考え方について、令和7年9月の放射線審議会第168回総会において、新報告書「自然起源放射性物質に対する放射線防護の基本的考え方」の最終審議を行い、報告書を取りまとめた。 ・外部・内部被ばくに関する実効線量係数等の見直しについて、事務局内で「外部被ばく及び内部被ばくの評価法に係る技術的指針」の改訂に向けた検討を進めている。 ・航空機乗務員等の宇宙線被ばく管理について、第2回部会を令和7年8月、第3回部会を同年12月、第4回部会を令和8年3月に開催し、「航空機乗務員の宇宙線被ばく管理に関するガイドライン」の改訂に向けた検討を行い、部会報告書を作成し、ガイドラインを改訂した。 | A | ・想定どおり実施している。 | ・引き続き検討を進める。 |

| | | | | | |
|------|--|--|----|---------------|-------------|
| 成果目標 | (2)原子力規制委員会の危機管理体制について即応性を維持するとともに、緊急時対応能力の継続的維持・向上を図り、原子力施設等において事故・トラブルが発生した場合には、迅速かつ適切に対応する。また、原子力事業者の危機管理体制の強化を促すとともに、原子力災害医療体制の充実・強化を図る。 | | | | |
| 施策目標 | 原子力規制委員会年度業務計画 | 年度業務計画の進捗状況 (年度業務計画に基づく施策の取組状況について、評価の視点への対応を踏まえて記載する。) | 評価 | 評価結果の理由、要因の分析 | 次年度の取組の方向性等 |

| | | | | | |
|--|---|---|---|--|--|
| <p>①原子力施設等における事故・トラブルや立地地域での大規模自然災害、原子力艦に係るモニタリングにおける異常値の検出等が発生した場合には、迅速かつ確かな初動対応を確実に実施する。</p> | <p>・原子力施設等における事故・トラブルや立地地域での大規模自然災害、原子力艦における原子力災害の対応等が発生した場合に、原子力施設等の状況把握、関係機関への情報提供等の初動対応を迅速かつ確かな初動対応を迅速かつ確かな初動対応を行う。(I)</p> | <p>(・実発災時や訓練等において、宿日直要員等はマニュアルを活用し、迅速かつ確かな初動対応を行ったか。) (・実発災対応や訓練等を通じて得られた、初動対応における新たな知見、改善点について、適切にマニュアルに反映できたか。) (・宿日直要員等の教育・訓練について、実発災対応等を踏まえて、必要に応じ見直しを行ったか。) (・初動対応時に必要なインフラの整備、管理を適切に行ったか。) (・宿日直体制のあり方について、実発災対応等を踏まえて、必要に応じ改善を行ったか。)</p> <p>・原子力施設等における法令報告事象、その他法令報告に該当しない軽微な事象及び管理下でない放射性物質が発見された場合、マニュアルに基づき、必要に応じ事業者との面談を実施する等、必要な情報収集を行うとともに原子力規制委員や原子力規制庁内関係者へ情報提供を行った。また、これらの情報に関して報道機関等からの問合せがあった場合は、事象の内容に応じて迅速かつ確かな初動対応した。</p> <p>令和7年度発生した法令報告事象は以下の3件であった。</p> <p>(ア) 関西電力から高浜発電所4号機で確認された蒸気発生器伝熱管の損傷 (イ) 福島県立医科大学から管理区域外漏えい (ウ) 日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげんで確認された核燃料物質等の管理区域内での漏えい</p> <p>上記法令報告事象について、事業者等から提出された原因と対策に係る報告書を基に、1件(上記(ア))のINES評価を実施し、結果はレベル0であった。また、IAEAへの報告については、レベル2以上又は国際的に関心の高い事象に該当しなかったことから、報告対象外であった。今後、上記(ア)以外の法令報告事象についても、事業者等から提出された原因と対策に係る報告書を基に、国際原子力事象評価尺度(INES)による評価を実施していく。</p> <p>・令和7年度の立地地域での大規模自然災害等の対応は、情報収集事態3件、情報収集連絡体制強化事象1件及び情報発信開始事象7件であった。これらの事象について、マニュアルに基づき、原子力施設等の異常の有無を確認し、その原子力施設等の状況を内閣官房国家危機管理室等の関係機関に迅速かつ確かな初動対応を行うとともに、報道機関等からの問合せに対応した。他方、令和7年7月26日に発生した核物質防護事案(玄海原子力発電所周辺上空における光の確認事案)を受けて、核物質防護事案に関する通報の在り方や不確かな情報を含む情報発信については、令和7年度第30回原子力規制委員会臨時会議(令和7年9月10日)において、原子力規制庁に対して必要に応じて関係機関や事業者とも調整し、改善策を検討し原子力規制委員会に諮るよう指示した。また、上記臨時会議後の核物質防護事案に係る初動対応の課題への対応状況及び改善策検討中に同事案が発生した場合の対応について、原子力規制委員会臨時会議で報告があった。詳細は次の年度業務計画の進捗状況のとおり実施している。</p> <p>・原子力施設等における事故やトラブル、立地地域での大規模自然災害等の対応を想定し、日々の訓練を通じて対応力の向上に努めた。具体的には、宿日直当番のスキル維持訓練において、訓練のシナリオを日替わりで設定し、多様な事態に対応できるよう訓練内容を工夫するなどにより、初動対応の力量の底上げを図り、組織としての即応体制の強化に貢献した。</p> <p>・実発災対応や訓練等を通じて得られた教訓を生かし、「原子力規制庁初動対応マニュアル～情報収集事態及び警戒事態に至らない大規模自然災害等における原子力規制庁の対応～」の改定(令和7年5月2日改定)、「原子力緊急事態等現地対応標準マニュアル」の改定(同年6月2日改定)及び「原子力災害対策初動対応マニュアル～情報収集事態及び警戒事態における対応～」の改正(同年12月24日改正)を行った。</p> | A | <p>・想定どおり実施することができた。</p> | <p>・引き続き、様々な事態に対し迅速かつ確かな初動対応を行うとともに、多様な事態に対応できるよう訓練を実施してスキルの維持・向上を図る。また、これら対応等を通じて必要に応じ、マニュアルの見直し等を行う。</p> |
| | <p>・令和7年7月26日に発生した核物質防護事案(玄海原子力発電所周辺上空における光の確認事案)を踏まえて、核物質防護事案の初動対応時における対外的な情報発信等に係る改善を図る。(II)</p> | <p>(・改善策の検討にあたり、必要に応じ関係機関や事業者と調整したか) (・対外的な情報発信に係る改善内容を適宜マニュアルに反映したか)</p> <p>・令和7年7月26日に発生した核物質防護事案(玄海原子力発電所周辺上空における光の確認事案)に係る初動対応とその課題及び今後の対応方針について、令和7年度第30回原子力規制委員会臨時会議(令和7年9月10日)で報告があった。また、上記臨時会議後の核物質防護事案に係る初動対応の課題への対応状況及び改善策検討中に同事案が発生した場合の対応について、令和7年度第43回原子力規制委員会臨時会議(令和7年11月20日)で報告があった。</p> <p>・関係機関等との調整を待たずに対応できる改善策として、報道対応強化のための広報室員(広報担当)のERC参集、核物質防護事案において情報発信する際には核物質防護事案担当等に確認を行うこと等について、「原子力災害対策初動対応マニュアル～情報収集事態及び警戒事態における対応～」の改正や宿日直時の手順の見直しを行った。</p> <p>・関係機関等との調整については概ね終了し、その結果を踏まえて取りまとめる改善策の案について、遅滞なく原子力規制委員会で審議する予定である。また、改善策を踏まえた関連マニュアルの改正を計画的に進める。</p> | A | <p>・関係機関との調整については、原子力施設に対するドローン対策等と並行して進めたことから時間を要したものの、概ね方針が決定した。</p> | <p>・引き続き、必要に応じて関係機関や事業者と調整を行い改善策の検討を進め、適宜マニュアルに反映する。</p> |

| | | | | | |
|---|---|--|---|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> 緊急時等の情報発信について、発信対象者を適切に把握し、迅速に正確な情報発信を行う。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・地震、ミサイル発射などといった緊急時において、迅速に正確な情報発信対応ができたか。) 緊急時等において、迅速に正確な情報発信を行った。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 計9件の地震に対して、地震発生から、1時間程度でのNアラート及びX(旧twitter)での情報発信を行った。また、Nアラートにおいては、核物質防護事案で4件、原子力発電所のトラブル情報で1件の情報発信を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> 今後も、地震、ミサイル発射などの緊急事態が発生した際には、Nアラート及びX(旧twitter)を通じて迅速に正確な情報を発信するように努める。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 米国原子力艦寄港時に異常値が検出された場合には原因調査等の初動対応を実施する。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・異常な値が検出された際に2時間以内を目途に原因調査等の初動対応に着手できたか。) 適切な初動対応が図れるよう、原子力艦の初動対応に係る課室員の役割分担を明確にした。また、規程類の改訂に向けて検討を行ったところ、中長期的に検討することが必要と判明したため、令和8年度以降詳細な業務内容を検討する。 原子力艦原子力災害時における初動対応について、内閣府防災と調整を行った。 米国原子力艦寄港中の異常値検出時(9月19日、11月10日、1月27日及び2月16日の4回)において、9月19日、11月10日及び1月27日は2時間以内に原因調査のための初動対応に着手できた。2月16日は2時間以内に原因調査のための初動対応に着手できなかった。そのため、行動基準となる「警報値超え時の対応」を見直し、初動対応の代理対応者を新たに設けるとの再発防止策を講じた。 | B | <ul style="list-style-type: none"> 異常値検出時において、2時間以内に初動対応ができなかった事例があり、運用上の問題が明らかになった。 | <ul style="list-style-type: none"> 新たに講じた再発防止策の機能を確認し運用上の問題を改善していく。 |
| <p>②地震等との複合災害、シビアアクシデント、複数施設同時発災、輸送時の事故など多様な原子力災害を想定した各種教育・訓練を通じ、緊急時対応要員の能力の維持・向上を図る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 各種教育・訓練を通じて緊急時対応要員の能力の維持向上を図る。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえて、各機能班に共通する訓練・研修を示し、それぞれの訓練研修参加計画を管理したか。) (・オンサイトとオフサイトの間の組織的連携の強化に資するオンオフ連携訓練や、委員、幹部が参加する意思決定に係る机上訓練等を実施したか。) (・緊急時対応要員の能力の維持・向上の観点から、ERCプラント班等が関与する事業者防災訓練のシナリオの高度化の検討を行うとともに、当該シナリオに基づく事業者防災訓練に接続してERCプラント班等の訓練を実施したか。) 令和7年4月及び同年7月の機能班別訓練において、緊急時対応要員の能力を維持・向上させるために必要となる各機能班等に共通する訓練等の計画(共通訓練・研修計画)を説明し、各機能班に示すとともに、緊急時対応の能力向上に資する訓練・研修を案内した。また、人事評価(業績評価)の業務目標において、各自が参加する訓練・研修を明確化し、各機能班要員は訓練・研修参加計画を提出させた。緊急時対応に関する業務を業務勤務時間全体の5%と目標設定するとともに、各要員に対して各種訓練・研修の実施日等の案内を行い、訓練参加を促し訓練に積極的に参加させた。その結果、令和7年度において機能班に割り当てられた要員全体で、同目標を達成していることを確認した。また、訓練参加後は参加実績を自己評価させた上で人事評価を行う等、必要なマネジメントを行った。 原子力規制委員・原子力規制庁幹部が出席する高度な意思決定能力を養成するための机上訓練を2回実施した。 令和8年2月17日に、共通訓練・研修計画に基づく、事業者防災訓練連携訓練(オンオフ連携訓練)を実施した。 緊急時対応センター(ERC)、緊急事態応急対策等拠点施設(OFC)、関係道府県及び関係市町村の各拠点が参加する統合原子力防災ネットワークを用いた緊急時通信訓練を内閣府と共同で17地域を対象に実施したほか、各規制事務所において独自の通信訓練も実施し、国と地方自治体が円滑に情報連絡できる体制の維持向上を図った。 令和6年度の各事業者防災訓練の総括結果から、同一地域同時発災などシナリオの高度化について、原子力事業者の訓練計画段階から指導した。また、ERCプラント班の訓練が接続して計画できるよう、全原子力事業者の訓練予定を取りまとめ、担当部署に提供した。 ERCプラント班において、事業者防災訓練の振り返りから、実発災に備えた環境整備を行いつつ、訓練を実施した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> 想定どおり進捗した。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、共通訓練・研修計画に基づく事業者防災訓練連携訓練(オンオフ連携訓練)や、ERC、OFC、関係道府県及び関係市町村の各拠点が参加する訓練について全ての対象地域で実施するなど、各種教育・訓練を通じて緊急時対応要員の能力の維持向上を図る。 |
| <p>③訓練や実働経験を踏まえた対応手順、要領等の継続的改善を図り、その結果を関連するマニュアル等に反映させる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、実働での対応等を踏まえ、原子力災害対策マニュアル等原子力防災に関連するマニュアルや緊急時対応センター等に設置される資機材等の見直し・整備を行う。(I) | <ul style="list-style-type: none"> (・原子力総合防災訓練、事業者防災訓練などの実績、原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チームの検討内容及び地震や事故トラブル発生時の実働での対応を踏まえ、改善策を検討したか。) (・上記検討を踏まえて、原子力災害対策マニュアル等原子力防災に関連するマニュアルや緊急時対応センター等に設置される資機材等の見直し・整備を行ったか。) 令和6年度原子力総合防災訓練で得られた教訓等については、内閣府原子力防災担当とも連携しながら検討を行い、改善点を抽出した。これに加え、これまでの訓練や実発災対応で得られた教訓等を踏まえ、内閣府原子力防災担当による「原子力災害対策マニュアル」(原子力事業所編)の改訂に協力した(令和7年10月10日改訂)。その他、マニュアル類の改定については、施策目標①の進捗状況のとおり実施した。また、通信システムや資機材等については、現在使用している通信システムやERCに設置される資機材の運用に係る維 | A | <ul style="list-style-type: none"> 想定どおり進捗した。 | <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「原子力災害対策マニュアル」(原子力事業所編)の改訂に伴い発生する関連マニュアルの改定やその他必要に応じて改定協力及び改定作業を行うとともに、ERC等に設置される資機材等についても必要に応じ見直し・整備を行う。 |

| | | | | | |
|--|---|--|--|---|--|
| | | 持について適切に行った。 | | | |
| ④放射性同位元素等に係る事故に対応する関係省庁との連携や関連する人材等の確保等に係る取組を行う。 | ・放射性同位元素等に係る事故について関係省庁への情報提供等を行い、事故時の対応に係る人材等の確保等に係る研修等を実施する。(I) | (・関係省庁への情報提供や事故対応の人材確保研修を遅滞なくかつ漏れなく実施したか。) ・研修の実施等に係る委託契約を11月27日に締結し、全国2地域での研修の実施に向けて、研修対象の事業所の選定、研修の実施方法等、委託事業者と調整を行い、予定どおり2地域で実施し、過年度事業のフォローアップを行った。 ・定員要求において、放射性同位元素等に係る事故トラブルへの対応をするために新規増員要求(1名)を行ったが、増員は認められなかった。 ・放射線業務従事者の放射線防護に係る同法の規定に抵触する事案の概要及び改善の状況を取りまとめ、四半期ごとに厚生労働省へ報告を行った。 | A | ・評価の視点を踏まえて実施していると評価できる。 ・令和7年度第1四半期分については、厚生労働省への送付が遅延したが、以降は遅滞なく情報提供を行った。 | ・引き続き、研修を継続できるよう努める。 ・機構定員については、引き続き要求を行う ・引き続き、厚生労働省との連絡体制を継続的に構築し、共有を図る。 |
| ⑤緊急時対応で活用する情報システムの維持管理を行い、緊急時対応等の活動の際に、迅速かつ的確に情報収集・共有できる環境を提供する。 | ・現行(第3次)統合原子力防災ネットワークシステムについて、適切に維持・管理する。(I) | (・統合原子力防災ネットワークシステムの保守事業者及びオフサイトセンター等の維持管理事業者並びに緊急時ネットワーク監視センターから報告されるシステムの不具合について、保守事業者と連携し関係機関との調整の上、遅滞なく対処できたか。) ・報告されるシステム不具合について遅滞なく対処できた。 | A | ・各種点検は着実に実施できており、報告内容の確認や、精算に係る手続についても適時・適切に処理している。 ・不具合が発生した際は保守業者との速やかな連携・措置により、不具合発生時間が可能な限り短くなるよう調整し続けた。 | ・引き続き、発生した不具合について遅滞なく対処していく。 |
| | ・次期(第4次)統合原子力防災ネットワークシステムの令和7年中のシステム完全切替えに向け、更改を確実に実施し、安定的な運用を実施する。(I) | (・統合原子力防災ネットワークシステムの更改を令和7年10月末までに実施できたか。) ・計画どおりシステム更新が完了した。 | S | ・第4次統合原子力防災ネットワークシステムについて、システムの更改に係る調達が複数の業者により行うこととなったが、業者間の調整を適切に行い、緊急時対応が可能な状態を確保しつつ、計画どおり令和7年10月までに更新を完了した。また並行して更改後の保守について、業者間における対応のばらつきや、責任分界の不明確さによる対応の遅延が課題と捉え、各社の役割分担、対応範囲及び連絡・対応手順について主体的に関係者との協議を重ねて整理・調整し、更改後の安定的な運用を行うための保守体制を構築した。 | ・引き続き、整理に基づき、更新後の保守等を実施する。 |
| ・緊急時対策支援システムについて、現行システムを適切に維持・管理するとともに、軽水炉1基の設備更新等に係る改修を実施する。(I) | (・緊急時対策支援システムの稼働状況や原子力施設からのデータの受信状況を常時監視する体制を維持し、不具合発生時は保守事業者や原子力事業者と連携し、遅滞なく対処できたか。) (・令和7年度末までに原子力事業者側の設備更新に合わせた緊急時対策支援システムの改修ができたか。) ・常時監視体制を問題なく維持しており、また当初計画通りに定期点検等保守業務を遂行している。特に問題となる不具合は発生していない。 ・システム改修に係る仕様を確定し、システムの改修部分の作成及びテストを当初計画通り進めている。 | A | ・緊急時対策支援システムの維持・管理を行い、問題なく連続稼働を維持している。 ・システム改修においては改修仕様を確定し、令和7年度末のリリースに向けて改修作業を予定どおり進めている。 | ・当初計画どおり進める。 | |
| ・次期原子力防災システム(NISS)については、緊急時対応における情報収集・共有の課題解決について検討を行い、令和8年度の構築準備を行う。(III) | (・緊急時対応における情報収集・共有の課題解決の検討結果を反映した要件定義を策定し、令和7年度末までに調達手続きを行えたか。) ・要件確定のためプロトタイプを用いた概念検証と試験運用を用い、自治体関係者を含めた合意形成を進めることができています。 | A | ・要件確定のためプロトタイプを用いた概念検証と試験運用を用い、自治体関係者を含めた合意形成を進め、調達手続準備を適切に進めている。 | ・当初計画どおり進める。 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|--|--|
| ⑥原子力災害時に発生する多様な医療ニーズに対応するため、甲状腺被ばく線量モニタリングの測定要員、原子力災害医療派遣チーム、線量評価等を行う専門人材等の確保を行う。 | ・甲状腺被ばく線量モニタリング測定要員を確保するため、要員の養成に必要な研修の簡素化・効率化を進める。(Ⅱ) | (・研修の簡素化・効率化を進めるために内閣府原子力防災担当や立地道府県等との調整を実施したか。) ・研修の簡素化・効率化については行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘もあり、簡素化実現のための「測定手技に特化した研修」「測定作業直前研修」の新設に向けて内閣府原子力防災担当との調整を実施した。その結果、「測定手技に特化した研修」については、必要性を再検討した結果、研修体系への位置付けを見合わせ、今後振り返り等の教材として活用することとした。一方で、「測定作業直前研修」については、簡易な研修として有用性を確認したことから、研修部会において各センターと連携してコンテンツ案の作成を実施した。 | A | ・想定どおり実施することができた。 | ・令和7年の行政事業レビューにおける指摘を受け、各センターとの意見交換を経て、長期的視点に基づく研修計画を策定した。令和8年度以降、当該研修計画に沿って研修を実施する。 |
| | ・原子力災害医療派遣チームについて、線量の指標に係る考え方の整理等を行うとともに、DMAT 等他の医療チームが安心して活動できる環境整備を行う。(Ⅱ) | (・線量の指標に係る考え方の整理に向けて、厚生労働省等と具体的な調整を実施したか。また、他の医療チームの活動支援として、放射線防護に関する学習コンテンツを作成できたか。) ・原子力災害医療派遣チーム等が活動する上での線量限度の考え方について、厚生労働省と具体的な調整を行い、現行制度上の扱いを整理した。また、令和6年度末の原子力災害医療派遣チーム活動要領の改正を受け、必要性・緊急性が指摘された原子力災害時における派遣チームと DMAT 等の連携強化のため、JIHS への必要人員配置に向けた調整を進めた。 | S | ・厚生労働省との調整により、JIHS への人員配置について具体的に定めることができ、派遣チームの体制の整備を一層進めることができた。 | ・DMAT との連携のために確保した令和8年度予算の活用に向け、人員の公募と業務の整理について JIHS との調整を継続して実施する。 |
| | ・線量評価等を行う専門人材等について、高度被ばく医療支援センター間の連携を促すと共に、研修や訓練を通じた人材育成を進める。(Ⅱ) | (・全ての高度被ばく医療支援センターにおいて、研修や訓練により、一定の品質で染色体検査が実施できるようになったか。) ・令和7年5月に発生した玄海原子力発電所での内部被ばく事案に対して、高度被ばく医療支援センターが連携して染色体分析等生物学的線量評価を実施した。併せて線量評価部会において、全ての高度被ばく医療支援センターにおいて一定の品質で染色体分析を実施するための生物学的線量評価に係る統一プロトコールの改定に向けた検討を進めている。また、研修を担当する高度専門人材のこれまでの実績を整理し、育成プログラムや修了認定手続、修了後のキャリア支援のより効果的な在り方に関して検討を開始した。 | S | ・高度専門人材の継続的な確保にむけて、関係者間での会議を立ち上げ、課題の検討を行うなど、これまでの取組の改善について、大きく前進させることができた。 | ・高度専門人材の在り方については、高度被ばく医療支援センターや外部有識者の意見を踏まえ検討を進める。 |
| ⑦原子力事業者の防災体制の構築や緊急事態対応能力向上を目的とした訓練の実施のために原子力事業者へ適切な助言・指導等を行う。 | ・原子力事業者防災訓練の助言・指導に用いている訓練評価指標及び「原子力事業者防災訓練の評価の進め方」について、前年度の実績を踏まえ改定する。(Ⅰ) | (・訓練評価指標の改定の要否を検討したか。) (・「原子力事業者防災訓練の評価の進め方」の改定の要否を検討したか。) (・改定を要する場合、その内容を訓練報告会及び原子力規制委員会で報告したか。) ・訓練評価指標のうち、特に「難易度」に関して考え方をより具体化し、改定した。 ・「評価の進め方」のうち、特に事業者間の事業者防災訓練の日程調整のプロセスについて具体化し、改定した。 ・前述の改定について、案の検討を第17回原子力事業者防災訓練報告会(令和7年7月17日)に行いセットするとともに、令和7年度第25回原子力規制委員会(令和7年8月20日)へ報告を行った。 | A | ・想定どおり進捗した。 | ・令和7年度実施分は終了した。なお、令和8年度の改定に向けて、引き続き対応を実施する。 |
| | ・原子力事業者の緊急時対応要員の緊急時対応能力の向上の観点から、多様なシナリオによる訓練の実施等、事業者防災訓練のシナリオの更なる高度化を図る。(Ⅰ) | (・ERC プラント班等が関与する事業者防災訓練のシナリオについて、以下の要素を考慮しているか。) (1) 地震・津波との複合災害 (2) 複数施設同時発災と報告輻輳 (3) 炉心損傷、ベント等のシビアアクシデント (・訓練が原子力事業者防災計画に定めるとおり実施されたことを確認し、評価を実施したか。) ・令和7年度分の事業者防災訓練に関し、各原子力事業者の訓練計画段階において、複合災害、同一地域同時発災、シビアアクシデントを考慮したシナリオ設定を行っていることを確認した(計40事業者)。 ・令和7年度第25回原子力規制委員会(令和7年8月20日)において、原子力規制委員会が令和6年度分の事業者防災訓練に関し、各原子力事業者の取組の実績を総括・評価した結果の報告を受けた。また、令和7年度分の事業者防災訓練に関しては、計40事業所に対し、事業者防災訓練の実施計画内容について面談により確認した。 | A | ・想定どおり進捗した。 | ・今後、令和7年度未実施の事業者に対する事業者防災訓練が原子力事業者防災計画に定めるとおり実施されたことを確認するとともに評価を実施する。 |

| | | | | | |
|------|-----------------------------|--|----|---------------|-------------|
| 成果目標 | (3) 原子力災害対策指針の継続的な見直しに取り組む。 | | | | |
| 施策目標 | 原子力規制委員会年度業務計画 | 年度業務計画の進捗状況 (年度業務計画に基づく施策の取組状況について、評価の視点への対応を踏まえて記載する。) | 評価 | 評価結果の理由、要因の分析 | 次年度の取組の方向性等 |

| | | | | | |
|---|--|---|----------|---|---|
| <p>①防災訓練における反省点、最新の知見等を踏まえ、緊急時モニタリングや防護措置全般について事故時に十分機能させるための課題を洗い出し、指針に定められた防護措置の運用等の具体化を図るなど、原子力災害対策指針や関連文書を継続的に改善する。</p> | <p>・屋内退避検討チームの検討結果を踏まえ、屋内退避の運用に関する社会の理解がより深まるよう、関連文書の充実化等の取り組みを進める。(Ⅱ)</p> | <p>(・年度内に検討チーム報告書で指摘された事項について、委員会での議論も踏まえ、原子力災害対策指針改正等の具体的な取組を実施したか。)</p> <p>(・屋内退避に対する住民の理解促進に繋がる説明を行うなど、自治体等から寄せられた要望・意見を踏まえた活動を行ったか。)</p> <p>・屋内退避検討チームの検討結果を踏まえ、屋内退避の解除等の内容に関して、令和7年度第29回原子力規制委員会(令和7年9月10日)において原子力災害対策指針の改正について決定し、改正指針は10月3日から適用が開始された。また、新たに、指針関連文書として屋内退避の運用を解説した文書を作成し、パブリックコメントを踏まえ、令和7年度58回原子力規制委員会(令和8年2月18日)において了承し、策定した。あわせて、屋内退避の運用に係るQ&Aを公表した。</p> <p>・原子力災害対策指針の改正及び関連文書の策定に当たっては、自治体や内閣府(原子力防災担当)に対して意見照会を行い、改正案及び文書案への反映や意見に対する回答を行った。また、各地域の原子力防災協議会作業部会等において説明を行ったほか、自治体や原子力災害医療関係者からの要請に応じて住民説明会や原子力災害医療連携推進協議会等にて対応を行った。</p> | <p>S</p> | <p>・屋内退避検討チームの検討結果を踏まえ、指針改正のほかに、屋内退避の運用を解説した文書を作成した上、自治体や住民向けの分かりやすい説明資料を作成・公表した後、自治体等の意見を踏まえ二度改訂を行い、また、関係自治体や関係機関等からの要請に応じて屋内退避の運用に関する説明を行うなどし、屋内退避の運用に係る普及啓発に努めたため。</p> | <p>・複合災害時における屋内退避中も民間事業者の活動が維持できるよう、内原防等の関係省庁と調整を進めていく。</p> |
| | <p>・原子力災害対策指針の防護戦略の課題の洗い出しを行い、その課題の解決方針を策定する。(Ⅱ)</p> | <p>(・年度内にJAEAと協力して洗い出した課題等をまず整理し、実際の事故の際に十分に機能する運用の具体化に資する取組を実施したか。)</p> <p>・防護措置の具体的な運用に関する課題を抽出するため、令和6年度に続き、放射線防護企画課とJAEA/NEAT及びERC各機能班等によるテーマごとの自由討議を複数回実施した。各討議において出された課題については、課題の内容ごとに分類し、一部の課題については課題に対する考え方(案)を作成した。引き続き、防護措置の運用に係る課題の抽出及びそれら課題に対する考え方の取りまとめを進める。</p> | <p>A</p> | <p>・想定どおり進捗している。</p> | <p>・引き続き、防護措置の運用に係る課題の抽出及びそれら課題に対する考え方の取りまとめを進める。</p> |
| | <p>・緊急時の準備と対応に関するIAEA等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。(Ⅰ)</p> | <p>(・国際会議における知見の発信だけでなく、そこで得た海外の最新動向等を踏まえ、我が国の原子力災害に関する制度の改善に資する取組を実施したか。)</p> <p>・IAEAの緊急事態における準備と対応に関する基準委員会(EPreSC)への参画によるGSR Part7の改訂に向けた動向の把握等、その他のIAEA等による国際会議を通じて海外の最新動向等が我が国の原子力災害対応に関する制度の改善に関わるものであるかを確認している。6月16日から18日にかけて開催された第20回EPreSC会合にて、EPreSC所管のDS558(GSR Part7の改訂)を含む8件の文書作成計画書及び安全基準文書案が審議された。内容としては、GSR Part7の防護戦略の枠組みを変えるものではないことを確認している。11月24日から26日にかけて開催されたEPreSC-21においては、EPreSC主管文書案の審議はなかったが、他の委員会の主管文書案に対して意見を提出し、EPreSC主管文書案の策定に向けた作業進捗をIAEAから聴取した。そのほか、他国との間で、互いの国の取組を発表し、情報交換を行うなど、制度の改善に資するものがあるか海外の最新動向の把握を行った。</p> <p>・国際機関の担当と十分な余裕を持って、密に連絡を取ることで、拠出予定額が適正なものとなるよう調整しつつ、適切に手続を進め、スケジュールどおりに拠出手続を進めている。</p> | <p>A</p> | <p>・想定どおり進捗している。</p> | <p>・引き続き、国際会合での情報収集等に努めていく。</p> |
| | <p>・原子力災害対策指針補足参考資料等について、防護措置を機能させるための課題を検討し改善を行う。(Ⅱ)</p> | <p>(・課題について検討し、必要に応じて原子力災害対策指針補足参考資料等の改訂等を行ったか。)</p> <p>・第23回環境放射線モニタリング技術検討チーム会合において、一般社団法人日本電気計測器工業会から予算執行効率化の観点から有用と思われるモニタリング技術について情報収集を行い、費用対効果の高い環境放射線モニタリング実施に資する新知見の導入に向けた検討を実施した。</p> <p>・モニタリングポストの伝送頻度について、バックアップ稼働時の頻度の考え方を「緊急時モニタリングについて」(原子力災害対策指針補足参考資料)へ追記した。</p> <p>・「その他の原子力施設」である人形峠環境技術センター及び東芝エネルギーシステムズ(株)原子力技術研究所周辺における平常時モニタリングについて、第24回環境放射線モニタリング技術検討チーム会合での検討を踏まえ、実施範囲及び主な実施項目を令和8年3月に定めた。</p> <p>・気象要素の把握の要否については気象庁との打合せ等を通じ情報収集した。オンサイトモニタリングについてはETCCを活用した原子力施設から放出された放射性物質の情報取得の可能性についてJAEAとの意見交換を実施した。</p> | <p>A</p> | <p>・モニタリングポストの伝送頻度については検討の内容を補足参考資料に反映できた。緊急時モニタリングについての残された課題については、詳細な検討や調整が必要であり時間のかかるものであるが、着実に検討を進めている。</p> | <p>・費用対効果の高い環境モニタリング実施に資する新知見の導入について積極的に取り組んでいく。</p> |

| | | | | | |
|--|--|--|---|---|----------------------------------|
| <p>②緊急時において適切なタイミングで防護措置が実施されるように、緊急時活動レベルについて施設の特性を踏まえて見直しを検討する。また、施設のリスクを適切に踏まえた冷却告示の運用となるよう、その見直しを検討する。</p> | <p>・実用発電用原子炉及び日本原燃再処理施設に係る緊急時活動レベル（EAL）について、課題整理に基づき改定の方向性及びスケジュールを検討し、個別課題毎に具体的な細部検討に着手する。（Ⅲ）</p> | <p>（・実用発電用原子炉に係る EAL について、課題毎に優先度を設定し、優先度の高い課題について具体的な検討に着手したか。） （・日本原燃再処理施設の EAL について、段階的な検討ステップを設定し、最初のステップの検討として全面緊急事態として判断すべき事象の特定等に着手できたか。）</p> <p>・原子力規制委員会は実用炉の EAL 見直しの検討に着手し、緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合を計3回開催し、「検討の進め方」「米国及び IAEA 基準との比較」及び「屋内退避解除要件の具体化」について議論した。 ・実用発電用原子炉の EAL 見直し等に係る進捗状況について令和8年2月25日に報告を受けた。引き続き、次回会合に向け、代表的な事象進展シーケンスと EAL 該当のタイムラインの整理を実施中である。 ・再処理施設の EAL 見直しに関し、日本原燃と面談を計6回実施し、日本原燃の検討状況を確認した。</p> | A | <p>・想定どおり進捗している。</p> | <p>・引き続き検討を進めていく。</p> |
| | <p>・冷却告示について、対象となり得る施設のリスクを確認し、適切な判断を行い告示に指定する。（Ⅱ）</p> | <p>（・冷却告示について、リスクを確認し、指定を行ったか。） （・冷却告示について、必要に応じて同告示の指定要件の見直しを検討したか。）</p> <p>・福島第二原子力発電所について、廃止措置の進捗状況を面談（計4回）で確認し、原子力災害リスクの低下状況を確認した。 ・冷却告示の指定要件見直しについて、指定要件の考え方を整理し、改定案の作成を行っている。</p> | A | <p>・想定どおり進捗している。</p> | <p>・引き続き検討を進めていく。</p> |
| <p>③原子力災害時における住民の被ばく線量の推定について、東京電力福島第一原子力発電所事故での経験を踏まえ、推定の方法や必要な情報等の整理、実用的な推定手段の検討を進める。</p> | <p>・包括的な線量評価に用いるべきデータについて、その入手可能性、誤差や不確実性などの整理を行い、今後の体制整備に必要な概念整理を行う。（Ⅱ）</p> | <p>（・線量データや行動記憶など包括的な線量評価に必要なデータを整理し、線量推定手法について専門家による一定の合意形成が成されたか。）</p> <p>・包括的な個人の被ばく線量推計等、今後の検討課題について、環境省及び内閣府と意見交換を進める必要があるが、①昨年度末の原子力災害医療派遣チーム活動要領の改正を受けた関係者の反応、②今年度の行政事業レビューでの指摘、③高度専門人材に関する重要課題の浮上という、直近で生じた新たな3課題に特に力を入れて取り組むこととした。そのため、本業務については優先度を下げることとした。</p> | A | <p>・環境省や内閣府と若干の意見交換を行った結果、本業務の優先順位は高くないことを確認した。</p> | <p>・他の業務の進捗等を踏まえ、必要に応じて着手する。</p> |

| 成果目標 | (4) より強靱で機動的なモニタリング体制を構築し、原子力施設周辺を始めとする全国の放射線に関する状況を国民に分かりやすく情報提供する。 | | | | |
|--|---|--|----|--|--|
| 施策目標 | 原子力規制委員会年度業務計画 | 年度業務計画の進捗状況 (年度業務計画に基づく施策の取組状況について、評価の視点への対応を踏まえて記載する。) | 評価 | 評価結果の理由、要因の分析 | 次年度の取組の方向性等 |
| <p>①関係道府県と連携し、平時及び緊急時における原子力施設周辺の放射線モニタリング体制の整備を行うとともに、分かりやすい測定結果の情報発信を実現する。</p> | <p>・原子力発電施設等の周辺における放射線モニタリングについて、放射線監視等交付金を通じて、立地及び隣接道府県の放射線モニタリング体制を整備する。（Ⅰ）</p> | <p>（・原子力発電施設等の立地及び隣接道府県の放射線モニタリング体制整備が効率的・合理的に行われるよう交付内容の精査を行い、的確に交付金を交付できたか。）</p> <p>・令和7年度当初予算分にかかる財務省との実施計画協議及び関係道府県に対する交付決定を早期の6月に実施し、円滑な交付決定手続の改善を図った。 ・限られた予算内で関係道府県のモニタリング体制を充実させるため、関係道府県に対して予算状況及び予算配分方針について8月に全体説明会を2回実施した。 ・また、関係道府県との意見交換及び次年度整備計画の調整等（スクリーニング）を実施し、道府県の状況を綿密に確認しながら次年度に計画されている放射線モニタリング資機材の整備計画を精査した。 ・「放射線監視等交付金の運用の手引き」にのっとり運用をするとともに、過去の運用の実態や道府県からの要望を踏まえ組織体制変更に合わせて7月に手引きの改訂を行った。 ・令和8年度要求額について関係道府県の申請額にシーリングを設け、要求額の精査を実施した。その上で、財務省に対して、すべての関係道府県の資機材集計リストを提示し、老朽化年数を分類する等、わかりやすい説明に努め、予算の窮状について理解を求めた。会計部門の協力を得て、数か月の協議をした結果、当初予算と補正予算で合計約11億円の大幅増額となった。また、予算残額の更なる有効活用のため、道府県に対して周知・指導し、道府県間で交付額を調整した上で変更交付決定を行った。 ・令和7年度補正予算については、短期間で全ての関係道府県と丁寧に調整し、再稼働が近い自治体の強い要請等にも配慮し、不公平な取扱いがないようそれぞれ合意形成を図った上で年内に配分調整が完了し、令和8年3月中旬に交付決定を行った（明許繰越分を除く）。</p> | S | <p>・(S) 令和8年度予算要求について、財務省に対して、すべての関係道府県の資機材集計リストを提示し、老朽化年数を分類する等、わかりやすい説明に努め、予算の窮状について理解を求めた。会計部門の協力を得て、数か月の協議をした結果、当初予算と補正予算で合計約11億円の大幅増額となった。これにより、予算不足により資機材整備が難しくなっていた状況を改善し、確実な放射線モニタリング体制の維持が可能となった。具体的には、以下のとおり。 ・老朽化が進んだ測定機器等を順次更新する。 ・国主導で進めているクラウド技術を活用したシステム統合を進める。 ・サービスを終了する衛星回線の切替えを進める 等 また、令和7年度補正予算については、短期間で全ての関係道府県と丁寧に調整し、再稼働が近い自治体の強い要請</p> | <p>・効率化・合理化を図りつつ、引き続き交付金予算の確保にも取り組む。</p> |

| | | | | | |
|---|---|--|---|---|--|
| | | | | 等にも配慮し、不公平な取扱いがないようそれぞれ合意形成を図った上で年内に配分調整が完了し、3月中に交付決定を行った。 | |
| | ・原子力規制事務所において、関係機関と緊急時モニタリングについての調整等を行うとともに、配備しているモニタリング資機材(モニタリングカーを含む。)の点検、更新等を実施する。(I) | (・緊急時モニタリングに必要な体制・資機材を、EMC運営要領に基づき維持できたか。) ・原子力規制事務所に配備しているモニタリング資機材の点検が適切に実施されていることを確認した。 ・原子力規制事務所に配備しているモニタリング資機材のうち、故障等が発生した資機材やモニタリングカー等については、修理等7件を行った。また、モニタリングカーのタイヤで装着後4年以上経過し経年劣化が認められた26セットを交換した。 ・緊急時モニタリングセンターに配備されるPC計274台を更新した。また、更新したPCについては別拠点に持ち込んで使用できる機能を追加した。 | A | ・緊急時モニタリングのための国の資機材について適切に維持管理ができた。また、PCの効率的な運用も実現できた。 | ・令和8年度以降も適切な維持管理に取り組んでいく。 |
| | ・原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者の放射線測定設備の検査を実施する。(I) | (・原子力事業者の申請に基づき、放射線測定設備の検査を実施し、原則として検査終了後30日以内に検査終了済証を交付できたか。) ・原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者の放射線測定設備の検査について、申請があった5件(中国電力等)を実施し、基準に適合すると認められたため、検査済証を発行した。 ・検査プロセスを検討し、効率的な運用を行った。 | A | ・検査について想定どおり実施できた。また、効率化にも取り組んだ。 | ・引き続き必要な検査を実施していく。 |
| | ・放射線モニタリング情報共有・公表システム(RAMIS)を確実に運用し、わかりやすい測定結果の情報発信を行う。(I) | (ORAMISを稼働率99.9%以上で稼働できたか。) (・運用保守事業者との定例会議等において日々の課題を把握し、対応を遅滞なく行うことで、適切にシステムの維持・管理ができたか。) ・放射線モニタリング情報共有・公表システム(RAMIS)の正常稼働状態を維持した。(年間の稼働率は99.96%) ・放射線モニタリング情報共有・公表システムから、内閣府防災が運用する総合防災情報システム(SOBO-WEB)への、データ連携を維持した。 ・マスターデータの更新有無について関係道府県に定期的に照会をかけた結果の反映等を行い、マスターデータを適正に管理した。 ・令和7年度第22回原子力規制委員会(令和7年7月23日)にて、環境放射線モニタリング情報のわかりやすい発信に関する取組について報告し、委員会での議論を踏まえ、放射線モニタリングの情報を国民にわかりやすく発信するため、HPの改良や環境放射線に関するチラシ・ポスターの作成を行った。チラシについては5000部作成しそのうち約4000部を総合防災訓練や自治体訓練等を通じて、施設周辺の住民に配布した。上記によりRAMISについて広く周知した。【再掲】 | A | ・RAMISの稼働目標を達成し、国民に対しリアルタイムの環境放射線情報を提供することができた。 | ・令和8年度以降も引き続き国民にとって必要な情報を提供できるようRAMISの確実な運用に努める。 ・令和7年度末に次期システムに移行するまで、高稼働率を維持する。 |
| | ・令和8年度からの運用開始に向け、クラウド化も含めた次期RAMISの構築を進める。(II) | (・令和8年度から次期RAMISが運用開始できるようになったか。) ・次期RAMISの整備を計画通りに進め、令和8年3月12日に運用開始した。 ・利用者となる自治体や庁内の関係者とも意見交換・情報共有を図りながらシステム設計を推進した。画面設計に係る意見交換を計7回、構築事業者との定例打合せを51回実施した。 | A | ・次期RAMISがユーザにとって使いやすいものになるよう、自治体や庁内関係者と緊密な調整を進め、予定どおり運用開始できた。 | ・令和8年度以降は新しいシステムを運用しながら必要な改善を行っていく。 |
| | ・放射線モニタリングプラットフォーム(RAMP)の整備を令和7年度末までに行う。(II) | (・放射線モニタリングプラットフォーム(RAMP)への移行を令和7年度末までに完了したか。) ・RAMP設計開発事業者と、関係自治体を含めた設計開発会議を開催し工程を遅滞なく進めることができている。 | A | ・工程管理を行い、設計開発事業者、関係自治体と設計開発会議を高頻度で実施し、工程を遅滞なく進めている。 | ・引き続き工程を遅滞なく進め、令和7年度末までに整備完了し、運用保守に移行する。 |
| ②先進的モニタリングシステム構想を推進することで、新規技術・知見を積極的に活用し、強靱で機動的な放射線モニタリング体制を構築する。 | ・先進的モニタリングシステム構想の推進に向け、航空機モニタリングの運用技術の高度化や、新たなモニタリング技術の開発等を進める。(III) | (O試験運用を含め、4地域で航空機モニタリングを実施したか。) (・マルチコプターの活用、ブルーム観測手法等の新たなモニタリング技術開発、実証段階にあるLPWAの実装について、先進的モニタリングシステム構想のスケジュールに基づき進められたか。) ・有人機を用いた航空機モニタリングについて、柏崎刈羽地域を対象に測定を行った。また、無人機を用いた航空機モニタリングについて3地域(島根県、石川県、鹿児島県)で測定を行った。緊急時における無人航空機の運用について、国交省航空局と意見交換を行った。 | A | ・環境放射線モニタリングにおける新技術の社会実装に向け、着実な取組を進めている。 | ・引き続き、航空機モニタリングにおける無人航空機の活用に向けて国土交通省等と必要な調整を行っていく。 ・また、小型サーベイメータの可搬型モニタリングポストとしての活用のための検討を新たに進め |

| | | | | | |
|---|---|--|---|---|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・有人機モニタリングのリアルタイム化改修を完了した。 ・ETCC を用いた放射性プルームの観測及び可視化手法について、運転試験等を実施した。 ・島根県の協力を得て令和6年度から実施している LPWA の試験運用について、昨年度に不通・不安定だった箇所の改善、試験実施場所の拡大等に向け、通信に適した機器設置場所の調査等を実施し、結果を踏まえ機器を設置した。また、これまでの現場検証等の知見を基に、配置検討に関する手順を取りまとめた。 ・令和7年度第9回原子力規制委員会（令和7年5月21日）にて、先進的モニタリングシステム構想の取組状況と今後の進め方について報告を受けた。 ・小型サーベイメータを省電力かつ持ち運び可能なモニタリングポストとして活用する可能性を模索するため、サーベイメータとスマートフォンを組み合わせることにより地上の通信と衛星の通信を活用する手法を検討し、その実現可能性を調査した。 | | | る。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・新しい技術の活用を常に模索し、構想の内容を充実させていく。（Ⅲ） | <ul style="list-style-type: none"> （・先進的モニタリングシステム構想に新規技術を取り込むことができたか。） ・AI を用いた状況判断支援システムについて検討し内容を取りまとめ、令和7年度補正予算として費用を確保した。令和8年3月に契約を締結し事業を開始した。 ・拡散計算の活用について気象学者との意見交換を4回実施した。 ・気象データの活用について気象庁や気象学者と意見交換を行った。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングにおいて、新たにAIを活用する方策を取りまとめることができ、予算を確保した上で事業を開始することができた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度以降 AI の活用や気象データの活用について、気象庁との連携も進めながら検討を進めていく。 |
| ③環境放射線モニタリングプラットフォーム（仮称）に関係道府県が維持管理している環境放射線モニタリングシステム等の集約・効率化を進め、放射線に関する状況の情報提供の環境を維持する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度に関係道府県とのクラウド利用による接続を開始できるよう、令和7年度末までに次期放射線モニタリング情報共有・公表システム（RAMIS）の機能を含んだ放射線モニタリングプラットフォーム（RAMP）の構築を進める。（Ⅱ） | <ul style="list-style-type: none"> （・令和8年度に関係道府県とのクラウド利用による接続を開始できるよう、システムに係る設計・構築及び関係道府県との調整が進められたか。） ・放射線モニタリングプラットフォーム（RAMP）及び次期RAMISの整備を計画通りに進め、令和8年3月12日に運用開始した。クラウド環境や通信ネットワーク等、システム設計に関する構築事業者との定例打合せを53回、関係自治体とのワーキンググループを計2回実施した。RAMP 設計開発事業者と、関係自治体を含めた設計開発会議を開催し工程を遅滞なく進めることができています。 ・2県（佐賀県・山口県）のクラウド環境への移行と、その他22道府県のシステムのつなぎ替えを行うに当たり、作業進捗状況を相互に共有し、切替手順・切替スケジュールの検討を行った。 ・令和7年度第6回原子力規制委員会（令和7年4月30日）において、クラウド技術を活用したシステム統合に係る今後5年間の進め方について取り上げた。これを踏まえ、関係道府県のシステムを順次RAMPに移行させるために必要な費用を令和8年度予算要求に盛り込んだ。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・関係道府県のシステムをRAMPに取り込むためには、自治体やベンダーとのきめ細かい調整が必要であるが、現在までのところおおむね順調に進捗している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・RAMPに移行する自治体の拡大に向け、引き続き調整に取り組む。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・RAMP について、令和8年度移行候補自治体の環境放射線モニタリングシステム等の集約・効率化の検討を進める。（Ⅲ） | <ul style="list-style-type: none"> （・請負事業者との設計会議を通して令和8年度移行候補自治体の要件をシステムに効率的に反映させるための内部設計を行えたか。） （・令和8年度移行候補自治体の更改物量を把握し放射線モニタリングプラットフォーム（RAMP）改修準備と移行計画策定を完了できたか。） ・令和8年度移行候補自治体の要件をヒアリングし、追加が想定される機能が、現行の設計を大きく変更することなく拡張できるよう、拡張性を考慮した設計を行った。 ・令和8年度移行候補自治体の要件のヒアリングが完了し、各自治体の来年度の調達のための支援を開始した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度移行候補自治体の要件をヒアリングし、拡張性を考慮した設計を行うとともに、各自治体の来年度の調達のための支援を開始した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き令和8年度移行候補自治体の集約効率化の検討と自治体の支援を行う。 |
| ④放射線測定・分析に関する規程等の整備や緊急時モニタリングに係る訓練・研修による人材育成を通じて、平時及び緊急時におけるモニタリング体制を強化する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・放射能測定法シリーズの改訂等を進める。（Ⅰ） | <ul style="list-style-type: none"> （○放射能測定法シリーズを2種改訂等できたか。） ・「放射性炭素分析法」「ヨウ素-129分析法」「放射性ストロンチウム分析法」の改訂版について、令和7年6月にHP公開を行った。 ・「放射能測定における品質保証」の新規策定について、令和7年度下期の第23回及び第24回環境放射線モニタリング技術検討チーム会合にて審議を行い、案を取りまとめた。 ・「NaI シンチレーションスペクトロメータ機器分析法」の改訂について、令和7年度下期の第23回及び第24回環境放射線モニタリング技術検討チーム会合にて審議を行い、案を取りまとめた。 ・「緊急時における放射性ストロンチウム分析法」の新規策定について、令和7年度下期の第23回及び第24回環境放射線モニタリング技術検討チーム会合にて審議を行い、案を取りまとめた。 ・第23回環境放射線モニタリング技術検討チーム会合において、一般社団法人日本電気計測器工業会から予算執行効率化の観点から有用と思われるモニタリング技術について情報収集を行い、費用対効果の高い環境放射線モニタリング実施に資する新知見の導入に向けた検討を開始した。【再掲】 ・放射線測定法シリーズの現状と今後の取組について、令和7年度第65回原子力規制委員会（令和8年3月11日）で報告を受けた。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・放射能測定法シリーズについて、社会のニーズを踏まえた、3文書の策定を実施できた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き優先順位をつけながら必要な制改定を行っていく。 |

| | | | | | |
|--|---|--|---|---|---|
| | <p>・都道府県職員等を対象とした環境放射能分析に関する技術習得に係る研修や、緊急時モニタリングの実効性向上のための各種研修・訓練等を実施する。(I)</p> | <p>(○都道府県職員等を対象とした環境放射能分析に関する技術習得に係る研修を、地方公共団体の要望を踏まえたべ10回以上実施できたか。) (○緊急時モニタリングの実効性向上のための研修を24回実施できたか。) また、EMC訓練を13回実施できたか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリング要員育成について、基礎的な講座を24道府県中23道県、EMC活動訓練を13地域中11地域で実施した。 ・放射性物質の大気拡散計算の結果を活用した机上訓練を下半期に2回実施した。また、今後の更なる改善に向け、気象の専門家との意見交換を行った。 ・原子力総合防災訓練の初動対応訓練、拠点運営訓練、プレ訓練及び総合防災訓練本番で使用する訓練データを作成・活用した。 ・初動対応訓練及び拠点運営訓練において、ERC放射線班マニュアル等に欠測ポストに係る情報提供について反映した。 ・緊急時モニタリング要員育成の基礎講座のカリキュラムの1講義をeラーニング化し、集合研修の充実化を図った。 ・令和7年度第14回原子力規制委員会(令和7年6月11日)にて、地方公共団体の放射線モニタリング人材の育成に関する取組について取り上げた。 ・都道府県職員等に対し年間15講座の研修を計画どおり行った。 ・研修の受講希望者数を踏まえ、研修を2講座追加した。 ・研修の充実化を図るため、eラーニングのための教材2講座分の制作を行った。 ・令和7年6月11日の原子力規制委員会にて、地方公共団体の放射線モニタリング人材の育成に関する取組について報告した。【再掲】 | A | <p>・令和7年6月11日の原子力規制委員会報告を受け、eラーニング化や研修講座の追加等に取り組んでいる。</p> | <p>・引き続き実習の充実や実践的な研修・訓練の実現に取り組んでいく。</p> |
| | <p>・原子力規制事務所(上席放射線防災専門官)において、これまでの業務を見直し業務の適正化を図る。(II)</p> | <p>(・上席放射線防災専門官の業務について、役割を拡充するなどの見直しを行うとともに、必要に応じて原子力規制事務所要領等を改訂できたか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上席放射線防災専門官等の役割の拡充のための原子力規制事務所要領の改訂に向けて、ワーキンググループを3回開催した。 ・令和6年度に実施した上席放射線防災専門官の業務状況調査の結果に基づき、拡充する業務及び時間配分を決定した。 ・ワーキンググループ内で議論を行い、拡充する業務を踏まえ、原子力規制事務所要領の改訂案を決定し、関係課等と調整し改定を行った。 ・上席放射線防災専門官等の役割の拡充について、令和7年度第46回原子力規制委員会(令和7年12月3日)に報告し、庁内外に本取組を周知した。 | A | <p>・上席放射線防災専門官の役割拡充に向け、原子力規制事務所要領の改訂等の取組を実施できた。</p> | <p>・役割拡充を踏まえ、上席放射線防災専門官の育成を強化していく。</p> |
| <p>⑤国外で発生する原子力事象への対応を念頭に、47都道府県で環境中の放射線及び放射性物質の水準に係るモニタリングを実施し、平時及び事象発生時に的確な情報発信を行う。</p> | <p>・全国の環境中の放射能の水準を把握するため、環境放射能水準調査を着実に実施し、公表する。(I)</p> | <p>(・モニタリングポストについては、取得したデータをRAMISにおいて99.9%以上の稼働率で公開できたか。) (・その他、前年度の調査結果について、6月を目途にHPにて公表できたか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境放射能水準調査を実施し、空間放射線量率をリアルタイムで公表した。また、放射線関連の専門委員による検討委員会を3回実施し、令和7年度の調査で得られた測定結果等の解析等の検討を行った。 ・各課室等の執行残を用いて、老朽化した資機材の更新を行った。 ・環境放射能水準調査等の調査結果を収集・公表するためのシステムである放射線測定結果のデータベース『日本の環境放射能』を7月に刷新し、『環境放射能・放射線データベース(ENVRADDB)』を新たに公開した。 ・令和7年度第22回原子力規制委員会(令和7年7月23日)にて、環境放射線モニタリング情報のわかりやすい発信に関する取組について報告し、委員会での議論を踏まえ、放射線モニタリングの情報を国民にわかりやすく発信するため、HPの改良や環境放射線に関するチラシ・ポスターの作成を行った。チラシについては5000部作成しそのうち約4000部を総合防災訓練や自治体訓練等を通じて、施設周辺の住民に配布した。上記によりRAMISについて広く周知した。【再掲】 ・令和8年2月9日に、環境放射能水準調査事業に係る職員向けのセミナーを開催し、本事業の沿革や目的を説明してその重要性を周知した。 ・令和6年度の報告書について、原子力規制委員会のHPに掲載した。 ・原子力施設周辺海域の放射能調査を実施するため、年度当初に公益財団法人海洋生物環境研究所との間で委託業務契約の締結を行い、原子力施設沖合の主要漁場における放射能調査を実施した。 | A | <p>・調査を着実に実施するとともに、RAMISやENVRADDBでのモニタリング結果の公開を実施した。 ・ENVRADDBについては、わかりやすい情報発信のための工夫を行った。</p> | <p>・引き続き分かりやすい情報発信に向けた努力を行っていく。</p> |

| | | | | | |
|---|--|--|---|---|--|
| | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国外における原子力事象発生時に我が国として必要な国内への影響評価のための放射線モニタリングを行えるよう、関係省庁における科学的にみて合理的なモニタリング体制の整備・維持を進める。(Ⅱ) | <ul style="list-style-type: none"> (・ 関係省庁による国外原子力事象発生時の放射線モニタリングに必要な経費の精査を行い、的確に予算を配分できたか。) ・ 各省庁に対してヒアリングを実施し、内容を精査した上で、令和8年度概算要求へ反映した。財務省との予算折衝の末、要求額は満額査定され、各省庁へ予算配分額を確定し、予算移し替え協議を実施した。 ・ 特に老朽化する大気浮遊塵の採集に使用する集塵器の代替となる事業について、関係機関と調整し、5か年の国庫債務負担行為の事項として、令和7年度補正予算で満額査定され、年度内に早期の契約締結を実施した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係省庁のニーズを踏まえ、令和7年度予算の適切な配分と令和8年度予算を確保できた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、適切な配分と必要な予算の確保に努める。また、放射能調査研究に必要な経費の更なる活用について検討を行う。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国外における原子力事象発生時に、環境放射能水準調査の枠組みを活用・強化したモニタリングを行うとともに、関係省庁と連携し、適切なタイミングでわかりやすい情報発信を行う。(Ⅰ) | <ul style="list-style-type: none"> (・ 国外における原子力施設等の事故発生時等の対応に関するマニュアル更新等を通じて即応体制を維持したか。) (・ 実際に事象が発生した際には、関係機関と連携しながら迅速かつ的確に対応できたか。) ・ 国外関係事象への対応の具体的内容を内閣官房副長官補室等と協議し、連絡先リスト等の更新を行った。また、前回の北朝鮮による核実験からしばらく時間が経過していることから、各要員が担当する役割を明確にするためマニュアルを刷新した。 ・ 令和7年度においては、対応が発生するような国外における原子力事象は発生しなかった。 ・ 日中韓の規制当局間において、原子力災害等の緊急時における三国間の情報共有が円滑に行われるよう、訓練を通じてその実効性を確認する目的で、令和7年11月25日～26日に開催されたThe 9th TRM Joint Emergency Drill & Site Visitに参加し、仮に中国で原子力災害が発生した場合に中国の環境放射線モニタリングについてどれだけの情報を国内に提供できるかについての知見を得た。 ・ 離島地域(与那国、対馬)でモニタリングをしているが、国外による原子力事象の発生時にモニタリングポストが故障によって測定できない状況避けるための多重化を検討した。その結果、与那国及び対馬ポストについては、放射能対策連絡会議や防衛省等の要請があるものでなく、高額な費用をかけて多重化すべきものではないとして、原子力規制庁で判断した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国外における原子力事象発生時に対応できる体制を維持できている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き即応体制の維持に努める。 |
| ⑥原子力艦寄港地において、モニタリング体制整備を進めるとともに、平時(原子力艦寄港時を含む。)及び緊急時においてモニタリングを実施し、測定結果に関する情報発信を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 米原子力艦寄港地において、放射線モニタリングに必要な測定体制を維持し、放射線モニタリングを確実に実施し、遅滞なく公表する。(Ⅰ) | <ul style="list-style-type: none"> (・ 原子力艦寄港地におけるモニタリングポストについては、取得したデータをRAMISにて常時公開できたか。) (・ 原子力艦寄港時の放射能調査結果を毎日HPにて公表できたか。) ・ モニタリング調査を実施するため、各事業者との契約を実施した。 ・ モニタリング資機材の維持について、電子天秤の点検校正及びNaI制御PCの不具合修理を実施した。またモニタリング資機材の更新について、Ge半導体検出器等は10月に納入完了した。 ・ 令和7年4月～令和8年1月に実施した原子力艦寄港中の放射能調査結果(のべ41隻分)をHPに公表した。また、令和7年4月～令和8年1月に寄港した原子力艦について(のべ39隻分)、出港時及び出港後に実施した放射能調査の結果の評価を実施した。 ・ 毎年度の予算を平準化させるため、劣化の少ない局舎の更新を後ろ倒しにした。また、国交省が定める港湾の施設の点検診断ガイドラインに基づき小海局舎の局舎本体の点検診断を行った結果、早期の更新は必要ないことが分かったため、令和9年予算以降に整備を行うこととした。 ・ 車両搭載型のモニタリング試作機について、事業者と契約し、令和7年12月に納入された。 ・ 横須賀モニタリングセンター、佐世保モニタリングセンター及び沖縄モニタリングセンターにおける環境モニタリングを継続した。また、原子力艦寄港時以外も含め4回異常値を確認し、その原因を確認した。 ・ 原子力艦寄港地及び周辺海域の放射能調査(令和7年4月～令和8年3月に寄港したのべ41隻分)及び定期調査(第1四半期及び第4四半期分の一部)を実施した。 ・ モニタリング結果(原子力艦寄港中の放射能調査結果)のWebサイト公表資料案を作成した(後に海域測定班において公表作業を実施した。) ・ 日本分析センターに委託し、自治体等を含む関係機関の担当者のための「原子力艦放射能調査技術研修会」を令和7年6月に開催した。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備の維持管理により必要な測定体制を維持できている。また、必要な調査を実施した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き維持管理、放射能調査、結果の公表に取り組む。 |